

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第22巻 第2号(通巻604号) 2023.2

地域活性化等支援業務を
新たな収益源とするために必要なこと

サステナブルファイナンスの潮流①
—ESG 投資を巡る国内の動向—

令和4年版犯罪収益移転危険度調査書(NRA)の要点について

第190回全国中小企業景気動向調査
10～12月期業況は3四半期続けて改善しコロナ前の水準近くまで回復
—2022年10～12月期実績・2023年1～3月期見通し—
【特別調査—2023年(令和5年)の経営見通し】

脱「価格競争」を実現する中小企業の「価値創造」とは③(商業編)
—「経験価値」の創造で顧客満足とブランドロイヤリティの向上へ—

地域・中小企業関連経済金融日誌(12月)

統計



信金中央金庫

SCB

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会 (敬称略、順不同)

| | | |
|------|-------|------------------------|
| 委員長 | 地主 敏樹 | 関西大学 総合情報学部教授 |
| 副委員長 | 藤野 次雄 | 横浜市立大学名誉教授 |
| 委員 | 打田委千弘 | 愛知大学 経済学部教授 |
| 委員 | 永田 邦和 | 長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授 |
| 委員 | 村上 恵子 | 県立広島大学 地域創生学部教授 |

問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当：奥津、品田)

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

信金中金月報

2023年2月号 目次

| | | |
|---------|--|----|
| | 地域活性化等支援業務を 新たな収益源とするために必要なこと | 2 |
| | 信金中央金庫 地域・中小企業研究所長 大野英明 | |
| 調 査 | サステナブルファイナンスの潮流① —ESG投資を巡る国内の動向— | 4 |
| | 藁品和寿 | |
| | 令和4年版犯罪収益移転危険度調査書 (NRA) の要点について | 15 |
| | 藁品和寿 | |
| | 第190回全国中小企業景気動向調査 10~12月期業況は3四半期続けて改善しコロナ前の水準近くまで回復 —2022年10~12月期実績・2023年1~3月期見通し— 【特別調査—2023年(令和5年)の経営見通し】 | 23 |
| | 地域・中小企業研究所 | |
| | 脱「価格競争」を実現する中小企業の「価値創造」とは③(商業編) —「経験価値」の創造で顧客満足とブランドロイヤリティの向上へ— | 38 |
| | 山口亮奈 鉢嶺 実 | |
| 経済金融日誌 | 地域・中小企業関連経済金融日誌 (12月) | 59 |
| 信金中金だより | 信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録 (12月) | 65 |
| 統 計 | 信用金庫統計、金融機関業態別統計 | 67 |

地域活性化等支援業務を 新たな収益源とするために必要なこと

信金中央金庫 地域・中小企業研究所長
大野 英明

少し前の話であるが、2021年銀行法等の改正により、銀行本体が行うことができる業務として、地域の活性化等に資する業務（以下「地域活性化等支援業務」という。）が追加された。改正の狙いは、金融機関が自身の持続可能なビジネスモデルを構築したうえで、人口減少や少子高齢化に直面する地域の社会経済の課題解決に貢献すること、ポストコロナに向けて対応を進める企業・産業を力強く支援すること、「目利き力」をさらに強化し、成長分野に資金を供給するという役割を果たすことにある。地域活性化等支援業務は、「銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」とされており、具体的には、①コンサルティング・ビジネスマッチング業務、②登録型人材派遣業務、③システム関連業務、④広告宣伝・データ分析等業務、などが政令に列挙されている。

規制緩和によって、金融機関本体で、顧客の多様なニーズに対応することが可能になるため、新たな収益源として期待されているが、これらの機能を提供している専門業者は既に数多く存在している。そのため、地域金融機関が提供する当該サービスの利用者の多くは、専門業者の営業対象となりにくい先であることが想定される。具体的には、①能動的に当該サービスを利用する考えのない先、②専門業者が営業拠点を設置することが困難な地域にある先、③専門業者にとって事業規模が小さく収益性の低い先、④商品・サービスに課題がある先のいずれかに該当するものと思われ、これらを勘案すると、地域金融機関が当該事業へ単独で本格参入し、採算を確保することは困難と考えられる。

地域活性化等支援業務のうち、コンサルティング・ビジネスマッチング業務には、コロナ禍以前から多くの地域金融機関が取り組んでおり、その深度は専門業者の紹介、専門業者との協働、自社対応に区分される。専門業者の紹介は、提携先を拡大することにより、少ない経営資源で多様な顧客ニーズへ対応することが可能となるため、サービスの持続可能性は高いが、そ

の収益性は低水準であることが多く、金融機関の新たな収益源とはなっていない。当該業務自体で十分な収益を確保するには、専門業者との協働や自社対応での参入が前提となるが、収益性の高い案件をターゲットとする場合は、相応の経営資源を投入し、専門業者との競争に勝たなければならない。また、利用者の大部分が専門業者の営業対象とならない先であった場合は、成果が上がるまで、手間と時間を要するケースが多いため、短期間では想定した収益を確保できない可能性があることに留意する必要がある。

一方、地域金融機関が当該業務において、十分な収益を確保しているケースも出てきている。例えば、取引先における補助金の申請に係る支援において、これまでは専門業者を取引先に紹介する形態が一般的であったが、申請にかかる業界動向の調査やS W O T分析は、金融機関が事業性評価の一環として取り組んでいる業務であることから、申請書類の作成を支援し、専門業者に劣らない採択率で成功報酬を得ている事例が多くみられる。また、M & Aや事業承継において、手数料が一定規模に達しないため、専門業者では対応が難しい案件については、金融機関内で取引を完結させる動きもみられる。いずれのケースにおいても共通しているのは、課題解決に際し、融資を活用している点である。専門業者は手数料で収益を確保しなければならないが、融資が必要なケースであれば、金融機関は利息収入を得ることができる。補助金申請であれば不足額に対する資金、M&Aであれば買収資金の融資を実行することで、専門業者では対応が困難な小規模な案件であっても、採算を確保して対応することが可能となる。これらを勘案すると、地域金融機関が地域活性化等支援業務の持続可能性を確保したうえで、新たな収益源とするには、課題解決に融資が必要な分野において、専門業者と競合しない規模の顧客をメインターゲットとし、金利、手数料によって適正な対価を得ることが要件の一部となろう。

なお、コロナ禍以降、一部の地域金融機関では、顧客のあらゆるニーズに対応することを目指して、支援領域の拡大を図っており、提携する専門業者を大幅に増加させている。提携に際しては、本部の担当者がスキームを検討して規程・マニュアルを整備し、営業担当者へ提携の意義、活用方法を説明する研修を実施するなど、相応のコストをかけて導入しているが、現場では、本部各部門からの諸施策が集中することで、営業担当者が消化不良を起こすケースも発生しているようだ。経営資源が分散されることによって、本業が疎かにならないよう、ニーズの低い既存施策をスクラップするとともに、支援業務ごとのプライオリティを明確化することで、全体最適を図る必要があるだろう。特に、経営資源が限られる小規模金融機関においては、地域の状況と顧客ニーズを踏まえた、慎重な判断が求められる。

サステナブルファイナンスの潮流①

－ESG投資を巡る国内の動向－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藁品 和寿

(キーワード) サステナブルファイナンス、ESG投資、インパクト投資、PRI、SDGs、
GPIF、パリ協定、コーポレートガバナンス・コード、TCFD、金融行政方針

(視 点)

脱炭素社会の実現のための設備投資や技術開発に、官民合わせて巨額の資金が必要とされている。機関投資家や金融機関は、グリーン分野への資金供給の役割に加えて、企業の脱炭素化への取組みを促すためにプレッシャーを与える役割も期待されている。

こうした中、パリ協定やSDGsが採択された2015年から脚光を浴びているのが「サステナブルファイナンス」であり、その主な手法の一つが「ESG投資」である。

そこで、本稿では、第一弾として、ESG投資に関心が高まってきた背景や、国内でのESG投資を巡る動向について平易にまとめることとしたい。

(要 旨)

- ESG投資が拡大してきた要因としては、「PRI（2006年）」、「GPIFによるPRI署名（2015年）」、「SDGs（2015年）」、「パリ協定（2015年）」、「コーポレートガバナンス・コード（2015年）」、「TCFD報告書（2017年）」がそれぞれ、企業や投資家の行動に大きな影響を与えてきたことが挙げられる。
- 2015年以降、欧州を中心に広がってきたサステナブルファイナンスの潮流に対して、わが国でも、2020年度以降、環境省、金融庁、経済産業省等を中心に、企業のESG情報開示の充実、ESG評価に関する透明性、ESG投資における投資家目線等の実務的な課題の克服に向けて、さまざまな取組みが行われてきている。
- 「2022事務年度 金融行政方針 ～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」では、「サステナブルファイナンスを推進するため、企業と金融機関が対話をするためのガイダンスの策定、多様な投資家によるインパクト投資の促進、アセットオーナーにおける運用上の課題の把握等を行う。特に気候変動については、トランジション・ファイナンス推進のための環境整備を進める。」ことが明記されている。
- 日本銀行は、2021年7月の金融政策決定会合で、金融機関が取り組む脱炭素移行への取組みを支援するバックファイナンスとして、資金供給オペレーション（気候変動対応オペ）の導入を公表した。これは、地域金融機関の脱炭素支援の取組みにとっても後押しになるだろう。

はじめに

「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針2022)」では、脱炭素社会の実現に向けて、経済成長の促進とCO₂排出量の抑制を共に最大化する効果を持った「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化のため、「今後10年間に150兆円超の(官民の)投資の実現」が明記されている。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、機関投資家や金融機関は、グリーン分野への資金供給の役割に加えて、企業の脱炭素化への取組みを促すためにプレッシャーを与える役割も期待されている。

こうした中、パリ協定やSDGs^(注1)が採択された2015年から脚光を浴びているのが「サステナブルファイナンス」であり、その主な手法の一つが「ESG投資」である。

そこで、本稿では、第一弾として、ESG投資に関心が高まってきた背景や、国内でのESG投資を巡る動向について平易にまとめることとしたい。

1. 脚光を浴びるESG投資

ESGは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の3つの頭文字をとった略語である。このESG要素を考慮した投資が「ESG投資」であり、サステナブルファイナンスの手法の一つに位置付けられている。

ESG投資の定義について、湯山(2020)は、「SDGsという「目標」を掲げて、ESGという「手段」で取り組む企業への投資」としている。日本銀行金融市場局(2019)は、「SDGs達成のために取り組むべき課題は、企業にとってはビジネス機会となり、投資家にとっては投資機会となり、こうした資金需給のミスマッチを解消する手段がESG投資と言い換えることもできる」と明記している。また、世界最大の年金基金である年金積立金管理運用独立行政法人(以下、「GPIF」という。)は、ESG投資とSDGsの関係について、**図表1**のように説明している。なお、NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)公表の「日本サステナブル投資白書2020」によると、海外では、「ESG integration(統合)」や「ESG incorporation(包括)」という用語が使われ、「ESG investing(investment)(投資)」という言葉は使わないという。

湯山(2021)や日本銀行金融市場局(2019)によると、ESG投資への関心が高まったきっかけは、2006年4月に、コフィー・アナン国連事務総長(当時)が提唱したPRI(Principles for

(注)1. Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標のこと。2015年9月の国連総会で、193か国すべての加盟国が合意し、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採択された。17の国際目標と、それぞれの目標に付随する169の達成基準から構成され、2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などの諸目標を達成するために国際連合が主導する活動である。

2. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所ホームページ(<https://www.scbri.jp/PDF/sangyoukigyou/scb792022F03.pdf>)を参照

図表1 ESG投資とSDGsとの関係



(出所) GPIF (年金積立金管理運用独立行政法人) ホームページ

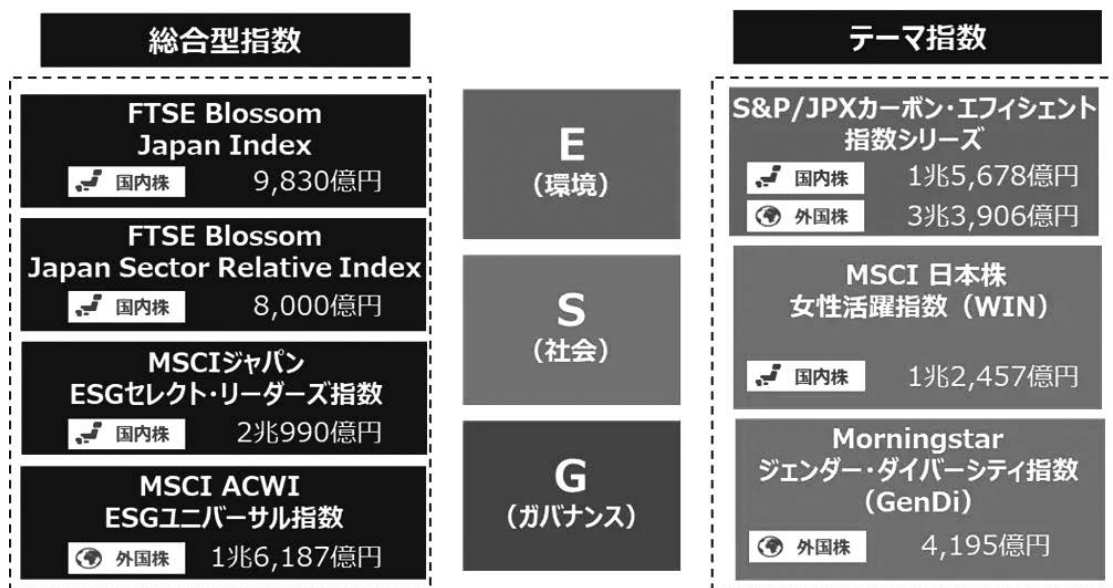
Responsible Investment; 責任投資原則) である^(注3)。PRIは、機関投資家等が企業分析・評価を行う上で、長期的な視点を重視し、ESG情報を考慮した投資行動をとることを求めている。その6つの投資原則は、以下のとおりである。PRI提唱後のパリバショック(2007年8月)やリーマンショック(2008年9月)は、ESGを重視するPRIが広まる動機になったと言われる。

なお、2022年10月20日現在、世界では5,220社、わが国では119社の機関投資家等がPRIに署名している^(注4)。

- 原則1 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込みます。
- 原則2 私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESG問題を組み入れます。
- 原則3 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。
- 原則4 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように働きかけを行います。
- 原則5 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために協働します。
- 原則6 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

(注)3. 小平(2021)は、PRIの原型と言える報告書として、国連環境計画・金融イニシアティブの資産運用ワーキング・グループが公表した「The Materiality of Social Environmental and Corporate Governance Issues to Equity Pricing」を紹介している。
4. サステナ株式会社ホームページ (<https://www.sustaina.org/ja/links/pri/>) を参照

図表2 GPIFが採用するESG指標



(出所) GPIF (年金積立金管理運用独立行政法人) ホームページ

ESGへの関心が大いに広まったターニングポイントは、2015年9月の国連総会で193か国すべての加盟国の合意で採択されたSDGsや、2015年11月のCOP21(第21回締結国会合、開催地:フランス・パリ)で採択されたパリ協定である。また、ESG投資への関心が高まった最大の要因は、2015年9月のGPIFによるPRIへの署名であり、小平(2021)は、これを「ESGビッグバン」と呼んでいる。なお、GPIFが採用しているESG指標は、図表2のとおりである。

図表3 TCFD 提言で推奨される4つの開示項目

| ガバナンス | 戦略 | リスクマネジメント | 指標と目標 |
|--|--|---|---|
| 気候関連のリスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する。 | 気候関連のリスクと機会が組織の事業、戦略、財務計画に及ぼす実際の影響と潜在的な影響について、その情報が重要(マテリアル)な場合は、開示する。 | 組織がどのように気候関連リスクを特定し、評価し、マネジメントするのを開示する。 | その情報が重要(マテリアル)な場合、気候関連のリスクと機会を評価し、マネジメントするために使用される指標と目標を開示する。 |
| 推奨開示 | 推奨開示 | 推奨開示 | 推奨開示 |
| a) 気候関連のリスクと機会に関する取締役会の監督について記述する。 | a) 組織が特定した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会を記述する。 | a) 気候関連リスクを特定し、評価するための組織のプロセスを記述する。 | a) 組織が自らの戦略とリスクマネジメントに即して、気候関連のリスクと機会の評価に使用する指標を開示する。 |
| b) 気候関連のリスクと機会の評価とマネジメントにおける経営陣の役割を記述する。 | b) 気候関連のリスクと機会が組織の事業、戦略、財務計画に及ぼす影響を記述する。 | b) 気候関連リスクをマネジメントするための組織のプロセスを記述する。 | b) スcope 1、Scope 2、該当する場合はScope 3のGHG排出量、および関連するリスクを開示する。 |
| | c) 2°C以下のシナリオを含む異なる気候関連のシナリオを考慮して、組織戦略のレジリエンスを記述する。 | c) 気候関連リスクを特定し、評価し、マネジメントするプロセスが、組織の全体的なリスクマネジメントにどのように統合されているかを記述する。 | c) 気候関連のリスクと機会をマネジメントするために組織が使用する目標、およびその目標に対するパフォーマンスを記述する。 |

(出所)「気候関連財務情報開示タスクフォースの提言の実施」p.15

コーポレートガバナンスの観点からは、金融庁と東京証券取引所が策定し、2015年6月から適用されている「コーポレートガバナンス・コード^(注5)」(上場企業の行動原則)が、ESGへの関心を高めるきっかけになった。また、2017年6月に、気候関連財務情報開示タスクフォース(以下、「TCFD」という。)が公表した報告書は、ESG投資の普及を決定づけるきっかけとなっている。なお、TCFDは、企業や金融機関に、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の観点から、財務に影響を及ぼす気候関連の情報を開示するよう促している(図表3)。

以上を総括すると、ESG投資が拡大してきた要因としては、「PRI(2006年)」、「GPIFによるPRI署名(2015年)」、「SDGs(2015年)」、「パリ協定(2015年)」、「コーポレートガバナンス・コード(2015年)」、「TCFD報告書(2017年)」がそれぞれ、企業や投資家の行動に大きな影響を与えてきたことが挙げられよう。

2. ESG投資を巡る国内の対応

2015年以降、欧州を中心に広がってきたサステナブルファイナンスの潮流に対して、わが国でも、2020年度以降、環境省、金融庁、経済産業省等を中心に、さまざまな取組みが行われている(図表4)。

図表4 ESG投資を巡る国内の対応

| 所管・主体 | 会議名 | 会合開催時期 | 公表された指針・ガイドライン等 |
|-------------------|-------------------------|----------------------------|---|
| 環境省 | ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース | 2020年4月20日～ 2021年2月22日 | ・「インパクトファイナンスの普及に向けたロードマップ」(2020年7月15日) ・「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」(2021年3月26日) |
| | グリーンファイナンスに関する検討会 | 2021年12月16日～ | ・「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年改訂版」(2022年7月5日) |
| 金融庁 | サステナブルファイナンス有識者会議 | 2021年1月21日～ | ・「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」(2021年6月18日) ・「サステナブルファイナンス有識者会議第二報告書」(2022年7月13日) |
| | ソーシャルボンド検討会議 | 2021年3月10日～ 2022年5月23日 | ・「ソーシャルボンドガイドライン」(2021年10月26日) ・「ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例」(2022年7月15日) |
| | インパクト投資等に関する検討会 | 2022年10月28日～ | — |
| 経済産業省、 金融庁、環境省 | トランジションファイナンス環境整備検討会 | 2021年1月27日～ | ・「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」(2021年5月7日) ・「エンゲージメント・ガイダンス(仮称)章構成(案)」(2022年9月1日) |
| 日本証券取引所 グループ | サステナブルファイナンス環境整備検討会 | 2021年10月15日～ 2022年1月21日 | ・「中間報告書」(2022年1月21日) |

(備考) 巽(2021)、各ホームページ等を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)5. 日本取引所グループホームページ(<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/index.html>)を参照

環境省は、2020年7月、ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースにおける議論を踏まえ、「インパクトファイナンスの基本的考え方」を公表した^(注6)。これを踏まえ、2021年3月、「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」が公表された。本ガイドは、喫緊の課題となっている気候変動への対応をはじめとするグリーン（環境）の側面に特に焦点を当て、インパクトファイナンスの基本的な流れの具体的な手順を解説し、より幅広い主体が取り組みやすいものとする事で、インパクトファイナンスの主流化を目指している。また、2022年7月、「グリーンbond及びサステナビリティ・リンク・bondガイドライン 2022年版」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版」が改訂、公表された。いずれも、国際原則の動きと市場および国内の政策動向の2つのポイントから見直され、わが国のサステナブルファイナンス市場をさらに健全かつ適切に拡大していくことを目指している。

金融庁は、2021年10月、世界的にソーシャルbond^(注7)の発行が急速に拡大していることを背景に、「ソーシャルbondガイドライン」を公表した。本ガイドラインは、ソーシャルbondの4つの「核となる要素」として、「調達資金の用途^(注8)」、「プロジェクトの評価と選定の規準^(注9)」、「調達資金の管理^(注10)」、「レポートिंग^(注11)」を挙げる^(注12)等、ソーシャルbondの信頼性確保と発行体の負担軽減を図り、わが国の民間企業がソーシャルbondをさらに活用することを促している。また、2022年7月には、「第二次報告書ー持続可能な新しい社会を切り拓く金融システムー」が公表された^(注13)。本報告書は、「サステナブルファイナンス有識者会議報告書 持続可能な社会を支える金融システムの構築」(以下、「第一次報告書」という。)を2021年6月に公表して以降、計5回の有識者会議にて行われた議論の結果をまとめたものである。機関投資家や金融機関のサステナブルファイナンスへの対応をさらに継続・深化させていくことの重要性が述べられている。

金融庁、経済産業省、環境省は共同で、2021年5月、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を公表した。本基本指針は、国際資本市場協会(ICMA)が2020年12月に公表した「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」等を踏まえ、トランジション・ファイナンス(図表5)が、その信頼性を確保するとともに、特に排出削減困難なセクターにおけるトランジションへの資金調達手段としての地位を確立し、2050年カーボンニ

(注)6. 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/press/108151.html>) を参照

7. 資金調達が、ソーシャルプロジェクト(社会的課題の解決に貢献し、社会的な効果をもたらすもの)だけに充当される債券のこと。

8. ソーシャルbondによる資金調達はソーシャルプロジェクトだけに充当されるべき。

9. 実現を目指す社会的な目標、プロジェクトの評価と選定のプロセスを説明すべき。評価と選定の規準を説明することが望ましい。

10. 適切な方法で資金の追跡管理を行うべき。

11. プロジェクトの概要、充当した資金の額、社会的な効果等を開示すべき。社会的な効果は可能であれば定量的な指標で示すことが望ましい。指標はアウトプット、アウトカム、インパクトの3段階で示すことが考えられる。

12. 「核となる要素」に加えて、2つの「重要な推奨項目」として、「ソーシャルbondの発行のためのフレームワーク(フレームワークを作成し「核となる要素」への適合を説明すべき)」と「外部機関によるレビュー(「核となる要素」への対応等、外部機関によるレビューを活用することが望ましい)」が挙げられている。

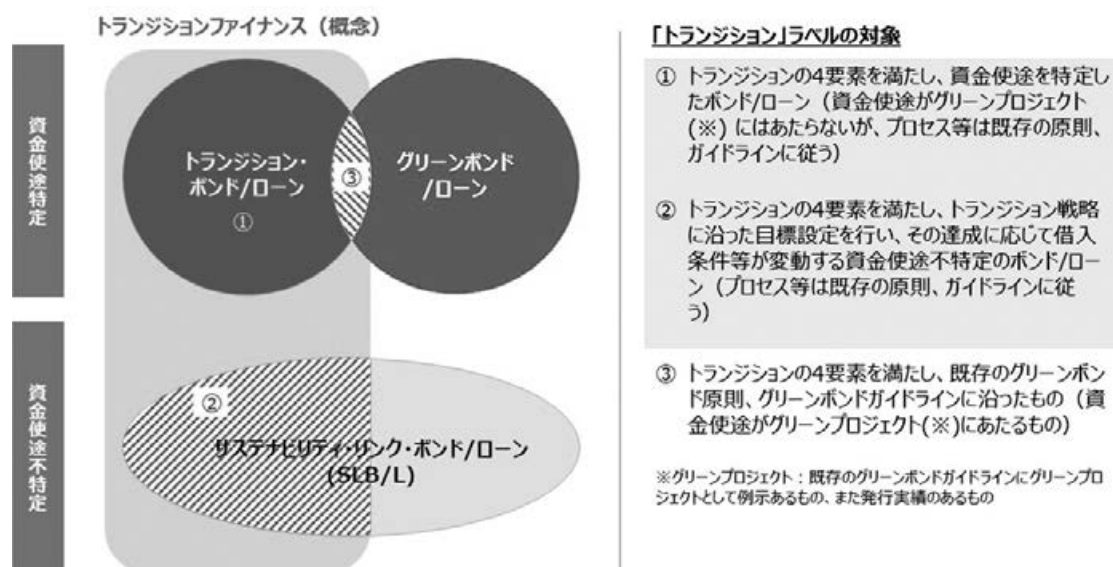
13. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/PDFnews&topics/20220901-2.pdf>) を参照

ュートラルの実現に貢献することを目的としている。

日本取引所グループ^(注14)は、2022年1月、上述した第一次報告書を受けて、中間報告書を公表した。本報告書は、2021年10月に設置した「サステナブルファイナンス環境整備検討会」での議論をとりまとめている。具体的には、グリーンボンド等の情報を幅広く集約する「情報プラットフォーム」等の具体的なあり方や、さらなる市場の充実と透明性の確保に向けた今後の課題や対応等がとりまとめられている。

ESG投資の拡大にあたって、日本銀行金融市場局(2021)のとおり、企業のESG情報開示の充実、ESG評価に関する透明性、ESG投資における投資家目線等において実務的な課題があり、これら課題の克服に向けて、各省庁等において、さまざまな取組みが行われている。

図表5 トランジション・ファイナンスの概念



(備考) トランジションの4要素は、以下のとおりである。
 要素1：資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス
 要素2：ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ
 要素3：科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略(目標と経路を含む)
 要素4：実施の透明性
 (出所) 経済産業省ホームページ(トランジション・ファイナンス)

【コラム】インパクト投資とは

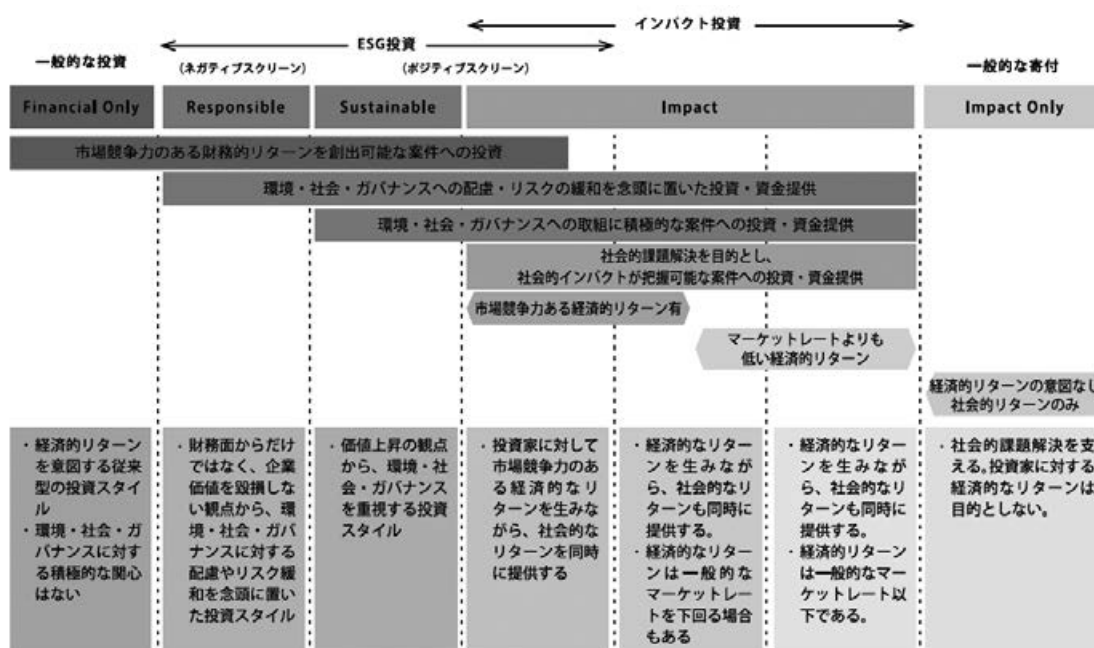
インパクト投資については、金融庁が、2022年10月25日に、サステナブルファイナンス有識者会議に「インパクト投資等に関する検討会」を設置し、投資によるインパクトの実務的な計測手法の具体化等についての議論の結果を2022年度末までに取りまとめる予定としている等、注目を集めている。

(注)14. 2017年12月に、ESG投資の普及を目的とする世界の証券取引所の連合体である「持続可能な証券取引所イニシアティブ」(Sustainable Stock Exchange Initiative)に参加している (<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0070/20171206-01.html>)。

「インパクト投資拡大に向けた提言書2019」は、インパクト投資について、「社会面・環境面での課題解決を図ると共に、財務的な利益の両立を目指す投資」と定義している。さらに咀嚼すると、従来の投資における価値判断の2つの軸である「リスク」と「リターン」に、「インパクト」という3つ目の軸を取り入れ、事業や活動の成果として生じる社会的・環境的な変化や効果を把握し、社会的なリターンと財務的なリターンの両立を意図した投資である。

インパクト投資の4つの中核的な特性としては、「明確な意図をもって、投資を通じて、財務的なリターンと並行し環境や社会にポジティブなインパクトをもたらすことに貢献していること^(注15)」、「エビデンスやインパクトデータを活用して投資戦略を設計すること^(注16)」、「インパクトパフォーマンスの把握を通じて投資をマネージしていること^(注17)」、「インパクト投資の発展に貢献していること^(注18)」が挙げられている。

図表6 ESG投資とインパクト投資との関係性



(出所)「インパクト投資拡大に向けた提言書2019」p.1

- (注)15. 社会や環境に対する利益を最大化する観点から、直観に基づくのではなく、信用性の高い定性および定量的なエビデンスやデータを活用すること。
16. インパクト投資を行う際の「意図」に対して、どのような結果が生まれたのか、フィードバックする仕組みを置くことや、目指すインパクトの創出に向け投資成果をマネジメントする観点から、パフォーマンスに関する情報をインベストメントチェーン内で共有すること等。
17. 自らの投資戦略や目標、パフォーマンスを説明する際に共通的な用語や慣習、指標を使うこと、透明性を確保すること、また実際に何が社会や環境への貢献につながったのか、自らの経験や学びを共有することを通じて産業のより良い発展に貢献すること。
18. 自らの投資戦略や目標、パフォーマンスを説明する際に共通的な用語や慣習、指標を使うこと、透明性を確保すること、また実際に何が社会や環境への貢献につながったのか、自らの経験や学びを共有することを通じて産業のより良い発展に貢献すること。

また、ESG投資との比較では(図表6)、インパクト投資の特徴として、より強く「社会面、環境面での課題解決」と「経済的なりたんの両立」を「インパクト」として意図している点が挙げられている。

なお、「日本におけるインパクト投資の現状と課題 2021年度調査」によると、2020年度決算期末時点でのインパクト投資残高は、6,563億円(前年比203%増)である。

3.サステナブルファイナンスの視点で読み解く「2022事務年度 金融行政方針」

金融庁は、2022年8月、「2022事務年度 金融行政方針 ～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」を公表した。金融行政方針は、単年の事務年度における「金融行政における重点課題および金融行政に取り組む上での方針」であり、金融庁の考え方を幅広いステークホルダーに知ってもらうための文書である。この中で、2022事務年度は、「Ⅰ.経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ」、「Ⅱ.社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する」、「Ⅲ.金融行政をさらに進化させる」という3つの重点課題に取り組むことが示されている。

サステナブルファイナンスについては、Ⅱにおいて、以下のとおり要約されている。

- サステナブルファイナンスを推進するため、企業と金融機関が対話をするためのガイドランスの策定、多様な投資家によるインパクト投資の促進、アセットオーナーにおける運用上の課題の把握等を行う。特に気候変動については、トランジション・ファイナンス推進のための環境整備を進める。

さらに具体的には、17頁から20頁にかけて、以下のとおり、明記されている。金融機関としては、金融庁との対話を重ねながら、サステナブルファイナンスに取り組んでいくことが求められているといえよう。

【要約】

| | |
|------------------|---|
| 企業のサステナビリティ開示の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ コーポレートガバナンス・コードの改訂に基づき、プライム市場の上場企業に対して、TCFDの枠組み等に基づく開示の質と量の充実を求める。 ■ 有価証券報告書において、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設 ■ サステナビリティ開示の基準策定のための国際的な議論に積極的に参画し、わが国の意見が取り込まれた国際基準の実現を目指す。 |
| 市場機能の発揮 | <ul style="list-style-type: none"> ■ アセットオーナーや関係省庁、国際機関等の関係者と連携し、投資先企業の成長の促進と自らの受託資産の持続的増大の両方を図るために、どのような課題があり得るかについて把握 ■ 2022年度末を目標に、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正 ■ グループによるESGに関する情報プラットフォームの拡充 ■ GX 経済移行債(仮称)を含むGX投資のための10年ロードマップの策定やGXリーグ^(注19)の稼働に向けた積極的な貢献 ■ カーボン・クレジット市場の整備に向けて、金融機関が果たせる役割の検討 |

(注)19. 2022年2月公表のGXリーグ構想の中で示された、GXに積極的に取り組む企業群が、官・学・金とともに一体として経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造のための実践を行う場。2023年4月以降の本格稼働を目指して設立準備を進めている。

| | |
|-----------|--|
| 金融機関の機能発揮 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動対応に関して、関係省庁と連携して、企業と金融機関の対話と実践のためのガイドライン策定 ■ 地域金融機関による企業への脱炭素経営支援のためのサポート ■ 金融機関の気候関連リスク管理に必要なデータや指標に関する実務的な課題やその活用方法等の検討 ■ 自然災害リスクへの対応における保険の役割の拡大への対応 |
| インパクトの評価 | 2022年度末までに、投資によるインパクトの実務的な計測手法の具体化等を取りまとめ（特に気候変動関連のインパクト評価） |
| 専門人材育成等 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等 ■ 金融関係団体等と連携し、大学等における金融関係の講座での、サステナブルファイナンスに関する授業や教材の提供等 ■ 生物多様性も含めた自然資本についての考察 |

おわりに

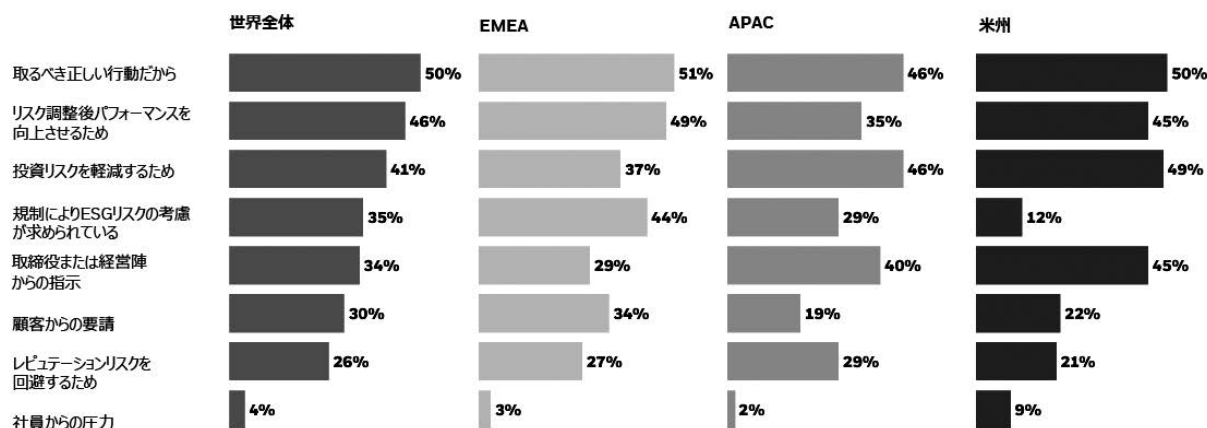
小平（2021）は、アフターコロナのESG投資の潮流について、世界経済フォーラムのクラウス・シュワブ会長と思想家のティエリ・マルレ氏の見解を、以下のとおり紹介している。要約すると、企業に対して、「善良であれ」と命じているのではなく、「善良でなければ競争力が落ちる」と論じている。

- ① 新型コロナ危機はESG戦略の緊急性を高め、強める。なかでも重要なのは気候変動への対象だが、それ以外にもサプライチェーン（供給網）の責任などは投資行動で最初に評価される項目となり、デューデリジェンスに欠かせない要素となる。
- ② ESGは企業の中核戦略としてガバナンスに完全に統合された形で取り込まれていくだろう。投資家が企業のガバナンスを評価する方法も変わる。税務記録や配当金支払い、役員の報酬がますます厳しく精査されることになる。
- ③ 従業員と地域社会の親善を育むことが、ブランドの評判を高める鍵となる。従業員を大切にしていると示すことがますます必要になる。企業が純粋に「善良」だからそうするのではなく、活動家（物言う投資家と社会活動家）の怒りを招いて、代償があまりに高くなりかねないからだ。

ブラックロック・ジャパンが同社の取引先である機関投資家等を対象に行った「2020年グローバル・サステナブル投資調査」では、サステナブル投資を取り入れる最大の理由として「取るべき正しい行動だから」が挙げられており（図表7）、世界的な投資家等が投資行動においてESGを強く意識していることが浮き彫りとなっている。また、中空（2021）は、サステナブルファイナンス市場について、「サステナブルファイナンスは大きな潮流として、今後は確実に1つの市場を作るものと考えています」、「ESG商品のニーズが増え、流動化も加速する。すると発行側もサステナブルファイナンスを謳う意味が出てきた。これが世界のESGマネーのトレンドです」と指摘している。

日本銀行は、2021年7月の金融政策決定会合で、グリーンローン／ボンド、サステナビリティ・リンク・ローン／ボンド、トランジション・ファイナンスへの投融資を対象に、利率0%で貸し付ける気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション（気候変動対応オペ）の導

図表7 サステナブル投資を取り入れる理由



出所：ブラックロックが2020年7月から9月に実施したグローバル・サステナブル投資調査。
 対象となる回答者：サステナブル投資を現在行っている、または予定している回答者（395）。回答者は3つまで選択。

（備考）EMEAは、ヨーロッパ、中東およびアフリカ、APACは、オーストラリア、香港、インドネシア、日本、フィリピン、シンガポール、韓国、タイ、米州は、米国、カナダ、ブラジル、コロンビアである。

（出所）BlackRock（2020）p.16

入を公表した。金融機関が取り組む脱炭素移行への取組みを支援するバックファイナンスであり、原則、2030年度まで実施される。地域金融機関の脱炭素支援の取組みにとっても後押しになるだろう。

このように、サステナブルファイナンスの潮流においてESGがクローズアップされる中、次号では、ESG投資の拡大にあたっての大きな課題の一つに取り上げられているESG評価に焦点を当てたレポートを行う予定である。

〈参考文献〉

- ・小平龍四郎（2021年3月）『ESGはわかり』日経文庫
- ・巽直樹（2021年）『カーボンニュートラル もうひとつの“新しい日常”への挑戦』日本経済新聞出版
- ・湯山智教（2020年）『ESG投資とパフォーマンス SDGs・持続可能な社会に向けた投資はどうあるべきか』一般社団法人金融財政事情研究会
- ・金融庁（2022年8月）「2022事務年度 金融行政方針」
- ・金融庁サステナブルファイナンス有識者会議（2022年7月）「第二次報告書 ー持続可能な新しい社会を切り拓く金融システムー」
- ・日本銀行 金融市場局（2019年6月）「ESG投資の最近の潮流」日銀レビュー
- ・日本銀行 金融市場局（2021年11月）「ESG投資の発展に向けた実務的な課題とその克服に向けた取組み」日銀レビュー
- ・GSG国内諮問委員会（2020年4月）「インパクト投資拡大に向けた提言書2019（修正版：2021年2月）」
- ・ブラックロック・ジャパン（株）（2020年）「サステナビリティ：投資のメインストリームへ」
- ・長村政明、TCFDコンソーシアム企画委員会監訳（2021年10月）「気候関連財務情報開示タスクフォースの提言の実施」
- ・中空麻奈（2021年12月1日）「国際的なESGマネーの動きと各国の中央銀行の取組み」Journal of Financial Planning 2021.12
- ・年金積立金管理運用独立行政法人（2022年8月24日）「2021年度 ESG活動報告」



令和4年版犯罪収益移転危険度調査書(NRA)の 要点について

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

わらしな
藁品 和寿

(キーワード) 犯罪収益移転危険度調査書、マネー・ローンダリング、ガイドライン、
FAQ、第5次FATF対日相互審査、FATF関連法案

(視 点)

最短で2026年中と言われる第5次対日相互審査に向けて、金融機関には、継続的顧客管理をはじめ、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」および「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」に則した対応が急がれている。

こうした中、2022年12月1日に公表された、令和4年版犯罪収益移転危険度調査書(NRA)は、金融機関が「リスク理解」を深めるものとして、熟読が強く推奨されるとともに、各金融機関のリスク評価書の見直しに資するものとして大いに参考となる。

そこで、本稿では、令和4年版NRAの目次に沿って、その内容を一部抜粋しながら、令和3年版との比較をすることにした。

(要 旨)

- 犯罪収益移転危険度調査書(NRA)は、国家公安委員会が、2015年から毎年、公表している。なお、令和4年版は、2022年12月1日に公表された。
- 本稿では、「犯罪収益移転危険度調査書(令和4年版)概要版」の目次に沿って、令和3年版からの主な変更点(数値の書換え等は除く)に下線を示しながらコメントをした。

1. 犯罪収益移転危険度調査書（NRA）の意義

犯罪収益移転危険度調査書（以下、「NRA」という。）は、国家公安委員会が、2015年から毎年、公表している^(注1)。金融庁が2022年8月に公表した「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくある質問（FAQ）」（以下、「FAQ」という。）の「定義集（11頁）」によると、NRAは、「犯罪による収益の移転に係る情報や疑わしい取引に関する情報を集約、整理及び分析する立場にある国家公安委員会が、特定事業者^(注2)を監督する行政庁から、各特定事業者が取り扱う商品・サービスの特性やマネー・ローンダリング等への対策の状況等に関する情報等を得た上、その保有する情報や専門的知見をいかし作成・公表するもの」とされている。

なお、金融庁が2021年11月に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」の「Ⅱ-2(1)「リスクの特定」」において、金融機関等がリスクの特定を行うに際して、リスクの検証において、各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえることの重要性が明記されている。このうち、NRAは、「各業態が共通で参照すべき分析」にあたって参照すべきものとして位置付けられている。

2. 令和4年版NRAの要点

令和4年版NRAは、2022年12月1日に公表された。令和3年版との主な変更点は、**図表1**のとおりである。なお、NRAの目次に大きな変更はなく、一部の表現が追記・修正されるに留まっている。具体的には、「第2 我が国の環境 社会的環境」の主な記載事項に「外国人入国者数等」が追記されたこと、「第6 危険度の低い取引 危険度を低下させる要因 危険度の低い取引」の主な記載にある「（…国又は地方公共団体を顧客等とする取引等）」が「…顧客等が国又は地方公共団体等」に修正されたことの2点である。とりわけ、前者は、新型コロナウイルス対策に関する水際対策緩和を受けた追記であろう。

(注)1. 警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課 犯罪収益移転防止対策室ホームページ (<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>) を参照

2. 犯収法において、顧客と一定の取引を行うに際して、取引時確認等、確認記録の作成義務等、取引記録等の作成義務等、疑わしい取引の届出等、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認、外国為替取引に係る通知義務および取引時確認等を的確に行うための措置が必要になる等、一定の法令上の義務が課されている対象事業者のこと。なお、主な対象事業者は、預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者・商品先物取引業者、信託会社、貸金業者、資金移動業者、仮想通貨交換業者、両替業者、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、弁護士、会計士等である。

図表1 令和3年版との主な変更点

| 旧 (令和3年調査書) 169頁 | 新 (令和4年調査書) 143頁 |
|---|--|
| はじめに 1 経緯 2 目的 3 概要 4 近年の情勢変化を踏まえた主な変更点 | はじめに 1 経緯 2 目的 3 概要 4 近年の情勢変化を踏まえた主な変更点 |
| 第1 危険度調査の方法等 1 FATFガイダンス 2 本危険度調査 【コラム】 FATF第4次対日相互審査における指摘について | 第1 危険度調査の方法等 1 FATFガイダンス 2 本危険度調査 |
| 第2 我が国の環境 1 地理的環境 2 社会的環境 3 経済的環境 4 犯罪情勢等 | 第2 我が国の環境 1 地理的環境 2 社会的環境 3 経済的環境 4 犯罪情勢等 ←サイバー犯罪の脅威に関する記載充実 |
| 第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析 1 主体 【コラム】 我が国における外国人の入国・在留の状況 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等 2 手口 3 疑わしい取引の届出 【コラム】 疑わしい取引の届出を端緒として検挙した 事件例 | 第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析 1 主体 【コラム】 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等 2 手口 【コラム】 環境犯罪に関連するマネー・ローンダリング 3 疑わしい取引の届出 【コラム】 疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例 |
| 第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 1 取引形態と危険度 【コラム】 野生動物物の違法取引 2 国・地域と危険度 3 顧客の属性と危険度 | 第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 1 取引形態と危険度 ←外国との取引が悪用された手口等を整理・更新 2 国・地域と危険度 3 顧客の属性と危険度 ←法人の制度上の脆弱性等のリスクを記載 【コラム】 非営利団体のテロ資金供与への悪用リスク ↑NPOを所管する行政庁によるリスク評価結果等を記載 |
| 第5 商品・サービスの危険度 1 危険性の認められる主な商品・サービス 【コラム】 暗号資産に関するFATFレポート 2 利用実態等を注視すべき新たな技術を活用した商品・サービス | 第5 商品・サービスの危険度 1 危険性の認められる主な商品・サービス ←所管行政庁の新たなリスク認識を記載 【コラム】 銀行等による取引モニタリング等の共同化 ↑資金決済法等の改正を踏まえて記載 【コラム】 暗号資産をめぐる国際的動向等について ↑FATFレポート等から国際情勢を記載 【コラム】 電子決済手段等（いわゆるステーブルコインと呼ばれるものの一部）及び高額電子移転可能型前払式支払手段への対応 ↑資金決済法等の改正を踏まえて記載 |
| 第6 危険度の低い取引 1 危険度を低下させる要因 2 危険度の低い取引 | 第6 危険度の低い取引 1 危険度を低下させる要因 2 危険度の低い取引の種別 |
| 今後の取組 | 今後の取組 |

(出所) 「犯罪収益移転危険度調査書（令和4年）概要版」①

以下では、「犯罪収益移転危険度調査書（令和4年版）概要版」の目次に沿って、その内容を一部抜粋し、令和3年版からの主な変更点（数値の書換え等は除く）を太字・斜字で示しながらコメントをする。

(1) わが国の環境

「社会的環境」では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための水際対策の緩和を受けた「来日外国人」についての記述、および「在留外国人」の記述が追加された。

「犯罪情勢等」では、「ランサムウェア」の記述が追加されるとともに、「サイバー攻撃」の記述が拡充された。なお、サイバー攻撃について、金融庁は、ホームページ上で注意喚起を行っている^(注3)。

(注)3. 2022年1月17日公表の「金融機関のマネロン等対策を騙ったフィッシングメールにご注意ください」、同年9月22日公表の「インターネットバンキングによる預金の不正送金事案が多発しています。」等を参照

| 環境 | 調査・分析結果 |
|-------|--|
| 社会的環境 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年の外国人入国者数は約35万人で、新型コロナウイルス感染拡大防止のための水際対策が開始された令和2年2月以降、大幅な減少に転じ、前年に比べ91.8%減少している。 令和3年末現在の在留外国人数は約276万人であり、前年末と比べ4.4%減少している。国籍・地域別の在留外国人数をみると、中国が最も多く全体の26.0%を占め、次いでベトナム、韓国の順になっている。 |
| 犯罪情勢等 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年中に警察庁に報告された国内のランサムウェアによる被害件数は146件と、前年以降、右肩上がりで増加しており、その被害は、企業・団体等の規模やその業種等を問わず、広範に及んでいる。 サイバー犯罪については、令和3年中の検挙件数は過去最多となった。サイバー攻撃により情報が窃盗される事案も引き続き多発しているほか、警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数も増加の一途をたどっているなど、我が国のサイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いている。 |

(2) マネー・ローンダリング事犯等の分析(主体)

「来日外国人犯罪グループ」について、「中国人グループ」の事犯内容の記述が具体化、かつ拡充された。

| 主体 | 調査・分析結果 |
|-------------|---|
| 来日外国人犯罪グループ | <ul style="list-style-type: none"> 来日外国人による組織的な犯罪の実態として、中国人グループによる不正に入手したクレジットカード情報を利用して名義人になりすまして商品を窃取した上で、処分役等に転送するなどの事犯、ベトナム人グループによる万引き事犯、ナイジェリア人グループによる国際的な詐欺事犯等に関連したマネー・ローンダリング事犯等の事例がみられる。 |

(3) マネー・ローンダリング事犯等の分析(手口)

「窃盗」の「事例」では、「フリーマーケットアプリ」および「ベトナム人グループ」の記述が追加された。

「詐欺」の「事例」では、「公的給付金を対象とした詐欺」の記述が拡充されるとともに、「架空名義の口座」の記述が追加された。

「電子計算機使用詐欺」の「犯行形態・犯罪収益」では、犯行形態が複雑化していることが記述されるとともに、被害額が明記された。また、「事例」では、「中国に存在する犯罪組織」の記述が拡充されるとともに、「電子マネー決済アプリ」の記述が追加された。

「出資法／貸金業法違反」の「事例」では、「手形・小切手の振り出し」および「返済金の振込入金」の記述が追加された。

「入管法違反」の「事例」では、「不法在留する外国人を労働者として紹介した報酬」の記述が追加された。

「風営適正化法／売春防止法違反」の「犯行形態・犯罪収益」では、犯罪収益の金額が明記された。また、「事例」では、「無許可の社交飲食店の飲食代金」の記述が追加された。

「薬物事犯」の「犯行形態・犯罪収益」では、「海外の薬物犯罪組織」および「麻薬特例法に

基づく起訴前の没収保全命令」の記述が追加された。また、「事例」では、「大麻等の密売により得られた犯罪収益」の記述が追加されている。

| 前提犯罪 | 調査・分析結果 | |
|----------------|--------------|--|
| 窃盗 | 事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・窃盗で得た物品を、フリーマーケットアプリで他人名義のアカウントを利用して売却し、売却代金を他人名義の口座に振込入金させるもの ・ベトナム人グループ等が、窃取した化粧品等を処分役等に発送する際、送り状に記載する品名や依頼主を偽って発送するもの |
| 詐欺 | 事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺や公的給付金を対象とした詐欺の収益の振込先にするために実態のない法人を設立して法人名義の口座を開設して悪用するもの ・詐欺の収益の振込先にするために、架空名義の口座を開設して悪用するもの |
| 電子計算機使用詐欺 | 犯行形態 犯罪収益 | <ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機使用詐欺には、犯人が、不正な手段で入手した他人のキャッシュカードを用いてATMを操作し、又は、インターネットバンキングを利用するためのID・パスワード等を使って金融機関が管理する業務システムに対して不正アクセスを行い、他人名義の口座から犯人が管理する口座に振込を行う不正送金事犯がある。 ・令和3年中におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害額は、約8億2,000万円であった。 |
| | 事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・中国に存在する犯罪組織がインターネットバンキングを利用するための他人のID・パスワード等を用いて、日本の金融機関に不正アクセスを行い、犯人が管理する他人名義口座に不正送金させて中国人犯罪グループによって引き出すもの ・不正に入手したスマートフォンにインストールされていた電子マネー決済アプリを不正利用し、本人になりすまして同アカウントに紐付けられた銀行口座から電子マネーをチャージするもの |
| 出資法／貸金業法違反 | 事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・貸付けに際して借受人に手形・小切手を振り出させ、返済が滞った際に当該手形・小切手を金融機関に持ち込み、他人名義の口座に入金させるもの ・借受人の口座に別の債務者からの返済金を振込入金させ、その全部又は一部を更に別の債務者へ貸付金として送金させるもの |
| 入管法違反 | 事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・不法在留する外国人を労働者として紹介した報酬を、架空の賃貸住宅契約に基づく家賃収益と装って受領するもの |
| 風営適正化法／売春防止法違反 | 犯行形態 犯罪収益 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年中には、風営適正化法違反事件に関し、売上金である預金債権合計約1,100万円について、没収判決がなされた事例がある。 |
| | 事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・無許可の社交飲食店の飲食代金を被疑者が経営する別の飲食店に設置されたクレジットカード決済端末で精算させ、その売上金を受領するもの |
| 薬物事犯 | 犯行形態 犯罪収益 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外の薬物犯罪組織については、特に中国系、メキシコ系及び西アフリカ系の薬物犯罪組織の存在感が依然として大きく、薬物事犯は国外の犯罪組織にとっても有力な資金源となっているとうかがわれる。 ・令和3年中には、麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数は24件であり、総額約3,270万円の金銭債権がその対象となっている。また、過去の麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の対象には、自動車、土地、建物等も含まれ、現金等で得た犯罪収益が、その形態を変えている実態が認められる。 |
| | 事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・大麻等の密売により得られた犯罪収益と知りながら、口座に振込入金させ、ATMを利用して現金化するもの |

(4) マネー・ローンダリング事犯等の分析（疑わしい取引の届出）

「都道府県警察において疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例」において、「商標法違反事件」、「金融商品取引法違反事件」、「売春防止法違反事件」が新たに追加された。また、「都道府県警察以外の捜査機関等が疑わしい取引の届出を活用した事件例等」の項目が新設されている。

(5) 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

「取引形態と危険度」における「非対面取引」、「現金取引」、「外国との取引」のそれぞれについて、「危険度の評価」に加えて、「事例」の欄が新設された。

「非対面取引」の「事例」では、「新型コロナウイルス感染症に関連した給付金詐欺」および「暗号資産」の記述が追加された。

「現金取引」の「事例」では、「現金取引」の悪用に関する記述が追加された。

「外国との取引」の「事例」は、紙幅が大きく割かれ、「正規の貿易を装ったマネー・ローンダリング事件」や「地下銀行事案」等の記述が追加された。

「顧客の属性と危険度」における「法人(実質的支配者が不透明な法人等)」の危険度評価では、法人との取引の危険性が強調されるとともに、既存の株式会社や新設の持分会社の悪用の危険性が追加されている。

| 形態 | 危険度の評価 | |
|--------|--------|---|
| 非対面取引 | 事例 | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に関連した給付金詐欺により得た犯罪収益を銀行口座に振り込ませた上で、インターネットを通じた非対面取引により、別の他人名義の口座に送金した。 詐欺により得た犯罪収益を、インターネットを通じた非対面取引により、暗号資産取引用口座に送金した上で、暗号資産を購入した。 |
| 現金取引 | 事例 | <ul style="list-style-type: none"> 窃盗や詐欺等により得られた物品を売却して現金化する 架空・他人名義の口座に犯罪収益を振り込ませ、最終的にATMにおいて現金で出金する 犯罪組織等が、犯罪収益を現金で收受する 外国で敢行された詐欺の犯罪収益を我が国の金融機関に送金する国際的なマネー・ローンダリング事犯において、国際犯罪組織が取引の正当性を仮装し、一度に多額の現金を引き出す <p>など、現金取引によりその後の資金の追跡が困難となる実態がみられるほか、特定事業者が提供する商品・サービスの脆弱性に加え、現金の流動性、匿名性等がマネー・ローンダリング等に悪用されている実態が認められる。</p> |
| 外国との取引 | 事例 | <ul style="list-style-type: none"> 国内外の金融機関等を悪用(外国送金等)するもの、正規の貿易(物品の輸出入等)を装うもの、実際に資金移動をすることなく、国内外への送金・支払を請け負うもの、キャッシュ・クーリエによるもの等が認められる。 具体的な手口の特徴をみると、海外で行われた詐欺の犯罪収益を正当な資金のように見せ掛け、真の資金の出所や資金の実態を隠匿しようとするマネー・ローンダリング事件では、 <ul style="list-style-type: none"> ● 1回の送金額が1億円を超えることもあるなど高額であること。 ● 受取人と送金人で送金の理由が異なること。 ● 送金を受けた額のほぼ全額を現金で引き出すこと。 ● 送金元から後日組戻し依頼がなされること。 <p>等の特徴が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、正規の貿易を装ったマネー・ローンダリング事件や地下銀行事案では、 <ul style="list-style-type: none"> ● 内容虚偽の書面を準備した上で、事実と異なる輸出許可を得て国外輸出する ● 外国で需要が高い物品(自動車、重機等)を正規の貿易を装って輸出して、現地で換金し、実質的に外国へ送金する <p>などがあり、現金から物、さらに物から現金へと犯罪収益の形態を転換させるなどの特徴が認められる。</p> |

| 属性 | 危険度の評価 |
|------------------------|--|
| 法人 (実質的支配者が不透明な法人等) | <ul style="list-style-type: none"> 法人は、その財産に対する権利・支配関係を複雑にすることができ、法人の実質的な支配者は、自らの財産を法人に帰属させることで、自らが当該財産に対する権利を実質的に有していることを容易に隠蔽することができることから、法人との取引は危険性があると認められる。 会社形態別にみると、株式会社は、設立手続等が厳格であり、一般的な信用が高く、株式の譲渡がしやすいという特性から、既存の株式会社を悪用される危険性がある。これに対して、持分会社は、設立手続等が総じて簡易であって維持コストも安価であるという特質から、新たに持分会社を設立するなどして悪用される危険性がある。 |

(6) 商品・サービスの危険度

預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスに関する危険度の評価については、令和3年版との変更点はない。

3. 第5次FATF対日相互審査に向けて

2022年9月13日に公表されたFATF 対日相互審査フォローアップ報告書では、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の立ち上げ等が評価され、第4次対日相互審査報告書において「PC（4段階中下位2段階目）」評価であったTC（法令等審査項目）の勧告2（国内関係当局間の協力）が、「LC（4段階中上位2段階目）」評価に格上げされた。また、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（2021年8月30日公表）や「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（2022年5月19日公表）等に従ってマネロン対策の一層の向上を推し進めるとともに、令和4年版NRAが公表された翌日の2022年12月2日には、第210回臨時国会において、FATF 関連法案（図表2）も成立している。

図表2 FATF勧告対応法案の概要

| 法律名 | 主な内容 |
|---|--|
| 国際テロリスト財産凍結法 (国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法) | ・ 拡散金融への対応（居住者間取引に係る資産凍結） |
| 外為法 (外国為替及び外国貿易法) | ・ 金融機関、暗号資産交換業者等による資産凍結措置の態勢整備義務 ・ ステープルコイン取引への対応（資産凍結） |
| 組織的犯罪処罰法 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律) | ・ マネロン罪の法定刑引上げ ・ 犯罪収益等として没収可能な財産の範囲の改正 |
| 麻薬特例法 (国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律) | ・ マネロン罪の法定刑引上げ |
| テロ資金提供処罰法 (公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律) | ・ テロ資金等提供罪の強化 |
| 犯罪収益移転防止法 (犯罪による収益の移転防止に関する法律) | ・ 暗号資産等に係るトラベルルール ・ 法律・会計等専門家の確認義務等に係る規定整備 |

(備考) 内閣官房ホームページ（第210回臨時国会）を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

なお、高橋・池田(2022)によると、第5次FATF対日相互審査は、最短で2026年中に、遅くとも2032年までには実施される見込みであり、金融機関には、中長期的にも態勢を整備・高度化していくことが求められよう。

〈参考文献〉

- ・高橋良輔、池田佳隆(2022年12月)「金融庁ガイドラインが求めるマネロン・テロ資金供与、拡散金融対策～2024年3月までの態勢整備に向けた実務的対応～」
- ・国家公安委員会(2022年12月、2021年12月)「犯罪収益移転危険度調査書」
- ・経済法令研究会(2021年)『[第3版]金融機関行職員のためのマネー・ローンダリング対策Q&A』
- ・(一社)金融財政事情研究会(2018年)『マネロン・テロ資金供与対策 キーワード100』

調 査

第190回全国中小企業景気動向調査 (2022年10～12月期実績・2023年1～3月期見通し)

10～12月期業況は3四半期続けて改善しコロナ前の水準近くまで回復 【特別調査－2023年（令和5年）の経営見通し】

信金中央金庫
地域・中小企業研究所

調査の概要

1. 調査時点：2022年12月1日～7日
2. 調査方法：原則として、全国各地の信用金庫営業店の調査員による、共通の調査表に基づく「聴取り」調査
3. 標本数：15,278企業（有効回答数 13,361企業・回答率 87.5%）
※有効回答数のうち従業員数20人未満の企業が占める割合は 71.8%
4. 分析方法：各質問項目について、「増加」（良い）－「減少」（悪い）の構成比の差＝判断D.I.に基づく分析

（概況）

1. 22年10～12月期（今期）の業況判断D.I.は△10.8、前期比7.0ポイント改善し、コロナ前の水準近くまで回復した。

収益面では、前年同期比売上額判断D.I.がプラス6.4と前期比5.7ポイント改善、同収益判断D.I.は△11.0と同1.7ポイント改善した。販売価格判断D.I.はプラス29.8と前期比5.5ポイント上昇した。人手過不足判断D.I.は△24.9と人手不足感が一段と強まった。設備投資実施企業割合は20.8%と前期比0.1ポイントの小幅上昇にとどまった。業種別の業況判断D.I.は全6業種で、地域別でも全11地域で、それぞれ改善した。

2. 23年1～3月期（来期）の予想業況判断D.I.は△17.3、今期実績比6.5ポイントの低下を見込んでいる。業種別には全6業種で、また、地域別にも全11地域で、それぞれ低下見通しにある。

業種別天気図

| 時期 業種名 | 2022年 7～9月 | 2022年 10～12月 | 2023年 1～3月 (見通し) |
|-----------|---------------|-----------------|------------------------|
| 総合 | | | |
| 製造業 | | | |
| 卸売業 | | | |
| 小売業 | | | |
| サービス業 | | | |
| 建設業 | | | |
| 不動産業 | | | |

地域別天気図（今期分）

| 地域 業種名 | 北海道 | 東北 | 関東 | 首都圏 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州北部 | 南九州 |
|-----------|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|------|-----|
| 総合 | | | | | | | | | | | |
| 製造業 | | | | | | | | | | | |
| 卸売業 | | | | | | | | | | | |
| 小売業 | | | | | | | | | | | |
| サービス業 | | | | | | | | | | | |
| 建設業 | | | | | | | | | | | |
| 不動産業 | | | | | | | | | | | |

(この天気図は、過去1年間の景気指標を総合的に判断して作成したものです。)

好調 ← → 低調

全業種総合

○業況はコロナ前の水準近くまで回復

22年10～12月期(今期)の業況判断D.I.は△10.8、前期比7.0ポイント改善と、コロナ前の水準(19年10～12月期、△7.8)近くまで回復した(図表1)。

収益面では、前年同期比売上判断D.I.がプラス6.4、前期比5.7ポイントの改善、同収益判断D.I.が△11.0、同1.7ポイントの改善となった。また、前期比売上判断D.I.はプラス転換してプラス6.1、前期比11.1ポイント改善、同収益判断D.I.は△7.9、同8.1ポイント改善と、ともに改善した。

販売価格判断D.I.はプラス29.8、前期比5.5ポイントの上昇と、調査開始以来の最高水準まで上昇した。一方、仕入価格判断D.I.はプラス62.4、同1.8ポイントの上昇と、こちらも調査開始以来の最高水準を三四半期続けて更新した(図表2)。

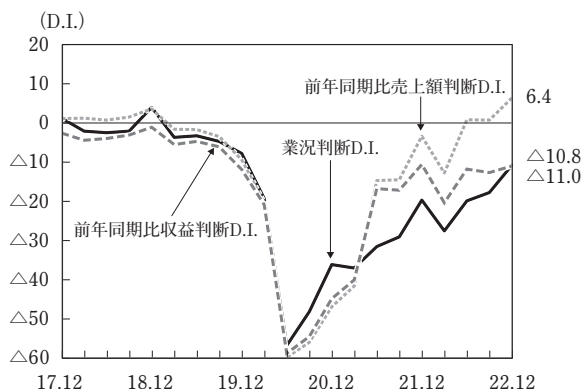
雇用面では、人手過不足判断D.I.が△24.9(マイナスは人手「不足」超、前期は△22.2)と、コロナ前の19年10～12月期(△27.4)以来の水準近くまで人手不足感が一段と強まった(図表3)。

資金繰り判断D.I.は△9.6、前期比0.6ポイントの改善で、二四半期ぶりの改善となった。

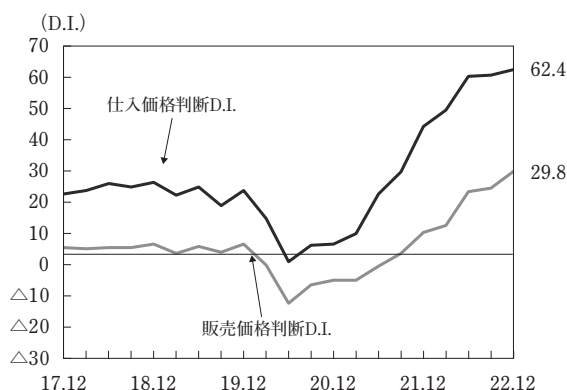
設備投資実施企業割合は20.8%、前期比0.1ポイントの上昇と、三四半期続けての上昇となったものの、上昇幅は小幅にとどまった。

業種別の業況判断D.I.は、全6業種で改善した。最も改善幅が大きかったのは卸売業(11.7ポイント)で、次いでサービス業(10.2ポイント)、小売業(6.7ポイント)、製造業(6.5ポイント)の順となった。また、水準面では、建設業がプラス0.3と、およそ3年ぶりのプラス

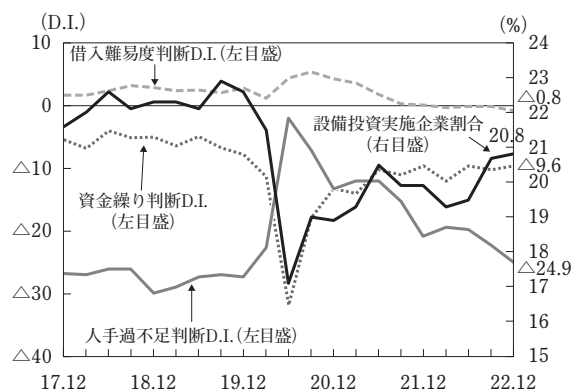
図表1 主要判断D.I.の推移



図表2 販売価格・仕入価格判断D.I.の推移



図表3 設備投資実施企業割合、資金繰り判断D.I.等の推移



転換となった。

一方、地域別の業況判断 D.I. も、全11地域で改善した。最も改善幅が大きかったのは南九州(13.0ポイント)で、次いで四国(12.7ポイント)、北陸(10.2ポイント)、近畿(9.8ポイント)の順となった。

○4四半期ぶりに低下する見通し

来期の予想業況判断 D.I.は△17.3、今期実績比6.5ポイントの低下見通しとなっている。なお、今回の予想低下幅は、過去10年の平均(4.9ポイントの低下見通し)を上回っている。

業種別の予想業況判断 D.I.は、全6業種で低下を見込んでいる。一方、地域別でも、全11地域で低下見通しとなっている。

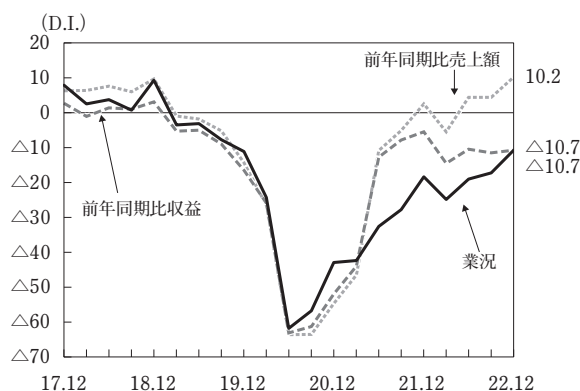
製造業

○3四半期続けての改善

今期の業況判断 D.I.は△10.7、前期比6.5ポイントの改善と、3四半期続けての改善となった(図表4)。

前年同期比売上額判断 D.I.はプラス10.2、前期比5.8ポイント改善、同収益判断 D.I.は△10.7、同0.8ポイントの改善となった。また、前期比売上額判断 D.I.は1年ぶりのプラス転換でプラス7.8、前期比10.6ポイント改善、同収益判断 D.I.は△9.3、同6.7ポイント改善となった。

図表4 製造業 主要判断D.I.の推移



○人手不足感が一段と強まる

設備投資実施企業割合は24.0%、前期比1.0ポイント上昇と、3四半期続けての上昇となった。

人手過不足判断 D.I.は△23.3(前期は△20.4)と、コロナ前の水準(19年10~12月期、△22.6)を超えて人手不足感が一段と強まった。

販売価格判断 D.I.はプラス31.8、前期比6.2ポイント上昇し、調査開始以来の最高水準を更新した。一方、原材料(仕入)価格判断 D.I.はプラス68.5、前期比0.5ポイントの低下と、2四半期続けての小幅低下となった。

なお、資金繰り判断 D.I.は△10.1、前期比0.3ポイントの小幅改善となった。

○製造業全22業種中、19業種で改善

業種別業況判断 D.I.は、製造業全22業種中、19業種で改善した（図表5）。

素材型では、全7業種で改善した。とりわけ、繊維、ゴム、化学、紙・パルプは10ポイント超の大幅改善となった。

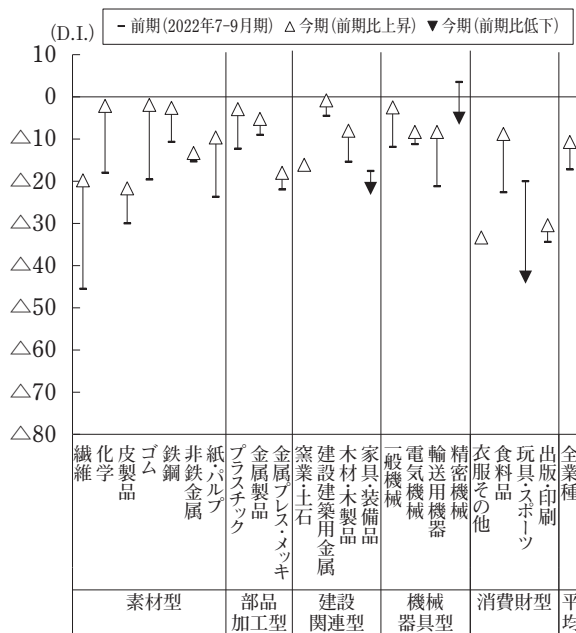
部品加工型は、全3業種で改善した。

建設関連型は、家具が2四半期続けて小幅低下したものの、それ以外の3業種では改善した。

機械器具型は、全4業種中、精密機械を除く3業種で改善した。とりわけ、輸送用機器は2四半期続けて10ポイント超の大幅改善となった。

消費財型では、全4業種中、玩具・スポーツが大幅に低下したものの、それ以外の3業種では改善した。

図表5 業種別業況判断D.I.の推移



○相対的に従業員規模の小さい階層が堅調

販売先形態別の業況判断 D.I.は、全5形態で改善した。とりわけ、問屋商社型は10ポイント超の大幅改善となった。

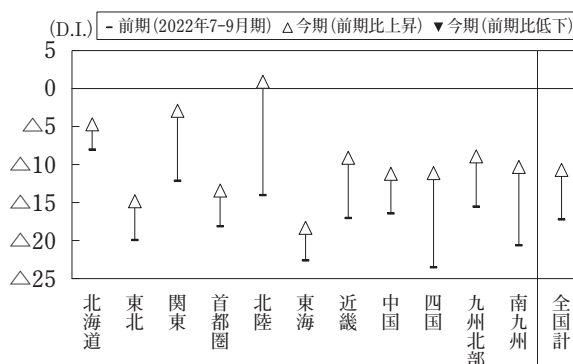
また、輸出主力型の業況判断 D.I.は△0.5、前期比5.9ポイントの改善、内需主力型は△10.4、同6.6ポイントの改善と、ともに改善した。

従業員規模別の業況判断 D.I.は、1～19人で前期比7.2ポイント改善、20～49人で同10.2ポイント改善となったものの、50～99人では同1.0ポイント低下、100人以上で同1.0ポイント低下と、相対的に従業員規模の小さい階層のほうが堅調だった。

○全11地域で改善

地域別の業況判断 D.I. は、全11地域で改善した。最も改善幅が大きかったのは北陸（14.9ポイント）で、次いで四国（12.4ポイント）、南九州（10.3ポイント）の順だった。なお、D.I.の水準に着目すると、北陸が4年ぶりにプラス転換してプラス0.9と最も改善が進んだ水準となっているほか、関東（△2.9）、北海道（△4.7）、九州北部（△8.9）などで相対的に改善が進んだ水準にある（図表6）。

図表6 地域別業況判断D.I.の推移



○4四半期ぶりに低下の見通し

来期の予想業況判断 D.I. は△16.9と、今期実績比6.2ポイントの低下を見込んでいる。

業種別には、全22業種中、8業種で横ばいないし改善を見込んでいるものの、それ以外の14業種では低下を見込んでいる。また、地域別には、全11地域中、8地域で低下の見通しとなっている。

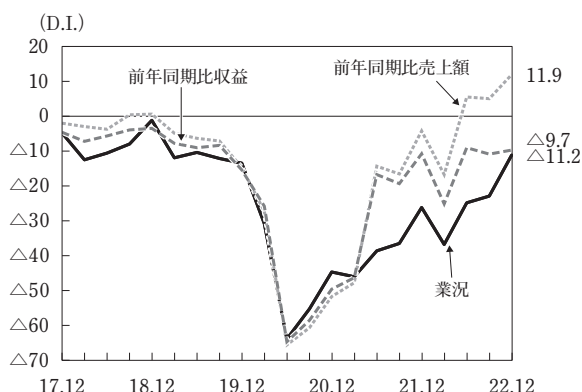
卸売業

○大幅に改善

今期の業況判断 D.I. は△11.2、前期比11.7ポイントの大幅な改善となった（図表7）。

なお、前年同期比売上額判断 D.I. はプラス11.9、前期比6.9ポイントの改善、同収益判断 D.I. は△9.7、同1.2ポイントの改善となった。

図表7 卸売業 主要判断D.I.の推移



○全15業種中、13業種で改善

業種別の業況判断 D.I. は、全15業種中、家具と玩具を除く13業種で改善した。とりわけ、紙製品と貴金属では20ポイント超の大幅改善となった。一方、地域別では、全11地域で改善した。とりわけ、四国では20ポイント超の大幅改善となった。

○大幅低下の見通し

来期の予想業況判断 D.I. は△21.5、今期実績比10.3ポイントの大幅な低下を見込んでいる。業種別には、全15業種中、繊維品と貴金属を除く13業種で横ばいないし低下の見通しとなった。また、地域別には、全11地域で低下の見通しとなっている。

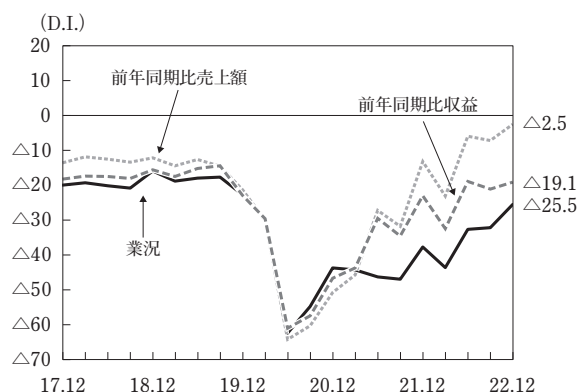
小売業

○業況は改善

今期の業況判断 D.I. は△25.5、前期比6.7ポイントの改善となった(図表8)。

一方、前年同期比売上額判断 D.I. は△2.5、前期比4.7ポイントの改善、同収益判断 D.I. は△19.1、同2.0ポイントの改善となった。

図表8 小売業 主要判断D.I.の推移



○全11地域中、10地域で改善

業種別の業況判断 D.I. は、全13業種中、10業種で改善、3業種で低下した。中でも、木建材と飲食店は20ポイント超の大幅改善、家電は10ポイント超の大幅低下となった。地域別では、北海道を除く、10地域で改善となった。

○全11地域で低下の見通し

来期の予想業況判断 D.I. は△29.7、今期実績比4.2ポイントの低下を見込んでいる。

業種別には、全13業種中、8業種で低下の見通しとなっている。木建材は20ポイント超の大幅低下の見通しとなっている。また、地域別では中国を除く、10地域で低下の見通しとなっている。

サービス業

○業況は大幅改善

今期の業況判断 D.I. は△11.3、前期比 10.2 ポイントの大幅改善となった(図表9)。

一方、前年同期比売上額判断 D.I. はプラス 11.7、前期比 7.6 ポイントの改善、同収益判断 D.I. は△1.7、同 5.1 ポイントの改善となった。

○全8業種中、6業種で改善

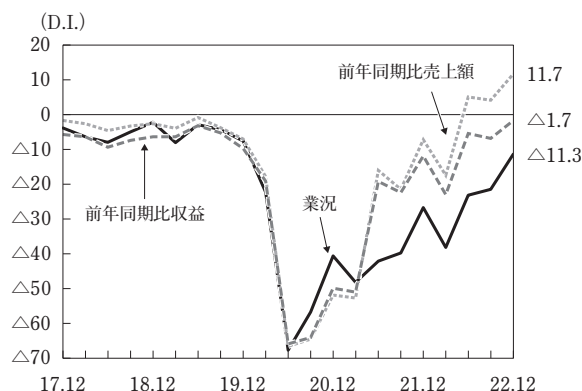
業種別の業況判断 D.I. は、全 8 業種中、6 業種で改善した。中でも、旅館・ホテルは、30 ポイント超の大幅改善となった。地域別では全 11 地域中、首都圏を除く 10 地域で改善となった。

○低下の見通し

来期の予想業況判断 D.I. は△20.1、今期実績比 8.8 ポイントの低下を見込んでいる。

業種別には、全 8 業種で低下の見通しとなっている。また、地域別では全 11 地域中、四国を除く 10 地域で低下の見通しとなっている。

図表9 サービス業 主要判断D.I.の推移



建設業

○業況は改善

今期の業況判断 D.I. はプラス 0.3、前期比 4.7 ポイントの改善となった(図表10)。

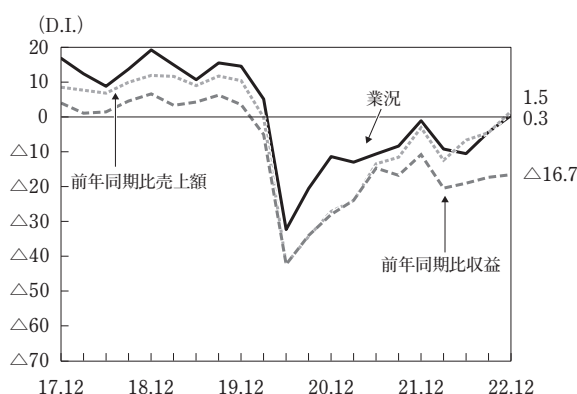
なお、前年同期比売上額判断 D.I. は 1.5、前期比 6.1 ポイント改善し、同収益判断 D.I. は△16.7、同 0.7 ポイントの小幅改善となった。

○全11地域中、8地域で改善

業況判断 D.I. を請負先別で見ると、全 4 請負先にて改善となった。中でも、大企業向けは 10 ポイント近い改善となった。

地域別では全 11 地域中、8 地域で改善となった。とりわけ、関東は 10 ポイント超の大幅改善となった。

図表10 建設業 主要判断D.I.の推移



○低下の見通し

来期の予想業況判断 D.I. は $\Delta 7.4$ と、今期実績比 7.7 ポイント低下を見込んでいる。

請負先別では、全 4 請負先で低下、地域別には全 11 地域中、九州北部を除く 10 地域で低下の見通しとなっている。

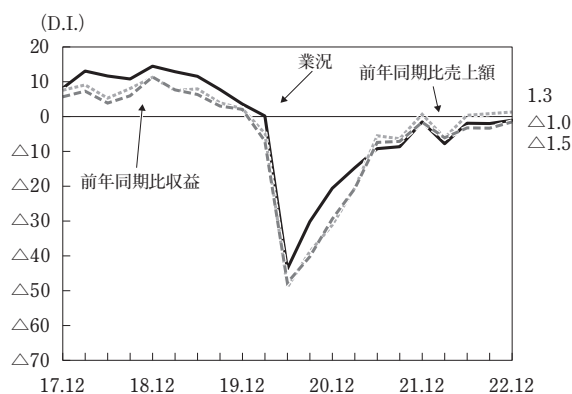
不動産業

○業況は小幅改善

今期の業況判断 D.I. は $\Delta 1.0$ 、前期比 1.0 ポイントの小幅改善となった（図表11）。

なお、前年同期比売上額判断 D.I. はプラス 1.3 、前期比 0.4 ポイントの小幅改善、同収益判断 D.I. は $\Delta 1.5$ 、同 1.8 ポイントの改善となった。

図表11 不動産業 主要判断D.I.の推移



○全11地域中、6地域で改善

業況判断 D.I. を業種別で見ると、全 5 業種中、小幅低下した建売を除く 4 業種で改善した。

地域別では、全 11 地域中、近畿など 6 地域で改善となった。

○小幅低下の見通し

来期の予想業況判断 D.I. は、 $\Delta 1.7$ と今期実績比 0.7 ポイントの小幅低下を見込んでいる。業種別には、 3 業種で改善を見込んでいる。

地域別には、全 11 地域中、 5 地域で改善、 6 地域で低下の見通しとなっている。

特別調査 2023年（令和5年）の経営見通し

○景気見通しは低下

2023年の我が国の景気見通しについては、「良い」（「非常に良い」・「良い」・「やや良い」の合計）と回答する割合が8.7%、「悪い」（「やや悪い」・「悪い」・「非常に悪い」の合計）が66.6%となった。この結果、「良い－悪い」は△57.9と、1年前の調査（△43.0）と比べて14.9ポイントの低下となった（図表12）。1992年の本調査開始以来の平均（△55.8）をわずかながら下回った。

図表12 2023年の日本の景気見通し

（単位：％）

| | | 良い | | | | 普通 | 悪い | | | | (A) - (B) |
|------|----------|------|-------|-----|------|------|------|------|------|--------|-----------|
| | | (A) | 非常に良い | 良い | やや良い | | (B) | やや悪い | 悪い | 非常に悪い | |
| 全体 | 2023年見通し | 8.7 | 0.1 | 1.3 | 7.3 | 24.7 | 66.6 | 44.8 | 19.4 | 2.4 | △ 57.9 |
| | 2022年見通し | 14.5 | 0.3 | 1.9 | 12.4 | 28.0 | 57.5 | 40.4 | 15.3 | 1.8 | △ 43.0 |
| | 2021年見通し | 3.5 | 0.1 | 0.5 | 3.0 | 10.9 | 85.5 | 40.8 | 37.1 | 7.7 | △ 82.0 |
| | 2020年見通し | 14.6 | 0.3 | 2.8 | 11.5 | 43.0 | 42.3 | 33.1 | 8.2 | 1.1 | △ 27.7 |
| | 2019年見通し | 20.2 | 0.3 | 3.6 | 16.3 | 48.0 | 31.8 | 25.2 | 5.9 | 0.7 | △ 11.6 |
| | 2018年見通し | 22.7 | 0.3 | 3.6 | 18.8 | 50.1 | 27.2 | 20.9 | 5.5 | 0.8 | △ 4.5 |
| 地域別 | 北海道 | 7.0 | 0.0 | 0.4 | 6.6 | 21.7 | 71.3 | 44.6 | 23.4 | 3.3 | △ 64.2 |
| | 東北 | 9.2 | 0.1 | 1.2 | 7.8 | 18.6 | 72.2 | 47.7 | 21.5 | 3.0 | △ 63.0 |
| | 関東 | 10.3 | 0.0 | 1.8 | 8.5 | 24.9 | 64.8 | 46.2 | 16.9 | 1.8 | △ 54.6 |
| | 首都圏 | 6.9 | 0.1 | 0.8 | 5.9 | 25.9 | 67.3 | 44.8 | 20.1 | 2.4 | △ 60.4 |
| | 北陸 | 10.0 | 0.1 | 1.6 | 8.3 | 26.7 | 63.3 | 44.2 | 17.5 | 1.6 | △ 53.3 |
| | 東海 | 8.6 | 0.0 | 1.5 | 7.0 | 25.3 | 66.2 | 46.2 | 17.7 | 2.2 | △ 57.6 |
| | 近畿 | 12.2 | 0.0 | 2.3 | 9.9 | 24.3 | 63.4 | 43.3 | 17.8 | 2.4 | △ 51.2 |
| | 中国 | 8.4 | 0.0 | 1.1 | 7.3 | 25.1 | 66.6 | 45.7 | 19.0 | 1.9 | △ 58.2 |
| | 四国 | 8.5 | 0.0 | 0.5 | 8.0 | 27.2 | 64.2 | 41.5 | 20.7 | 2.1 | △ 55.7 |
| 九州別 | 九州北部 | 6.1 | 0.0 | 1.6 | 4.5 | 25.1 | 68.8 | 43.8 | 22.3 | 2.6 | △ 62.7 |
| | 南九州 | 7.7 | 0.0 | 1.1 | 6.6 | 27.2 | 65.2 | 44.3 | 18.6 | 2.3 | △ 57.5 |
| 規模別 | 1～4人 | 6.4 | 0.0 | 0.9 | 5.4 | 23.8 | 69.8 | 42.7 | 23.5 | 3.6 | △ 63.4 |
| | 5～9人 | 9.4 | 0.1 | 1.3 | 8.0 | 25.2 | 65.5 | 43.6 | 19.9 | 2.0 | △ 56.1 |
| | 10～19人 | 9.7 | 0.0 | 1.5 | 8.2 | 23.3 | 66.9 | 46.6 | 18.4 | 2.0 | △ 57.2 |
| | 20～29人 | 9.8 | 0.1 | 1.1 | 8.6 | 26.9 | 63.3 | 46.0 | 15.3 | 2.0 | △ 53.5 |
| | 30～39人 | 10.3 | 0.0 | 2.3 | 7.9 | 25.7 | 64.0 | 47.1 | 15.4 | 1.5 | △ 53.7 |
| | 40～49人 | 11.2 | 0.0 | 1.4 | 9.8 | 25.2 | 63.7 | 48.1 | 14.3 | 1.3 | △ 52.5 |
| | 50～99人 | 10.8 | 0.1 | 1.9 | 8.8 | 24.5 | 64.7 | 49.0 | 15.0 | 0.7 | △ 53.9 |
| | 100～199人 | 8.4 | 0.0 | 2.7 | 5.7 | 31.8 | 59.8 | 44.8 | 13.8 | 1.1 | △ 51.3 |
| | 200～300人 | 13.4 | 0.0 | 0.9 | 12.5 | 32.1 | 54.5 | 43.8 | 9.8 | 0.9 | △ 41.1 |
| 業種別 | 製造業 | 9.4 | 0.1 | 1.4 | 8.0 | 25.3 | 65.3 | 43.9 | 19.2 | 2.3 | △ 55.8 |
| | 卸売業 | 9.3 | 0.1 | 1.2 | 8.0 | 22.0 | 68.7 | 46.7 | 19.4 | 2.6 | △ 59.4 |
| | 小売業 | 7.4 | 0.0 | 1.1 | 6.3 | 21.6 | 71.0 | 44.3 | 23.7 | 3.0 | △ 63.6 |
| | サービス業 | 10.1 | 0.1 | 1.6 | 8.4 | 24.9 | 65.0 | 42.0 | 20.5 | 2.5 | △ 54.9 |
| | 建設業 | 7.3 | 0.0 | 1.4 | 5.9 | 26.8 | 65.9 | 47.9 | 16.0 | 1.9 | △ 58.6 |
| 不動産業 | 7.6 | 0.0 | 1.0 | 6.6 | 29.2 | 63.2 | 44.8 | 16.5 | 1.9 | △ 55.6 | |

地域別では、北海道、東北、九州北部などで、全国(△57.9)を下回っている。また、従業員規模別にみると、従業員4人以下の階層で弱気の見通しが目立った。業種別では、小売業で比較的弱気の見通しとなった。

○業況見通しは小幅低下

2023年の自社の業況見通しについては、「良い－悪い」が△32.4となり、1年前の調査(△27.1)に比べて5.3ポイントの小幅低下となった(図表13)。1992年の本調査開始以来の平均(△41.1)を上回ったが、コロナ前の水準を下回った。

図表13 2023年の自社の業況見通し

(単位：%)

| | | 良い | | | | 普通 | 悪い | | | | (A) - (B) |
|-------------|----------|------|-------|-----|------|------|------|------|------|--------|-----------|
| | | (A) | 非常に良い | 良い | やや良い | | (B) | やや悪い | 悪い | 非常に悪い | |
| 全 体 | 2023年見通し | 12.4 | 0.2 | 1.7 | 10.5 | 42.7 | 44.8 | 34.4 | 9.0 | 1.4 | △ 32.4 |
| | 2022年見通し | 15.3 | 0.3 | 2.5 | 12.6 | 42.3 | 42.4 | 32.1 | 9.0 | 1.3 | △ 27.1 |
| | 2021年見通し | 6.5 | 0.2 | 1.0 | 5.3 | 28.8 | 64.7 | 41.8 | 19.0 | 4.0 | △ 58.2 |
| | 2020年見通し | 13.4 | 0.2 | 2.3 | 10.8 | 51.1 | 35.6 | 28.2 | 6.2 | 1.1 | △ 22.2 |
| | 2019年見通し | 19.3 | 0.3 | 3.5 | 15.6 | 52.7 | 28.0 | 22.4 | 4.7 | 0.8 | △ 8.6 |
| | 2018年見通し | 19.9 | 0.3 | 3.2 | 16.4 | 52.3 | 27.8 | 22.2 | 4.8 | 0.9 | △ 7.9 |
| 地 域 別 | 北海道 | 10.1 | 0.1 | 0.9 | 9.2 | 38.8 | 51.0 | 39.6 | 9.6 | 1.8 | △ 40.9 |
| | 東北 | 9.2 | 0.1 | 1.0 | 8.0 | 35.1 | 55.8 | 42.1 | 11.3 | 2.3 | △ 46.6 |
| | 関東 | 14.8 | 0.1 | 2.8 | 11.9 | 41.8 | 43.4 | 34.1 | 8.4 | 1.0 | △ 28.7 |
| | 首都圏 | 11.1 | 0.3 | 1.7 | 9.1 | 44.9 | 44.0 | 33.4 | 9.1 | 1.4 | △ 32.9 |
| | 北陸 | 12.6 | 0.1 | 1.5 | 11.0 | 46.2 | 41.1 | 31.1 | 8.7 | 1.3 | △ 28.5 |
| | 東海 | 13.5 | 0.3 | 1.5 | 11.8 | 41.2 | 45.2 | 35.0 | 9.0 | 1.3 | △ 31.7 |
| | 近畿 | 17.3 | 0.2 | 3.1 | 14.0 | 40.9 | 41.8 | 31.9 | 8.0 | 1.9 | △ 24.5 |
| | 中国 | 10.5 | 0.0 | 1.4 | 9.1 | 44.1 | 45.4 | 33.1 | 10.8 | 1.4 | △ 34.8 |
| | 四国 | 10.6 | 0.0 | 0.3 | 10.4 | 45.9 | 43.5 | 33.2 | 9.6 | 0.8 | △ 32.9 |
| 九州北部 | 9.8 | 0.3 | 1.2 | 8.2 | 47.8 | 42.4 | 32.5 | 9.2 | 0.7 | △ 32.6 | |
| 南九州 | 10.5 | 0.0 | 1.1 | 9.4 | 47.3 | 42.1 | 34.3 | 7.1 | 0.7 | △ 31.6 | |
| 規 模 別 | 1～4人 | 7.8 | 0.1 | 1.0 | 6.6 | 41.1 | 51.2 | 36.6 | 12.1 | 2.5 | △ 43.4 |
| | 5～9人 | 13.2 | 0.2 | 1.9 | 11.0 | 42.0 | 44.8 | 33.9 | 9.8 | 1.1 | △ 31.7 |
| | 10～19人 | 14.4 | 0.4 | 2.1 | 12.0 | 42.8 | 42.7 | 34.2 | 7.6 | 0.9 | △ 28.3 |
| | 20～29人 | 15.5 | 0.3 | 1.6 | 13.6 | 46.6 | 37.9 | 30.6 | 6.4 | 0.9 | △ 22.3 |
| | 30～39人 | 16.9 | 0.0 | 3.5 | 13.4 | 47.4 | 35.7 | 28.6 | 5.9 | 1.2 | △ 18.8 |
| | 40～49人 | 16.8 | 0.0 | 2.3 | 14.5 | 41.7 | 41.5 | 35.7 | 5.3 | 0.5 | △ 24.7 |
| | 50～99人 | 16.6 | 0.3 | 2.4 | 13.9 | 44.2 | 39.2 | 33.5 | 5.7 | 0.0 | △ 22.6 |
| | 100～199人 | 16.1 | 0.0 | 2.7 | 13.4 | 46.0 | 37.9 | 33.7 | 3.8 | 0.4 | △ 21.8 |
| | 200～300人 | 20.5 | 0.0 | 0.9 | 19.6 | 45.5 | 33.9 | 28.6 | 4.5 | 0.9 | △ 13.4 |
| 業 種 別 | 製造業 | 14.7 | 0.2 | 2.1 | 12.3 | 40.6 | 44.7 | 34.0 | 9.3 | 1.4 | △ 30.0 |
| | 卸売業 | 12.6 | 0.2 | 1.4 | 11.0 | 40.6 | 46.8 | 35.9 | 9.0 | 1.8 | △ 34.1 |
| | 小売業 | 9.8 | 0.1 | 0.8 | 8.8 | 36.2 | 54.0 | 39.3 | 12.5 | 2.2 | △ 44.3 |
| | サービス業 | 12.3 | 0.1 | 1.6 | 10.6 | 43.8 | 43.9 | 32.4 | 10.2 | 1.3 | △ 31.6 |
| | 建設業 | 11.5 | 0.2 | 2.0 | 9.3 | 47.0 | 41.5 | 34.4 | 6.3 | 0.8 | △ 29.9 |
| | 不動産業 | 10.7 | 0.3 | 2.4 | 8.1 | 57.9 | 31.4 | 26.4 | 4.4 | 0.6 | △ 20.7 |

地域別では、近畿、北陸、関東で比較的強気の見通しとなった。また、従業員規模別では、我が国の景気見通しと同様、従業員4人以下の階層で弱気の見通しが目立った。業種別では、不動産業で強気の見通しとなった。

○来年度売上は2年連続でプラスの見通し

2023年の自社の売上額見通し（伸び率）を「増加－減少」でみると、5.0となった。1年前の調査（7.6）から小幅に低下したものの、2年連続で増加が減少を上回った（図表14）。

地域別では、北海道、東北、首都圏でマイナス、残り8地域でプラスの見通しとなっている。

図表14 2023年の自社の売上額伸び率見通し

（単位：％）

| | | 増加 | | | | | 変化なし | 減少 | | | | | (A) - (B) |
|--------|----------|------|-------|--------|--------|-------|------|------|-------|--------|--------|-------|-----------|
| | | (A) | 30%以上 | 20～29% | 10～19% | 10%未満 | | (B) | 10%未満 | 10～19% | 20～29% | 30%以上 | |
| 全体 | 2023年見通し | 32.3 | 1.1 | 1.7 | 9.2 | 20.2 | 40.5 | 27.2 | 17.7 | 6.8 | 1.8 | 1.0 | 5.0 |
| | 2022年見通し | 34.2 | 1.6 | 2.6 | 9.9 | 20.2 | 39.1 | 26.7 | 16.3 | 6.8 | 2.1 | 1.5 | 7.6 |
| | 2021年見通し | 20.2 | 1.2 | 1.8 | 5.8 | 11.5 | 30.2 | 49.6 | 23.0 | 15.1 | 6.7 | 4.7 | △ 29.3 |
| | 2020年見通し | 24.8 | 0.6 | 1.0 | 5.6 | 17.6 | 46.4 | 28.8 | 20.6 | 5.9 | 1.4 | 0.9 | △ 3.9 |
| | 2019年見通し | 31.8 | 0.7 | 1.3 | 7.7 | 22.0 | 45.7 | 22.5 | 16.6 | 4.2 | 1.0 | 0.7 | 9.3 |
| | 2018年見通し | 31.6 | 0.8 | 1.5 | 7.2 | 22.1 | 46.4 | 22.0 | 16.4 | 4.1 | 0.9 | 0.6 | 9.6 |
| 地域別 | 北海道 | 28.5 | 1.2 | 1.2 | 7.8 | 18.3 | 38.6 | 32.9 | 22.4 | 7.3 | 2.0 | 1.2 | △ 4.4 |
| | 東北 | 29.7 | 0.7 | 2.1 | 7.3 | 19.6 | 35.0 | 35.3 | 22.2 | 8.9 | 2.9 | 1.3 | △ 5.6 |
| | 関東 | 34.7 | 0.9 | 1.5 | 9.2 | 23.1 | 41.8 | 23.5 | 16.2 | 6.0 | 0.6 | 0.8 | 11.1 |
| | 首都圏 | 26.9 | 0.9 | 1.2 | 7.4 | 17.4 | 45.7 | 27.4 | 17.9 | 6.5 | 2.0 | 1.0 | △ 0.5 |
| | 北陸 | 35.5 | 1.3 | 2.3 | 9.6 | 22.3 | 36.1 | 28.4 | 18.1 | 6.8 | 2.9 | 0.6 | 7.1 |
| | 東海 | 34.9 | 1.5 | 1.5 | 9.5 | 22.4 | 40.1 | 25.0 | 15.4 | 7.0 | 1.5 | 1.0 | 9.9 |
| | 近畿 | 40.0 | 1.3 | 2.2 | 12.5 | 24.0 | 35.4 | 24.5 | 15.5 | 6.0 | 2.0 | 1.0 | 15.5 |
| | 中国 | 33.6 | 1.2 | 2.3 | 9.6 | 20.5 | 36.3 | 30.1 | 19.5 | 7.1 | 1.7 | 1.7 | 3.6 |
| | 四国 | 33.8 | 1.3 | 1.3 | 11.2 | 20.0 | 42.9 | 23.4 | 15.6 | 6.2 | 0.8 | 0.8 | 10.4 |
| 規模別 | 九州北部 | 30.9 | 1.8 | 1.2 | 10.2 | 17.7 | 43.5 | 25.6 | 17.7 | 6.8 | 0.7 | 0.4 | 5.3 |
| | 南九州 | 30.4 | 1.1 | 1.9 | 9.7 | 17.7 | 44.5 | 25.1 | 16.2 | 7.4 | 1.0 | 0.5 | 5.3 |
| | 1～4人 | 21.9 | 1.0 | 1.2 | 5.8 | 13.9 | 45.7 | 32.5 | 19.9 | 8.7 | 2.4 | 1.6 | △ 10.6 |
| | 5～9人 | 32.8 | 1.1 | 1.7 | 9.7 | 20.3 | 40.1 | 27.1 | 18.0 | 6.3 | 1.9 | 0.9 | 5.7 |
| | 10～19人 | 36.5 | 1.6 | 1.9 | 11.0 | 22.1 | 38.1 | 25.3 | 16.8 | 6.1 | 1.6 | 0.8 | 11.2 |
| | 20～29人 | 37.4 | 1.2 | 2.1 | 11.5 | 22.6 | 38.4 | 24.2 | 16.1 | 6.1 | 1.8 | 0.3 | 13.2 |
| | 30～39人 | 42.4 | 1.0 | 2.9 | 13.5 | 24.9 | 38.0 | 19.6 | 11.9 | 5.4 | 1.3 | 0.9 | 22.8 |
| | 40～49人 | 43.1 | 0.9 | 2.0 | 11.4 | 28.8 | 34.6 | 22.3 | 17.4 | 3.9 | 0.8 | 0.3 | 20.9 |
| 50～99人 | 44.7 | 1.8 | 1.6 | 11.9 | 29.4 | 33.2 | 22.1 | 15.2 | 5.4 | 0.9 | 0.5 | 22.6 | |
| 業種別 | 100～199人 | 46.4 | 0.0 | 1.1 | 13.8 | 31.4 | 31.4 | 22.2 | 17.6 | 4.2 | 0.0 | 0.4 | 24.1 |
| | 200～300人 | 52.7 | 0.9 | 0.9 | 10.7 | 40.2 | 35.7 | 11.6 | 8.0 | 3.6 | 0.0 | 0.0 | 41.1 |
| | 製造業 | 36.5 | 1.0 | 1.8 | 11.0 | 22.6 | 37.8 | 25.8 | 16.5 | 6.7 | 1.7 | 0.8 | 10.7 |
| | 卸売業 | 35.0 | 0.7 | 1.1 | 9.3 | 24.0 | 38.4 | 26.6 | 18.8 | 5.6 | 1.4 | 0.8 | 8.4 |
| | 小売業 | 26.8 | 0.6 | 1.5 | 5.9 | 18.8 | 39.7 | 33.5 | 22.6 | 7.6 | 2.2 | 1.0 | △ 6.6 |
| サービス業 | 32.5 | 1.9 | 2.0 | 10.0 | 18.6 | 41.8 | 25.7 | 16.7 | 6.8 | 1.3 | 0.9 | 6.8 | |
| 建設業 | 29.8 | 1.5 | 2.0 | 9.3 | 17.0 | 41.3 | 28.9 | 17.5 | 7.8 | 2.1 | 1.4 | 0.9 | |
| 不動産業 | 26.7 | 1.7 | 1.4 | 7.4 | 16.4 | 53.0 | 20.2 | 11.9 | 5.4 | 1.8 | 1.1 | 6.5 | |

従業員規模別では、4人以下を除くすべての階層でプラスとなった。また、総じて規模が大きいかほど強気の傾向がみられた。業種別では、小売業を除くすべての業種でプラスとなった。

○目先の業況上向き期待は後退

自社の業況が上向き転換点については、「すでに上向き（0.4ポイント低下の14.4%）」、「6か月以内（3.7ポイント低下の9.7%）」、「1年後（3.4ポイント低下の19.7%）」がいずれも減少し、目先の業況が上向きとの期待は後退した（図表15）。

一方、「業況改善の見通しなし」は3.7ポイント上昇の21.9%となった。

従業員規模別にみると、従業員10人以上の階層では、軒並み「すでに上向き」が「業況改善の見通しなし」を上回っているものの、9人以下の階層では正反対の結果となっている。業況

図表15 自社の業況が上向き転換点

(単位：%)

| | | すでに上向き | 6か月以内 | 1年後 | 2年後 | 3年後 | 3年超 | 業況改善の見通しなし |
|------|----------|--------|-------|------|------|------|------|------------|
| 全体 | 2023年見通し | 14.4 | 9.7 | 19.7 | 15.3 | 11.6 | 7.4 | 21.9 |
| | 2022年見通し | 14.8 | 13.4 | 23.1 | 14.6 | 9.9 | 6.0 | 18.2 |
| | 2021年見通し | 9.6 | 10.4 | 23.3 | 19.0 | 12.5 | 6.8 | 18.4 |
| | 2020年見通し | 15.2 | 9.1 | 14.8 | 8.9 | 8.9 | 8.8 | 34.2 |
| | 2019年見通し | 19.3 | 8.5 | 13.3 | 10.2 | 8.6 | 8.7 | 31.3 |
| | 2018年見通し | 17.9 | 8.4 | 14.5 | 9.0 | 9.8 | 9.4 | 31.0 |
| 地域別 | 北海道 | 13.2 | 6.1 | 15.0 | 14.7 | 12.0 | 9.5 | 29.6 |
| | 東北 | 9.9 | 9.9 | 20.4 | 13.6 | 10.7 | 8.7 | 26.9 |
| | 関東 | 15.1 | 11.7 | 18.2 | 14.9 | 11.6 | 7.6 | 20.8 |
| | 首都圏 | 14.3 | 8.1 | 19.7 | 15.2 | 12.9 | 8.4 | 21.5 |
| | 北陸 | 14.4 | 11.4 | 20.0 | 14.5 | 11.1 | 5.3 | 23.3 |
| | 東海 | 15.5 | 11.1 | 22.0 | 15.0 | 8.8 | 5.6 | 21.9 |
| | 近畿 | 17.5 | 12.5 | 22.0 | 16.4 | 10.2 | 5.8 | 15.5 |
| | 中国 | 15.1 | 8.7 | 19.6 | 16.0 | 11.2 | 6.5 | 22.9 |
| | 四国 | 11.7 | 7.3 | 18.5 | 18.0 | 13.8 | 6.0 | 24.5 |
| 九州北部 | 九州北部 | 12.8 | 9.0 | 16.7 | 19.0 | 13.8 | 9.8 | 19.0 |
| | 南九州 | 11.8 | 8.9 | 19.4 | 12.7 | 13.6 | 7.6 | 26.0 |
| 規模別 | 1～4人 | 9.0 | 7.6 | 17.0 | 14.6 | 11.7 | 7.9 | 32.2 |
| | 5～9人 | 13.7 | 8.7 | 20.7 | 14.8 | 11.9 | 7.3 | 22.9 |
| | 10～19人 | 17.4 | 10.3 | 20.2 | 15.5 | 12.1 | 7.6 | 16.8 |
| | 20～29人 | 17.4 | 12.4 | 20.4 | 18.0 | 10.7 | 8.0 | 13.1 |
| | 30～39人 | 22.3 | 9.4 | 22.9 | 15.0 | 12.0 | 7.0 | 11.4 |
| | 40～49人 | 19.4 | 11.2 | 22.1 | 15.9 | 11.8 | 6.0 | 13.6 |
| | 50～99人 | 20.6 | 15.1 | 22.9 | 15.7 | 9.3 | 6.3 | 10.1 |
| | 100～199人 | 20.7 | 14.2 | 22.2 | 16.1 | 11.9 | 6.1 | 8.8 |
| | 200～300人 | 17.9 | 19.6 | 28.6 | 17.9 | 5.4 | 0.9 | 9.8 |
| 業種別 | 製造業 | 15.9 | 11.2 | 20.1 | 15.1 | 10.6 | 7.3 | 19.9 |
| | 卸売業 | 15.0 | 9.6 | 20.8 | 15.0 | 11.7 | 7.3 | 20.7 |
| | 小売業 | 9.5 | 8.5 | 18.4 | 15.0 | 11.8 | 7.9 | 28.9 |
| | サービス業 | 14.4 | 9.4 | 17.9 | 14.3 | 12.9 | 6.7 | 24.4 |
| | 建設業 | 15.0 | 7.6 | 20.3 | 16.4 | 12.3 | 7.9 | 20.5 |
| 不動産業 | 16.6 | 10.8 | 20.9 | 17.2 | 11.4 | 6.9 | 16.2 | |

改善は、規模による二極化の様子が大きいといえる。

○原材料・仕入価格のさらなる高騰を警戒

2023年の自社にとっての経営リスクについては、「原材料・仕入価格のさらなる高騰」が79.3%と最も多かった。次に多かったのは「原油・天然ガス等のエネルギー価格高騰(40.9%)」となっており、仕入価格のさらなる高騰を警戒する中小企業の姿が浮き彫りとなっている。なお、「コロナなど感染症の感染再拡大」は31.3%となった。「コロナ融資の返済」は8.9%にとどまった(図表16)。

規模別にみると、規模の大きい企業では仕入価格の高騰、規模の小さい企業で取引先の廃業や健康問題、コロナ融資の返済などの選択肢が多い傾向がみられた。

図表16 2023年の自社にとっての経営リスク

| 選択肢 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | |
|----------|-----------------|--------------------|----------------|----------------------|--------------------|----------------|--------------|----------|------------|------|-----|
| | 原材料・仕入価格のさらなる高騰 | 原油・天然ガス等のエネルギー価格高騰 | コロナなど感染症の感染再拡大 | ロシア・ウクライナを含む海外情勢の緊迫化 | 台風・豪雨・地震・噴火などの自然災害 | 取引先廃業等による売上げ激減 | 経営者や従業員の健康問題 | コロナ融資の返済 | 円安・インフレの加速 | その他 | |
| 全 体 | 79.3 | 40.9 | 31.3 | 14.0 | 6.6 | 11.5 | 10.7 | 8.9 | 20.3 | 2.3 | |
| 地 域 別 | 北 海 道 | 82.3 | 52.3 | 33.3 | 13.8 | 6.3 | 10.8 | 12.3 | 8.4 | 19.0 | 2.7 |
| | 東 北 道 | 81.8 | 49.9 | 35.9 | 12.6 | 6.6 | 13.9 | 11.0 | 8.7 | 20.9 | 2.2 |
| | 関 東 圏 | 79.4 | 49.6 | 33.3 | 16.3 | 6.3 | 10.6 | 9.2 | 8.7 | 22.8 | 2.3 |
| | 首 都 圏 | 75.8 | 31.5 | 28.5 | 12.4 | 6.3 | 11.9 | 11.1 | 5.5 | 18.9 | 1.8 |
| | 北 陸 道 | 80.2 | 45.3 | 35.2 | 13.8 | 6.3 | 9.2 | 13.4 | 11.3 | 20.1 | 2.3 |
| | 東 海 道 | 78.8 | 44.4 | 27.8 | 16.7 | 8.5 | 11.8 | 9.1 | 10.1 | 22.0 | 2.9 |
| | 近 畿 道 | 82.5 | 42.1 | 31.8 | 16.4 | 5.6 | 12.0 | 9.3 | 11.7 | 23.4 | 2.9 |
| | 中 国 道 | 80.2 | 46.5 | 31.8 | 14.4 | 7.3 | 11.2 | 11.5 | 12.6 | 17.7 | 1.9 |
| | 四 国 道 | 80.5 | 39.8 | 33.9 | 13.0 | 7.0 | 9.1 | 13.0 | 8.6 | 18.0 | 1.3 |
| 九 州 北 部 | 78.0 | 31.5 | 30.8 | 10.7 | 5.2 | 9.4 | 11.5 | 8.2 | 19.8 | 1.7 | |
| 南 九 州 | 78.4 | 35.2 | 34.8 | 10.7 | 8.5 | 11.7 | 11.5 | 10.0 | 16.1 | 2.5 | |
| 規 模 別 | 1～4人 | 73.9 | 33.5 | 33.9 | 11.7 | 7.2 | 13.5 | 11.9 | 9.4 | 17.9 | 2.2 |
| | 5～9人 | 80.5 | 37.0 | 30.7 | 12.2 | 5.8 | 12.9 | 11.3 | 11.3 | 19.0 | 2.1 |
| | 10～19人 | 82.8 | 41.8 | 29.3 | 14.7 | 6.3 | 11.6 | 10.6 | 9.8 | 21.0 | 2.6 |
| | 20～29人 | 82.3 | 48.5 | 30.0 | 18.4 | 6.7 | 9.8 | 9.6 | 7.9 | 20.3 | 1.6 |
| | 30～39人 | 83.8 | 48.9 | 28.3 | 16.3 | 8.4 | 9.7 | 10.7 | 6.0 | 23.5 | 1.6 |
| | 40～49人 | 76.4 | 54.8 | 37.2 | 15.3 | 6.0 | 6.5 | 10.4 | 5.3 | 22.8 | 3.8 |
| | 50～99人 | 88.2 | 54.1 | 25.3 | 17.2 | 5.8 | 7.4 | 6.8 | 4.7 | 27.6 | 3.1 |
| | 100～199人 | 86.6 | 60.9 | 28.0 | 23.0 | 6.5 | 3.8 | 6.1 | 3.8 | 25.7 | 2.7 |
| 200～300人 | 88.4 | 58.9 | 23.2 | 22.3 | 2.7 | 2.7 | 4.5 | 0.9 | 32.1 | 1.8 | |
| 業 種 別 | 製 造 業 | 86.1 | 47.2 | 26.3 | 16.9 | 4.5 | 10.5 | 8.2 | 8.9 | 21.0 | 2.2 |
| | 卸 売 業 | 84.3 | 37.4 | 30.7 | 15.0 | 6.1 | 20.9 | 8.5 | 8.1 | 25.4 | 0.9 |
| | 小 売 業 | 77.1 | 35.7 | 38.4 | 12.1 | 5.2 | 12.3 | 10.6 | 9.6 | 21.1 | 2.4 |
| | サ ー ビ ス 業 | 63.2 | 42.4 | 44.3 | 9.8 | 6.3 | 8.9 | 14.5 | 11.1 | 11.5 | 3.2 |
| | 建 設 業 | 89.0 | 44.4 | 22.6 | 12.7 | 7.8 | 9.0 | 13.3 | 7.1 | 17.8 | 2.9 |
| 不 動 産 業 | 55.6 | 23.6 | 33.8 | 14.0 | 16.4 | 6.9 | 14.0 | 8.0 | 26.1 | 2.5 | |

(備考) 最大3つまで複数回答

「調査員のコメント」から

全国中小企業景気動向調査表には、「調査員のコメント」として自由記入欄を設けている。ここでは、本調査の調査員である全国の信用金庫営業店職員から寄せられた声の一部を紹介する。

(1) 価格転嫁が順調

- ①資材高騰を受け材料費も上がっているが、請負価格に転嫁できている。(総合建設業 群馬県)
- ②仕入価格上昇に対し、経営者主導で早い段階から販売価格を引き上げた。これにより離れた取引先もあるが、適正な利益を獲得することができている。(ポリエチレン袋卸 栃木県)
- ③半導体不足による仕入れコスト上昇はあるものの、価格転嫁が可能となっており、原価率はあまり上がっていない。(医療機器卸 愛知県)
- ④販売価格を引き上げたが、数量の減少には結びつかなかった。利益率を優先した商品販売を進めていく。(酒、コメ、調味料小売 兵庫県)
- ⑤販売価格への転嫁はおおむね行えており、取扱商品の見直しや経費削減も進めながら売上および収益確保に取り組んでいる。(オフィス家具、文具事務機器販売 兵庫県)
- ⑥3回目の値上げを余儀なくされた。販売先の利益率を洗い出し、不採算部分を見直したことなどで粗利率が5%改善した。(ソフトウェア、塗料販売 岡山県)
- ⑦材料1つ1つに原価計算を行い、売上に転嫁できている。(リフォーム工事 岡山県)

(2) 仕入の困難化、価格高騰

- ①仕入価格が高騰しており、収益性が悪化している。改善の見通しは立たない。(水産物小売 北海道)
- ②仕入価格が上昇する一方、販売価格は低下が続いている。代金回収も悪化しており、悪い連鎖が続いている。回復には時間がかかる見込み。(建築材料関連卸 埼玉県)
- ③販売価格値上げを考えているが、顧客離れを心配し、実行できない。(洋菓子製造 千葉県)
- ④原材料やエネルギーの価格高騰に対し、100%の価格転嫁はできておらず、利益が減少している。(段ボール箱製造 静岡県)
- ⑤同業者間で利益を度外視した安売り競争が起きている。下請けに販売価格の決定権がない。(足場、建築一式 愛知県)
- ⑥原材料価格高騰に対し、販売価格に転嫁できていない。組織や経費の見直しが急務。(砂糖卸 京都府)
- ⑦販売価格への転嫁が仕入値上昇に追いついていないうえ、値上げに伴い販売数量が落ち込み、赤字となっている。(総菜販売 大阪府)

(3) 設備投資の実施

- ①メーカーからの仕入価格が上昇しており、自社ブランド製造のため、補助金を活用した設備投資を行う計画がある。(寝具小売 山形県)
- ②事業再構築補助金の採択によって大規模な設備投資を行い、販路拡大に取り組んでいる。(工作機械製造 岩手県)
- ③大規模な設備投資により作業効率が上昇し、売上は増大している。ただし、借入金増加に伴う資金繰り不安もある。(通信機部品製造 埼玉県)
- ④新設備導入に伴い売上は増加したものの、電気代もかさみ、コロナ前の2倍になっている。(自動車用エアダクト製造 愛知県)
- ⑤受注は伸びていないが、設備の能力不足や人材の不足を受け、多忙である。新規の設備投資を検討中。(金属熱処理 滋賀県)
- ⑥来年、事業再構築補助金を活用した設備機械を導入予定。(製缶、溶接 大阪府)
- ⑦積極的に設備投資を行っており、業況は堅調に推移している。(豆腐、油揚げ製造 兵庫県)
- ⑧来期に補助金を利用して設備を導入する計画がある。(ネクタイ製造 岡山県)

(4) 人手の不足

- ①高速道路や新幹線延伸により、当面は需要が継続する模様。人員不足により生産能力は低調。
(砕石業 北海道)
- ②受注依頼はあるものの、人手不足などを受けて現場対応が追い付いていない。
(建材、水回り用品卸 青森県)
- ③若い人材が採用できないため、完全週休2日制としたり、祝日も休日とするなど、労働条件の改善を図っている。
(建設業 岩手県)
- ④人材の定着が悪く、職場環境の改善を図るとともに、外国人労働者の受入れも検討する。
(自動車販売、ガソリンスタンド 新潟県)
- ⑤人手不足が深刻であり、終身雇用制度拡大、福利厚生充実、資格取得支援などを積極的に行う。
(土木舗装工事 静岡県)
- ⑥人材不足を受け、個人事業主に業務委託し、営業や設計を外注できるよう社内体制を構築している。
(注文住宅請負、リフォーム、不動産仲介 愛知県)
- ⑦全国旅行支援により来店客数が劇的に増加しているが、人材確保が追いついておらず、従業員が激務を強いられている。
(旅館 兵庫県)

(5) 前向きな取組み

- ①来年にフルセルフレジを導入して、人手不足の解消を図る。将来的な販路拡大を目指してネットスーパーを開始。
(食品小売 北海道)
- ②キャッシュレス決済機器導入で利便性を確保するなどしており、業況は上向き。(管工事業 神奈川県)
- ③SNSを活用してマーケティングを行い、販路拡大に取り組む。
(総合工事 新潟県)
- ④紙媒体の広告に加え、SNSも活用して売上を維持している。利幅の大きいPB商品を開発中。
(食料品小売 静岡県)
- ⑤新分野であるDX・データ管理業務へ展開しており、脱コロナに向けて事業拡大を図っている。
(データ整備、ダイレクトメール企画 愛知県)
- ⑥新事業として、大手インターネット関連事業者と連携し、車検関連商品購入者を紹介してもらうことを始めた。
(自動車販売 岡山県)
- ⑦他企業とタイアップし、コラボ商品を作成する予定がある。
(着物、呉服小売 沖縄県)

(6) 2023年の見通し

- ①回復傾向にはあるものの、物価上昇による利幅縮小の影響も受けており、今後は予断を許さない。
(鮮魚卸 北海道)
- ②旅行支援キャンペーンやコロナの感染状況によって客足が大きく左右されるため、来年度が見通せない。
(民宿 山形県)
- ③木材等の高騰を受け販売価格は上がっているが、売れ行きは好調。来年はコロナ禍が落ち着き、さらなる売上増大を期待。
(貸家、貸間業 岩手県)
- ④今後の見通しは極めて厳しいと感じている。倒産が多発することも視野に入れ、自社を引き締めていく。
(金属製品製造 新潟県)
- ⑤業況は安定し、受注量も確保できているが、来年の米国景気の落ち込みも予想され、見込みは不透明。
(オートバイサスペンション部品製造 三重県)
- ⑥2023年度の業況は、多少は回復する見込みだが、コロナ禍拡大や景気対策の終了などがあれば業況は一気に悪化する懸念がある。
(鞆小売 兵庫県)

※本稿の地域区分のうち、関東は茨城、栃木、群馬、新潟、山梨、長野の6県。首都圏は埼玉、千葉、東京、神奈川の1都3県。東海は岐阜、静岡、愛知、三重の4県。九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県。南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の5県。

脱「価格競争」を実現する中小企業の「価値創造」とは③（商業編）

－「経験価値」の創造で顧客満足とブランドロイヤリティの向上へ－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所研究員

山口 亮奈

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

鉢嶺 実

(キーワード) 価値創造、卸売業、小売業、価格転嫁、適正価格、デフレマインド、
マーケティング、内的参照価格、経験価値、ブランドロイヤリティ

(視 点)

新型コロナウイルス禍の出口を見据え、わが国の中小企業においても、今後は経営の立て直しに向けて収益改善の重要性が一段と高まっていく方向にある。しかしその一方で、労働生産性の向上、近年の資源・エネルギー価格高騰や円安などに起因するコストアップの販売価格への転嫁など、克服すべき構造問題も少なくない。

そこで本稿では、年間調査テーマ『脱「価格競争」を実現する中小企業の「価値創造」』について、すでに発信している「問題提起編」および「製造業編」、「建設業編」(本誌2022年8月号、11月号)に引き続き、商業分野(卸売・小売業)の「価値創造」に焦点を当て、実際に「価値創造」に取り組んでいる企業の事例なども含めてとりまとめた。

(要 旨)

- 昨今の物価高騰局面では、消費者に近い川下の業種ほど価格転嫁が遅れている。原因の1つとして、「失われた30年」を経て消費者に浸透してきた根強いデフレマインドのようなものがあると考えられる。
- しかし、消費者意識は「とにかく安い」ものから、「自分にとって価値があるものであれば、たとえ高価でもお金を貯めて買う」傾向へと着実に変化しており、消費者に選ばれるための「価値創造」が、価格転嫁や値上げの受入れの重要なポイントとなっている。
- 消費者が想起する内的参照価格(過去の経験、心の中の期待を反映した価格の基準)を上昇させることが、脱「価格競争」を実現するための有力な手段の1つとなり得る。
- 本稿で事例として掲載した企業における「価値創造」への取り組みでは、各社それぞれがその強みを活かして脱「価格競争」を実現し、それぞれの経験価値の創造が顧客満足とブランドロイヤリティの向上に繋がっている点が特筆された。

はじめに

新型コロナウイルス禍の出口を見据え、わが国の中小企業においても、今後は経営の立て直しに向けて収益改善の重要性が一段と高まっていく方向にある。しかしその一方で、労働生産性の向上、近年の資源・エネルギー価格高騰や円安などに起因するコストアップの販売価格への転嫁など、克服すべき構造問題も少なくない。

そこで本稿では、年間調査テーマ『脱「価格競争」を実現する中小企業の「価値創造」』について、すでに発信している「問題提起編」および「製造業編」、「建設業編」(本誌2022年8月号、11月号)に引き続き、商業分野(卸売・小売業)の「価値創造」に焦点を当て、実際に「価値創造」に取り組んでいる企業の事例なども含めてとりまとめた。

バブル崩壊以降、わが国の消費者に根強いデフレマインドが浸透していたが、昨今は物価高騰など世界的なインフレ急進に見舞われ、収益回復を目指す中小の卸売・小売業は、戦略的にも大きな転期を迎えていると思われる。そこで冒頭の1.において、この度の急激な原材料価格高騰を受けても、川下の業種で特に価格転嫁が進められていない状況と、その背景に消費者のデフレマインドがあることを考察する。続く2.では、脱「価格競争」に向けて、昨今では経験価値を付加することが一つの有効な手段であることなどについて言及する。さらに3.では、独自の『価値』づくりに注力した経営を行っている中小卸売・小売業の「価値創造」の事例についてヒアリング調査の内容等を紹介したうえで、4.でこれらの事例が示唆するものを含めて若干の考察を加えてみた。

本稿が、新型コロナウイルス禍の出口を見据えて収益改善を模索する中小卸売・小売業とその経営者の一助となれば幸いである。

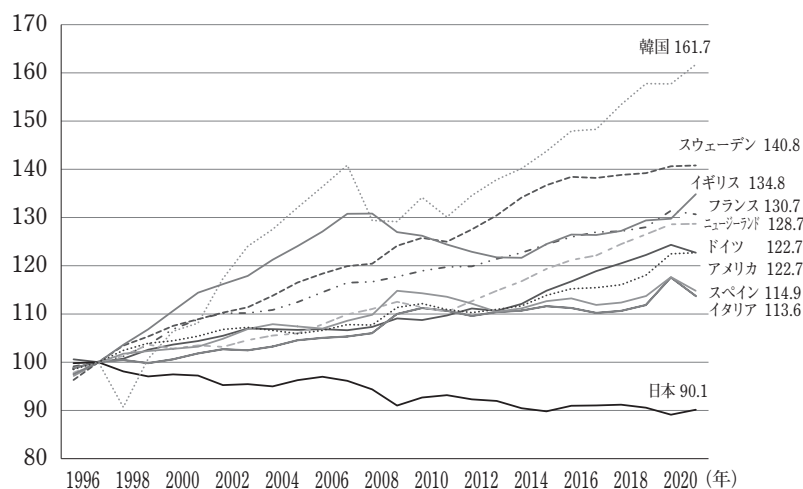
1. デフレマインドからの脱却へ向けて高まる「価値創造」の重要性

(1) 価格転嫁の遅れが収益の下押し要因に

わが国では、バブル崩壊後の「失われた30年」と呼ばれる局面において、慢性的なデフレが続いてきた中で、賃金水準も長きにわたって伸び悩んできた。全労連(全国労働組合総連合)がOECD(経済協力開発機構)などのデータを基に分析した資料によると、諸外国と比較したわが国の賃金水準は、長期にわたって伸び悩んできたことが分かる(図表1)。これが、構造的ともいえる「デフレマインド」の形成につながり、“物価の上昇”を長期にわたって抑制する要因となってきた。

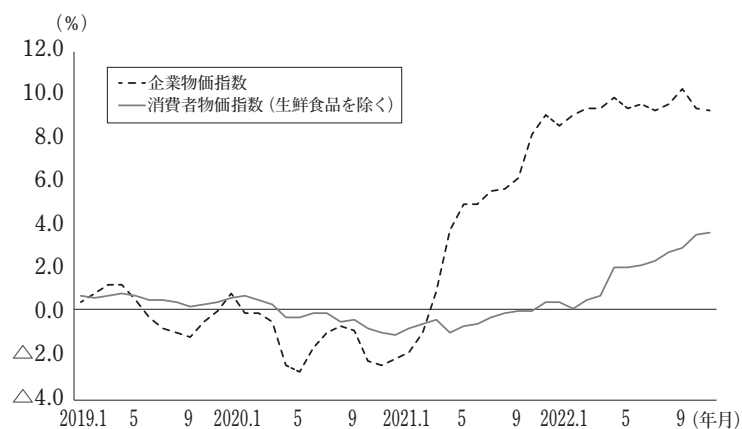
こうしたなかで、2020年春以降の新型コロナウイルス感染症拡大やロシアのウクライナ侵攻、急激な円安の進行等による影響に伴い、ここへきて物価が急激に高騰している。最近の企

図表1 実質賃金指数の推移の国際比較（1997年＝100）



(備考) 1. OECD Statisticsより全国労働組合総連合が集計。民間産業の時間当たり賃金（一時金・時間外手当等含む）。1997年を基準に指数化
 2. 日本のデータは「毎月勤労統計調査」よりOECDに提供されているもの。2004年～17年の値は不正により実際より低いことに注意が必要。厚生労働省によればその差は0.6%程度。その分を上振れ補正しても、他の国の実質賃金の伸びには追いつかない。
 3. 全国労働組合総連合のデータをもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表2 企業物価指数と消費者物価指数の推移（前年同月比）



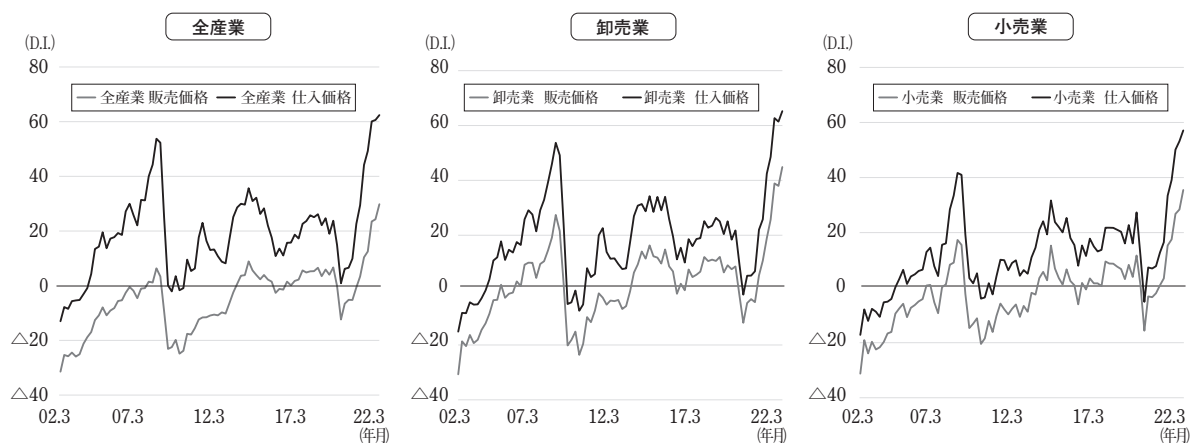
(備考) 1. 企業物価指数は2020年基準の総平均、消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合
 2. 日本銀行、総務省のデータをもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

業物価指数や消費者物価指数の動きをみても、2021年以降、上昇傾向が顕著になっていることが分かる（図表2）。ただ、消費者物価指数の上昇は相対的に遅れており、消費者に近い“川下”の業種ほど価格転嫁の動きが遅れ、卸売業や小売業に携わる企業の収益の下押し要因となっているケースも多いものと推察される。

また、信金中央金庫 地域・中小企業研究所が全国の信用金庫の協力を得て取りまとめている「全国中小企業景気動向調査」における、販売価格と仕入価格の判断 D.I.（価格「上昇」-

価格「下落」)の推移をみても、仕入価格判断D.I.の方が先行して大きく上昇している状況にあり、仕入価格の上昇を販売価格へ転嫁し切れていない中小企業の実態を垣間見ることができる(図表3)。

図表3 販売価格・仕入価格判断D.I.の推移(2002年3月～2022年12月期までの実績値)



(備考) 全国中小企業景気動向調査をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

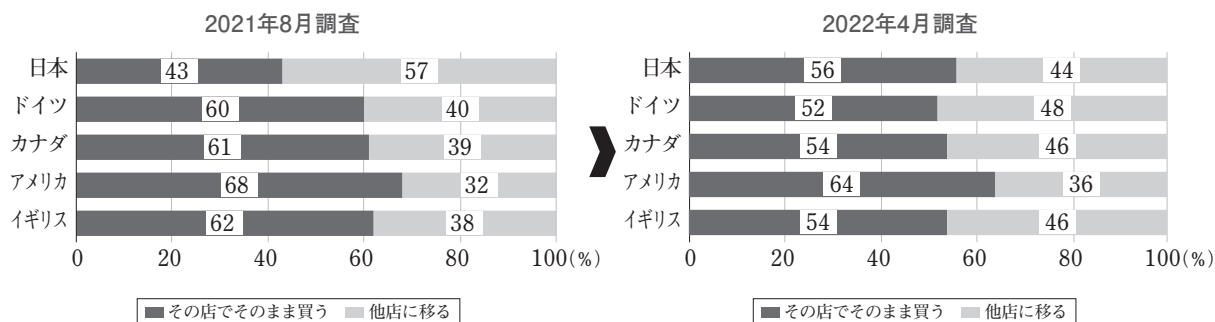
(2) 値上げに対して慎重に行動するわが国の消費者にも変化の兆し

川下に近い業種ほど価格転嫁が進んでいない原因として、消費者全般に「価格は安くあるべき」という根強い低価格志向のようなものが浸透していることが考えられる。バブル崩壊以降、長く続いてきたデフレ環境の中で、価格が上がらないことに慣れ、「値上げは悪である」というデフレマインドとも呼ばれる消費者意識が形成されるとともに、企業も値上げによる顧客離れなどに対する不安から、値上げに対して強い抵抗感を抱き、「良いものを安く提供するために頑張る」といった、価格据置きや引下げの努力(すなわち価格競争)を強いられてきたといえよう。

東京大学大学院教授の渡辺努氏の研究室が日本と欧米の消費者を対象に実施したアンケート調査によると、「いつも行くスーパーでいつも買う商品が10%値上げしたらどうするか」という設問に対し、2021年8月の調査結果では「その店でそのまま買う」(=値上げを受け入れる)と答えた割合が、欧米は約6～7割に達しているのに対し、日本では約4割にとどまっている(図表4)。欧米では、他店も同じような値段であろうと類推して行動する(そのままそのスーパーで買う)消費者が多いのに対して、当時のわが国では、値上げに過剰に反応し、他の店であれば値上げ前の元の値段で売っているであろうと考えて慎重に行動する(そのスーパーで買うのをやめる)消費者が多い傾向にあったことが分かる。

しかし、その後の2022年4月調査では、同じ設問に対して、欧米と同じく「その店でそのま

図表4 「いつも行くスーパーでいつも買う商品が10%値上げしたらどうするか」という問いに対する回答



(備考) 渡辺努「5か国の家計を対象としたインフレ予想調査」(2022年5月実施分)をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

ま買う」という回答が日本でも過半を占める結果となった。昨今の物価上昇などを受けてわが国の消費者にも値上げ耐性ができたという見方もできるが、どちらかといえば「価格転嫁は仕方ない」という、やむを得ず許容させられている状態に近いのではないかと考えられる。とはいえ、当該調査結果はわが国の消費者に浸透してきたデフレマインドに変化の兆しが見えてきた可能性を示すものでもあり、今後の動向を注視していく必要があるとみられる。

(3) 消費者に選ばれる「価値」の創造で脱「価格競争」を実現へ

昨今のコスト急上昇を背景とした「値上げラッシュ」を受けて、消費者の生活防衛意識は高まっている。企業によっては、価格据置きで内容量だけを減らすという実質値上げ(“ステルス値上げ”)に対応しているケースもみられ、消費者の値上げに対する強い拒否感への対応に苦戦している様子が見られる。

しかし、消費者が「安さ」だけを追い求めているかという点、必ずしもそうではない側面もある。例えば、消費者庁が2021年11月に実施した「消費者意識基本調査」によると、「商品やサービスを購入する際に重視していること」という設問に対し、「品質・性能の良さ」と回答した割合^(注1)は、「価格の安さ」や「コストパフォーマンス」などの回答を上回る結果となっており(図表5)、消費者が重視しているのは、必ずしも価格の安さだけではないことがわかる。「自分の好きなものは、たとえ高価でもお金を貯めて買う」という傾向は、近年着実に強まってきているともいわれており、日常の買い物で節約に努めつつ、自分の好きな特定の商品を選択的に消費する動きが定着しつつあると考えられる。

こうした傾向を勘案すれば、消費者に選ばれる「価値」を何らかの形で創造することができ

(注)1. 「とても重視している」と「ある程度重視している」の合計で比較

れば、「1円でも安くなれば他社製品を選ぶ」といった価格競争に翻弄されることなく、値上げや適正価格での販売を進めていくことも不可能ではないと思われる。良い商品を適正な価格で販売して収益性を高める動きが広がれば、賃金上昇に繋がり、ひいては消費者の購買力も上がっていくという好循環が期待できよう。

長期にわたって続いてきたデフレマインドからの脱却へ向け、消費者へ「価値」を提供していくことの重要性は、今後ますます高まっていくことになりそう。

2. 中小卸売・小売業の「価値創造」に向けてカギを握る顧客経験価値（CX）

「価値創造」が消費者に選ばれる適正価格での販売や値上げの受入れに繋がるとすれば、商品を提供する側の企業においては、「価格」ばかりではなく「価値」を訴求することで、消費者に選んでもらえるよう努めることが、価格競争から脱するためのひとつの有力な手段となり得よう。

消費者の意識や行動がその時々の経済情勢等によって変化するように、消費者にとっての「価値」も、その時代とともに変容していくものとみられる。野村総合研究所の「生活者1万人アンケート調査」による消費者意識調査をみても、「とにかく安く経済的なものを買う」という強固な低価格志向は、調査開始の2000年以降、ほぼ一貫して低下傾向にある一方で、「価格が品質に見合っているかをよく検討してから買う」というコストパフォーマンス志向は、緩やかに高まる傾向にある（図表6）。消費者にとって先行き不安は、近年では半ば日常となり、価格と価値についても、それに見合っているかどうかをよく見極めようとする傾向を強めていることが示されているといえよう。

なお、ある商品の販売価格が妥当かどうかを消費者が判断するための基準として、その消費者が自分の記憶から想起する価格のことを、マーケティングの世界では「内的参照価格^(注2)」と

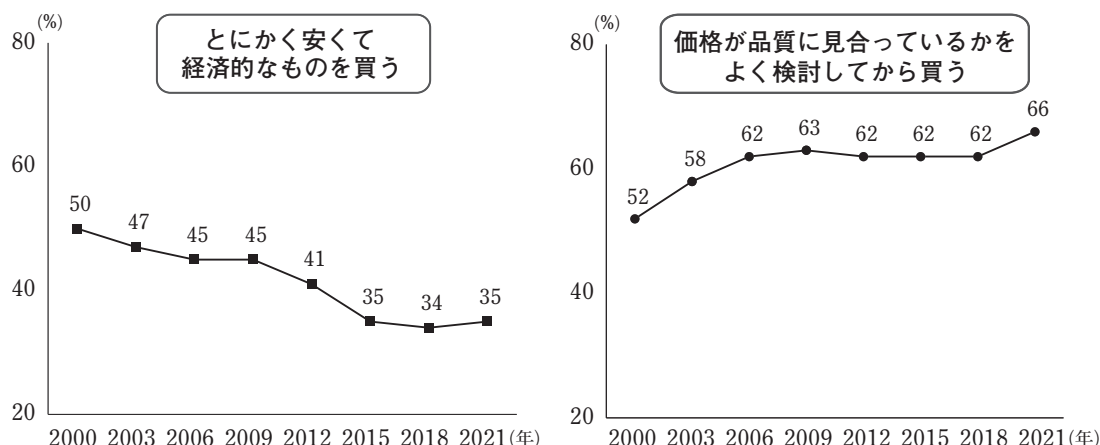
図表5 商品やサービスを購入する際に重視していること

| | とても重視している | ある程度重視している | どちらともいえない | あまり重視していない | ほとんど・全く重視していない | 無回答 |
|-------------------|-----------|------------|-----------|------------|----------------|------|
| 価格の安さ | 32.0% | 53.1% | 9.2% | 3.3% | 0.5% | 1.9% |
| 品質・性能の良さ | 55.4% | 40.0% | 2.5% | 0.5% | 0.1% | 1.5% |
| コストパフォーマンス（費用対効果） | 32.0% | 41.4% | 16.2% | 3.8% | 1.2% | 5.4% |
| 見た目・デザイン | 22.2% | 50.8% | 16.5% | 6.4% | 1.2% | 2.9% |
| アフターサービスや保証の充実 | 20.6% | 41.9% | 21.8% | 11.9% | 2.0% | 2.7% |
| 有名ブランド・メーカーであること | 6.1% | 29.7% | 29.8% | 23.0% | 8.8% | 2.7% |
| 流行や話題性 | 2.4% | 18.9% | 31.2% | 31.0% | 13.5% | 3.1% |
| 使い慣れた商品・サービスであること | 14.8% | 49.6% | 22.6% | 8.0% | 1.8% | 3.2% |
| 周りの人と違う／個性的であること | 3.1% | 13.4% | 30.2% | 30.5% | 19.4% | 3.3% |
| 環境問題・社会課題解決への貢献 | 5.4% | 27.8% | 36.2% | 17.8% | 9.3% | 3.6% |
| 新品であること（中古品でない） | 24.0% | 32.9% | 23.3% | 12.7% | 4.5% | 2.7% |
| 口コミや評価 | 13.0% | 43.4% | 24.3% | 11.1% | 5.0% | 3.2% |

（備考）消費者庁「消費者意識基本調査」（2021年11月実施）をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)2. 「内的参照価格」に対して、日常の買い物環境から入手できる価格情報（POP広告や商品の値札、メーカー希望小売価格や通常価格、参考価格、他店の価格など）は「外的参照価格」と呼ばれている。客観的であり消費者の経験や記憶と無関係である。

図表6 消費意識の推移



(備考) 野村総合研究所「生活者1万人アンケート」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

呼んでいる。内的参照価格は多面的な性質を有しているとされており、例えば慶應義塾大学商学部教授の白井美由里氏の研究では、図表7に示す9種類が提示されている。消費者は過去の経験や心の中の期待から価格の基準(内的参照価格)を決定しているが、例えば珍しいものや興味深いものを見れば、

既存の内的参照価格は曖昧になるか上昇し、消費者の価格受容性は向上するといわれている。すなわち、何らかの形で個々の消費者の内的参照価格に訴えかけることができれば、価格が高くてでも消費者がその価格を受け入れる可能性が高まるといふことにほかならない。

図表7 内的参照価格の種類

| | |
|-------------------------|----------------------------|
| 公正価格 | メーカーのコストを考慮したときに公正と思われる価格 |
| 留保価格 (最高需要価格) | これ以上の価格では高すぎると考える価格 |
| 最低需要価格 | これ以下の価格では品質が劣ると考える価格 |
| 期待価格 | 現在、このくらいで販売されているだろうと予測する価格 |
| 最高観察価格 | 過去に観察した価格の中で一番高い価格 |
| 最低観察価格 | 過去に観察した価格の中で一番安い価格 |
| 平均観察価格 | 過去に観察したさまざまな価格の平均 |
| 通常価格 | 通常この価格で販売されているだろうと思う標準的な価格 |
| 購入価格 | 過去に自分が払った価格 |

(備考) 白井美由里『消費者の価格判断のメカニズム—内的参照価格の役割—』(2005年2月)、小阪裕司『「価格上昇」時代のマーケティング』(2022年9月)などをもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

こうしたなかで、消費者が想起する内的参照価格を変更(上昇)させていくための有効な手段の1つとして、モノの価値に「経験価値」を付加するといった対応が考えられる。今日の消費者は、モノが溢れ飽和状態ともいえる中にあり、個々の商品を単独のアイテムとして評価するというよりは、消費を通して生まれる「経験(コト)」までを含めて選択の納得性や消費の正当性を求めているといわれている。つまり、モノという物理的・物質的な価値だけでなく、コトという心理的・感情的な価値も魅力を測る尺度としているのである。

コロンビア・ビジネススクール教授のバーンド・H・シュミット氏の著書「経験価値マーケティング」によれば、顧客の経験価値として、① SENSE（感覚的経験価値）、② FEEL（情緒的経験価値）、③ THINK（創造的・認知的経験価値）、④ ACT（肉体的経験価値とライフスタイル全般）、⑤ RELATE（準拠集団や文化との関連付け）の5つのタイプが紹介されている（図表8）。これら5つのタイプは、複合的に提供することも可能なことから、「経験価値」を創

図表8 顧客経験価値の5つのタイプ



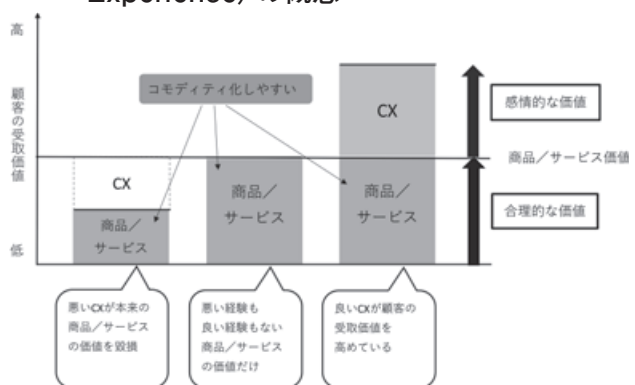
(備考) バーンド・H・シュミット『経験価値マーケティング』(2000年11月)、同『経験価値マネジメント』(2004年3月)、鈴木敏文『鈴木敏文のCX(顧客体験)入門』(2022年6月)などをもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

造していくうえでは、できるだけ多くのタイプを組み合わせることが望ましいとされている。

この「経験価値マーケティング」は、今日的にも顧客経験価値(CX; Customer Experience)という概念で引き継がれている。最近の野村総合研究所の資料によれば、CXとは「商品やサービスの機能・性能・価格といった“合理的な価値”だけでなく、購入するまでの過程・使用する過程・購入後のフォローアップなどの過程における経験(感情的な価値)の訴求を重視するというマーケティングや経営戦略のコンセプト」とされており、21世紀初頭に提唱された「経験価値マーケティング」は、近年ますます脚光を浴びている状況にある(図表9)。

なお、CXを重視していることでも知

図表9 顧客経験価値(CX; Customer Experience)の概念



(備考) 1. 顧客の受取価値とは、フィリップ・コトラーが定義した言葉。顧客の受取価値は、総顧客価値(製品価値、サービス価値、従業員価値、イメージ価値)から総顧客コスト(金銭的成本、時間的成本、労力的コスト、心理的成本)を引いた価値を指す。
2. コモディティ化とは、高付加価値商品の市場価値が低下し、一般的な商品になること。
3. 野村総合研究所ホームページの「用語解説」などをもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

られているセブン&アイ・ホールディングス名誉顧問の鈴木敏文氏によれば、消費者は商品を購入し感情的に満足すると、やがてブランドに好意を抱き、これが積み重なると、ある時点でそのブランドで買い物をする事自体に価値を感じ、「ブランドロイヤリティ^(注3)」が生まれてくるとされている。購入前、購入時、購入後の一連の経験を通して生まれる価値(すなわちCX)は、まさに顧客満足とブランドロイヤリティの重要な決定要因であり、顧客にとっての価値を高めていくうえで大きな効果をもたらすものになると思われる。消費者との最前線にいることの多い中小卸売・小売業者が、今後へ向けて脱「価格競争」を実現していくうえでは、このCXによる価値創造を模索し続けることが、ひとつの突破口となりそうだ。

3. 脱「価格競争」を実現している中小卸売・小売業の「価値創造」事例

以下では、脱「価格競争」を実現している中小卸売・小売業の「価値創造」事例として、4件の取組みを紹介する。「価値」の内容は各社さまざまではあるが、脱「価格競争」を実現するための「価値創造」への取り組み方を考察する上で、それぞれ示唆に富む部分も多く、参考になろう。

(1) 株式会社ダッドウェイ

(神奈川県横浜市 創業：1992年)

①会社の概要

株式会社ダッドウェイは、神奈川県横浜市に本社を置くベビー・キッズ用品の企画・輸入・販売事業を行う企業である(図表10)。世界各地の優れた商品を輸入販売するとともに、自社企画によるオリジナル商品の販売も手がけている。大手量販店向けの卸売が主力ではあるが、全国に展開している直営店等29店舗(2022年12月時点)では小売事業も手がけるなど、消費者(ユーザー)との接点も有している。また、近年

図表10 株式会社ダッドウェイの概要



| 同社の概要 | |
|-------|---|
| 会社名 | 株式会社ダッドウェイ |
| 代表 | 白鳥公彦(創業者、株ダッドウェイホールディングス社長) 大野浩人(株ダッドウェイ代表取締役社長) |
| 所在地 | 神奈川県横浜市 |
| 創業 | 1992年(平成4年) |
| 従業員数 | 314名 |
| 事業内容 | 子ども向け用品企画・卸売・小売業 |

(備考) 1. 写真(上)は株ダッドウェイホールディングスの白鳥公彦社長(左)と株ダッドウェイの大野浩人社長(右)
2. 写真(下)は同社最大規模の直営店(横浜ベイクォーター)
3. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

(注)3. 「他の代替ブランドがあるにもかかわらず、ある特定のブランドを購入したい」という顧客の気持ち・忠誠心(ロイヤリティ)を表すもの。顧客はそのブランドを継続して購入するようになる。

では自社サイトを通じたオンライン販売にも注力している。

創業者の白鳥公彦氏(67)は無類のアウトドア好きであり、自ら子どもを外に連れ出そうとした際に、「父親が楽にかっこよく連れ出せる育児用品がない!」、「育児は大変だが赤ちゃんと過ごす経験や喜びを知らないのはもったいない!」、「お父さんの子育てをもっとおもしろ楽しくしたい!」との思いから1992年に同社を創業。欧米では既に父親の育児参加が積極的であったことに着目し、「おもしろ楽しい商品を見つけて輸入販売しよう」との考えから、海外の展示会等に足を運ぶようになり、今日の同社の事業基盤の礎を築いていった。その後、2018年に株式会社ダットウェイホールディングスを設立。2021年に新設分割によるペット事業の新会社、株式会社ダッドウェイペットを設立し、現在に至っている。

②同社の『価値創造』の取組み

同社では、創業当初から価格競争はしないと決めていた。もともと他社では取り扱っていない商品を取り揃えようとしてきたこともあり、常識に囚われず、本当に良いものを見つけてくる“目利き力”で、数多くある商品の中から価値のあるものを発掘してきた。また、多くの商品を扱う中で培った品質管理のノウハウ等を活かして、各国のメーカーと共に商品価値を磨き上げるなど、メーカー各社との信頼関係構築にも繋げてきた。

昨今では、2022年半ば以降の急速な円安進行の影響を受け、今夏に一部商品の値上げを行ったが、当該商品の売上は順調に増加しているとのこと。値上げが顧客に受け入れられていることの証左であり、価格を超越してその商品の価値が顧客に受け入れられていることが分かる。取引のある海外メーカー各社の間では、「ダッドウェイで取り扱って成功しなければ、日本で売れることは難しいだろう」との認識が定着しているともいわれているなど、多様化する顧客のライフスタイルに寄り添うことができる同社の“目利き力”と、高付加価値商品へ磨き上げていく同社の“提案力”が、価格競争とは一線を画した同社の価値創造に繋がっている。

例えば、同社の目利き力で発掘してきた大ヒット商品のひとつに、米国生まれのカラフルな知育玩具「Sassy (サッシー)」がある(図表11)。米国では、赤ちゃんの発達研究に裏付けされたカラフルなコントラストと、でこぼこ・つるつるなどのいろいろな手触りが独特の世界観を創出していた。国内では、一部の量販店で既に取扱いがあったものの、陳列方法等でその世界観が十分に活かされておらず、価格競争に

図表11 「Sassy (サッシー)」



(備考) 同社提供

さらされていた。3年越しの交渉を経て2000年代初頭には同社が正式に輸入総代理店としての地位を獲得、売り場におけるその魅力的な世界観の演出が顧客の心を掴み、価格競争に陥ることなく、利益率向上にも繋がった。

また、ハワイ生まれの抱っこひも「Ergobaby（エルゴベビー）」も、同社が正規総代理店として国内販売を手掛ける基幹商品である（図表12）。がっちりとした肩ストラップと腰ベルトによる体の前面での縦抱っこが特徴的で、赤ちゃんを自然な態勢で支え、親は体の負担が少なく抱っこができる。2008年の取扱い当時は、抱っこひもは華奢で横抱き^(注4)が一般的であったことから、縦抱っこを基本とした「Ergobaby」

に対する反発は強かった。しかし、売り場で根気よく商品の良さを提案し続けた結果、実際に装着した人がその快適さをSNS（交流サイト）や口コミで発信するようになり、一般的な抱っこひもの2倍近い価格設定にもかかわらず、売上は順調に伸びていった。こうしたなかでも、同社ではメーカーとデザイン会議を重ね、日本オリジナルの色使いを企画する等、さらに商品を改良することに注力している。「Ergobaby」は、競合する商品よりも高い価格帯で提供しているにもかかわらず顧客に支持され続け、今日では同社最大の主力商品となっている。

同社の創業者である白鳥公彦氏は、ゼロベースで物事を考えることの大切さ、すなわち「無常識」で考えることが大切だと語る。顧客にとって何が大切かという観点で考え、商品を探し、磨いていくことが新たな価値を創造し続けることに繋がっている。

③今後の展望

2022年3月にはこれまで営業や新規事業立上げに尽力してきた大野浩人氏（52）が代表取締役社長に就任、新体制がスタートしている。大野社長は、「楽しく仕事ができる会社にしていくため、これからも社員の幸福実現を目指す。社員個人の成長や、やってみたい気持ちを大事にできる環境整備に力を入れたい」と考えており、そうした環境整備を進めることによりサービスや企画もさらに発展し面白いものになっていくものと期待している。

同社では、子供向けの商品やサービスを主軸として、室内遊び場、アフタースクール、飲食、海外販売など、「DADWAY」の屋号を用いたさまざまな新規事業にチャレンジしている。2022

(注)4. 赤ちゃんの抱き方の種類のひとつで、身体の向きを横向きにかかえる抱き方の総称

図表12 「Ergobaby(エルゴベビー)」



(備考) 同社提供

年が創立30周年の節目にあたることを機に、スローガンを「こどもとワクワクする毎日を」と再定義するなど、大野社長の下で新たなスタートを切った同社のますますの躍進が期待されよう。

(2) 株式会社オカザキ紀芳庵

(和歌山県橋本市 創業：1989年)

①会社の概要

株式会社オカザキ紀芳庵は、和歌山県橋本市に立地する、和歌山県を中心とする観光土産品の卸販売業者である(図表13、14)。みかんや南高梅など地域の特産品を使用したオリジナル商品の企画販売も行っている。和歌山県を中心に、近畿圏をはじめ全国のホテル、旅館、お土産店、道の駅、サービスエリア、スーパー等、幅広い販路を持つ。自社の商品を多くの人に知ってもらうために、百貨店での自社イベントの開催やECサイトでの販売にも注力している。さらに、2022年10月には初の直営店「奈良のおみやげ屋さん ichigo nara ichie」を奈良市内にオープンするなど、小売業態へも展開を広げている。

取扱商品は、観光土産用の箱菓子、駄菓子、ラーメン、漬物、干物等の海産物など多岐にわたり、「和歌山みかんポテトチップス」や「紀州うめカステラ」などの自社のオリジナル商品も含めて約1,500品目(うち約3割がオリジナル商品)にも及ぶ。

同社は、1989年に現社長・岡崎悦也氏(63)の父親が食品卸売業として創業した。その後、2001年の法人化を機に、取扱商品や販路の拡大を本格化させた。2007年に世代交代して、現在に至っている。

②同社の『価値創造』の取組み

同社は、みかん、富有柿、桃、南高梅などの地域の特産品を取り入れたオリジナル商品を積極的に企画・投入することにより、観光土産品を通じて和歌山の良さを発信し、地域経済

図表13 株式会社オカザキ紀芳庵の概要



| 同社の概要 | |
|-------|--------------|
| 会社名 | 株式会社オカザキ紀芳庵 |
| 代表 | 岡崎悦也 |
| 所在地 | 和歌山県橋本市 |
| 創業 | 1989年(昭和64年) |
| 従業員数 | 30名(パート含む) |
| 事業内容 | 土産物卸売・企画・販売業 |

(備考) 1. 写真は岡崎悦也社長
2. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

図表14 本社外観



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

活性化に貢献できる会社を目指している。幅広い発想力と、多種多様なメーカーとの取引を通じて得られる情報などをフルに活かして、次々と新商品を開発している（図表15）。原材料も地元のものにこだわり、商品パッケージ内には解説のしおりも同封するなど、観光土産品としての付加価値を高めている。

なお、オリジナル商品については、自社で価格設定が可能であり、メーカーから卸すよりも高い利益率が確保できる。価格は、最終的な売り場での販売動向を見ながら決定しており、営業担当者の情報収集力がカギを握る。売れ筋や他社商品の動きを知ることは、価格改定を検討する上でも、新たなオリジナル商品を考案する上でも欠かすことができない。同社では正社員約20名のうち、およそ半数を営業現場に配置し、日々の売り場の情報などを収集している。売れ行きの良い商品があれば、シリーズとして他の特産品に展開した商品の企画や、それに特化した催事を企画するなど、消費者のニーズ変化をリアルタイムで捉え、消費者心理を反映させた新たな企画に繋げている。

同社では、販売動向を見て、メーカーに値上げの提案を行うこともある。原材料費の高騰により、今は値上げの好機ともいえるが、値上げによる顧客離れや売上減少を不安視するメーカーは慎重な姿勢を崩さないことが多い。そうしたなかで、現場の情報をメーカーに提供し続けることで、値上げ決断に繋がることも少なくない。

同社では、2020年春以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響で観光需要が激減、収益の大幅減少を余儀なくされてきた。こうした厳しい状況を打破するため、同社は収益目標を売上ベースではなく利益ベースに変更、利益率や返品率まで考慮した営業スタイルへ全面的に切り替えることで、売上自体がまだ回復途上にあるなかで利益はコロナ前をキャッチアップすることができている。

また、新たな事業展開として2022年10月には初の直営店「奈良のおみやげ屋さん ichigo nara ichie」を奈良公園の近くに開業した。奈良県の特産ブランドいちご「あすカルビー」や「古都華」を使用した、いちご商品専門のお土産ショップとなっている（図表16）。なお、

図表15 同社オリジナル商品の一部



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

図表16 直営店「ichigo nara ichie」商品



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

「ichigo nara ichie」では、その土地で買ったという特別感を大切にするため、「なら紀芳庵」という屋号を使用している。

③今後の展望

今後については、事業展開の広がりに合わせて、営業エリアを和歌山県だけでなく奈良県や大阪府の方面や海外にも広げていきたい意向である。また、いちご商品に専門特化した直営店「ichigo nara ichie」は、足元の観光需要回復をまずは好機と捉えつつも、将来的には首都圏の百貨店でのフェア開催も視野に入れている。そのためには、ブランドイメージの構築、向上に努めていくことがまずは大切だと考えている。

なお、同社では、2022年4月、本社隣接地に「たまご絵本館」と呼ぶ施設をオープンした(図表17)。「未来のたまご」である子供たちに自由な発想で夢を育んでもらう場所として、たまごを模した丸みのある独特の外観の下、約1,300冊のさまざまな種類の絵本の展示や読み聞かせ・紙芝居上映・折り紙教室を催すことができる空間として、多くのメディアにも取り上

図表17 たまご絵本館 外観



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

げられた。同社では、この「たまご絵本館」の開設も含め、さらなる観光振興や地元製品の消費拡大などを通じて、今後も引き続きSDGs（持続可能な開発目標）の精神にも則りながら地域活性化に貢献していく意向である。新たな事業展開で、地域に活力を与える同社のますますの躍進が期待されよう。

(3) 有限会社内田縫製（岡山県津山市 創業：1968年）

①会社の概要

有限会社内田縫製は、岡山県津山市に立地するジーンズの縫製業者である(図表18)。主にOEM生産を行っており、近年では大手一流ブランドや有名セレクトショップへのOEMなど、付加価値の高い高級デニム需要への対応がメインとなっている。

岡山県はデニム関連企業が集積しており、1970年前後のジーンズブームで需要が急増する中で、現社長・内田政行氏(58)の父親が1968年に同地で創業、1982年には法人成りを果たして現在に至っている。

その後はOEM生産を主体に事業を展開してきたが、2016年9月には、同社の高い技術力に着目した津山市の産業振興拠点「つやま産業支援センター」のサポートを得て、自社ブランド「UCHIDA

HOUSEI」を立ち上げ、ジーンズ専門の縫製工場ならではこのこだわりを、最終消費者へダイレクトにアピールしていく取組みにも注力している。地元・津山信用金庫の協力も得て、東京にある岡山県と鳥取県のアンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」での販売や、都内百貨店でのフェアなどを通じて「UCHIDA HOUSEI」のコアなファンは着実に広がっている。

②同社の『価値創造』の取組み

同社の価値は、縫製技術を十分に活かした高い品質と、顧客を引き付ける商品の独自性である。自社ブランド「UCHIDA HOUSEI」では、旧式の力織機（機械動力式の織機）で織られた岡山県産の「セルヴィッチデニム」という稀少な生地を贅沢に使用しており、上質で履きこむほどに風合いがよくなるという特徴がある。経年変化でできる濃淡の美しさなどジーンズを“育てる”過程を長く楽しめるようにするため、工程が格段に多くなっても縫製にはこだわり、強度を高めるなどの工夫をふんだんにこらしている（図表19）。

図表19 自社ブランド「UCHIDA HOUSEI」



- (備考) 1. 写真(左)は自社ブランド商品(さくらⅡ)
 2. 写真(右)は自社ブランドオリジナルの革パッチ
 3. 同社提供

図表18 有限会社内田縫製の概要



同社の概要

| | |
|------|--------------|
| 会社名 | 有限会社内田縫製 |
| 代表 | 内田政行 |
| 所在地 | 岡山県津山市 |
| 創業 | 1968年(昭和43年) |
| 従業員数 | 28名 |
| 事業内容 | ジーンズ縫製業 |

- (備考) 1. 写真(上)は内田政行社長
 2. 写真(下)は同社事務所兼工場の外観
 3. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

近年、同社ではオリジナル生地を使用した「UCHIDA HOUSEI」ブランドのジーンズの展開に注力している。例えば、「さくら」シリーズでは、桜の名所としても知られている津山城(鶴山公園)の桜の「つぼみ」、「咲きかけ」、「満開」、「散り始め」という変化をイメージし、横糸を4種類のピンクに染め分けて織ったオリジナル生地を使用している。

また「レインボーデニム」は、生地を縦糸を白だけでなく様々な色（＝虹色）で染めた後にインディゴ^(注5)で染色したもので、一見ただのデニム生地と変わらないが、長く履きこむうちにカラフルな糸があたかも虹のように見えてくる人気商品である^(注6)。

いずれも価格は1本22,000～28,000円とジーンズとしては高価格の設定であるが、顧客は順調に増え、売上も伸びている。元々はジーンズが好きな本物志向の大人をターゲットとしていたが、想定より幅広い顧客に愛されており、全国にリピーターも多い。フェアなどの販売の現場では、顔を見に訪れる顧客、ジーンズの話をするために訪れる顧客、差し入れを持ってきてくれる顧客など、多くのコアなリピーターが足を運んでくることも多い。内田社長は、全国の顧客と“ご近所付き合い”できるような関係を目指しており、顧客とのつながりを大事にすることで、価格競争を超越した世界観が展開できるようになっている。また、リペア（補修）は「企業が存続する限り対応する」という永年保証になっており、顧客は長く商品を楽しむことができ、同社としても顧客との長い付き合いを期待している。内田社長とその奥様においては、顔と名前を憶えているような顧客も多く、「商品を通じて出会う全ての人を大切にしたい」という内田社長の思いが、企業理念やその取組みにも表れている。その思いは、内田社長の息子たちにも引き継がれており、息子2人が中心となって進めているSNSによる情報発信では、商品のPRだけでなく、既存顧客に同社の最近の取組みなども知ってもらえるよう努めている。つれて、知名度も上昇しIターンやUターンの若い人材獲得にも繋がっている（図表20）。

図表20 内田社長（中）と息子たち



（備考） 同社提供

③今後の展望

同社では、今後もOEM生産を事業の柱に据えつつも、同社の技術力を結集した自社ブランド「UCHIDA HOUSEI」の認知度向上も並行して進め、結果としてそれがさらなるOEMの受託拡大に繋がっていくような展開を期待している。

その一方で、「UCHIDA HOUSEI」のコアなファンの来訪希望が増えていくことも想定し、オープンファクトリーのように、工場を見学しやすいように工夫し、将来的には自分だけのジーンズを作る体験ができるような体制も構築してみたいと考えている。こだわりが詰まった高

(注)5. ジーンズの染色に使われる、鮮やかな藍色（青藍）を呈する染料。繊維に強く定着しないため、着古したり洗濯を繰り返すうちに徐々に染料が落ちていくことで、ジーンズに独特の風合いをもたらしている。

6. 2018年7月の西日本豪雨で一部の協力工場が被災。「レインボーデニム」の供給は一時中断を余儀なくされていたが、同社が2022年3月にレインボーデニム復活を目指して実施したクラウドファンディングでは目標金額を大幅に上回る資金が集まり（約5,000万円）、「幻のデニム」復活に期待を寄せるコアなファンの存在があらためて明らかとなった。

品質な商品と、企業と顧客とのコミュニケーションで多くのコアなファンを生み出している同社のますますの躍進が期待されよう。

(4) 株式会社とくし丸 (徳島県徳島市 創業：2012年)

①会社の概要

株式会社とくし丸は、徳島県徳島市に本社を置き移動販売業(移動スーパー)を展開している(図表21)。地域スーパー等が取り扱う食料品や日用品など約400品目1,200アイテムを、独自仕様の軽トラックに積み込み、“買い物難民”とも呼ばれる高齢者等の自宅近くまで巡回し、その場で商品を販売している。2012年に徳島県で創業した移動スーパー「とくし丸^(注7)」であるが、全国各地140社超の地域スーパーや、販売パートナー(個人事業者)との連携の下、オイシックス・ラ・大地(株)(本社：東京、東証プライム上場)の資本参加(2016年)なども経て、現在では47都道府県で1,000台超が稼働するまでに広がりを見せており、約15万人以上の「買い物弱者」「買い物難民」に商品を届ける“社会インフラ”としての機能を果たしているような状況にある。

既存の大手スーパーの超大型化と郊外化による地域スーパーの縮小・撤退や、公共交通機関の弱体化などにより、日常の買い物に不自由している「買い物難民」と呼ばれる高齢者等が増えている。こうしたなかで、「買い物」という行為は、生活の中の「お楽しみ」でもあると考える同社では、高齢者が現物を「見て・触って・感じて・選んで」本来の「買い物」を楽しめる「移動スーパー」というスタイルを展開している。

メインの顧客は高齢の女性で、週に2回程度訪問し、その都度販売員が常連の顧客一人ひとりと目を合わせ、楽しく会話しながら、商品や

図表21 株式会社とくし丸の概要



| 同社の概要 | |
|---------------------|--------------------------|
| 会社名 | 株式会社とくし丸 |
| 代表取締役会長 | 高島宏平(オイシックス・ラ・大地代表取締役社長) |
| 代表取締役社長 | 新宮 歩(オイシックス・ラ・大地執行役員) |
| 取締役ファウンダー 新規事業担当 | 住友達也(創業者) |
| 所在地 | 徳島県徳島市 |
| 創業 | 2012年(平成24年) |
| 従業員数 | 約50名 |
| 事業内容 | 移動スーパー |

- (備考) 1. 写真(上)はとくし丸専用車両
2. 写真(下)は取材に応じていただいた佐藤禎之取締役
3. 同社提供

(注)7. 同社の創業者：住友達也氏(65)によって命名された「とくし丸」という名称には、徳島から始まったという由来に加え、社会奉仕や慈善事業などを熱心に行う・支援する「篤志家(とくしか)」とう意味合いも込められている。

情報を丁寧に届けている。また、各地域の地方自治体等と「高齢者の見守り協定」の締結などで連携し、常連顧客の安否確認や特殊詐欺のような不審な電話の相談相手にもなるなど、単身世帯の多い高齢者の“見守り”にも一定の役割を果たしている。

②同社の『価値創造』の取組み

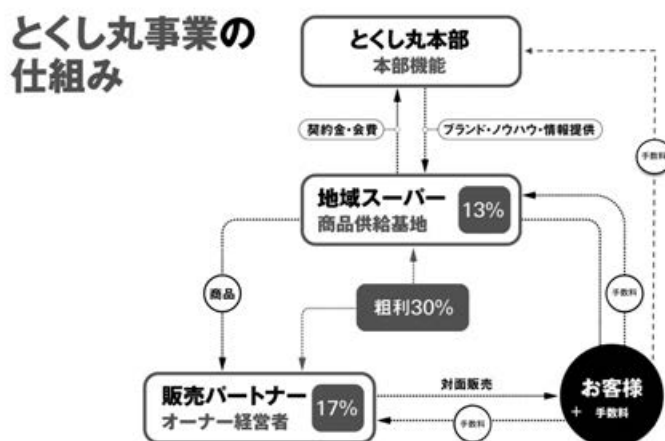
同社の『価値』の源泉は、買い物難民に対する利便性の提供であり、それを支えているのは、同社が独自に構築してきたそのビジネススキームにある。とくし丸本部（本部機能）、地域スーパー（商品供給基地）、販売パートナー（オーナー経営者）の三者が連携した「三方よし」の事業モデルとなっている（図表22）。

とくし丸本部が地域スーパーにノウハウを提供することで、スーパーは過大なリスクを負うことなく、来店困難な顧客に商品を販売することが可能となり、その分売上・利益の拡大が見込める。また、地域の買い物難民の救済という課題解決にも寄与することでプレゼンス向上も期待できる。

一方、実際に巡回するのは、販売パートナーとよばれる個人事業者である。提携する地域スーパーから売れ筋の商品や顧客に合わせた商品を預かり、代行販売を行うような仕組みとなっている（図表23）。基本的には1か所の販売エリアに見込み客が120名程度（各40人×3ルート）いることを条件に、原則として各ルート週2回、ほぼ毎回来店してくれる顧客にターゲットを絞るようなスタイルで移動販売を行っている。

なお、顧客への販売価格は、商品1点あたり地域スーパーの店頭価格に10～20円の手数料を上乘せして販売している。手数料を地域スーパーと販売パートナー、とくし丸本部の三者で分配することで、このビジネスモデルの継続を可能なものとしている。一方の顧客にとっても、買い物が難しい中、自宅前まで馴染みの販売パートナーが巡回し、自ら選

図表22 株式会社とくし丸スキーム図



（備考） 同社提供

図表23 販売風景



（備考） 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

んで商品を買うことができる「とくし丸」で商品を購入することは、その価格以上の『価値』を生み出している。

③今後の展望

「とくし丸」は、地域スーパーがあってこそそのビジネスモデルといえるが、地域スーパーにおいても競争激化などで経営そのものが厳しいケースもあり、今後は規模の縮小、廃業、M&Aなどが進んでいくことも危惧される。こうしたなかで、同社では、「とくし丸」を通じて今後も引き続き店舗外事業としての利益貢献を目指すとともに、経営状態の厳しいスーパーと元気のあるスーパーの経営者同士の交流の場を創出することで、持続可能性を高めることもできるのではないかと考えている。

超高齢化社会で今後も移動スーパーのニーズは増えていくことが予想されるなか、同社では販売商品の分析と共有、EC導入（スーパーで取り扱っていない商品の販売）、サービス（掃除代行等）の販売など、とくし丸を通じたお客様のお困り事対応のDX化を進めていきたいと考えている。ビジネスを社会貢献にも繋げる同社の今後のますますの躍進が期待されよう。

【移動スーパー「とくし丸」ケーススタディ】

販売パートナー：金本秀樹氏（徳島県徳島市）

移動スーパー「とくし丸」の販売パートナーの1人である金本秀樹氏（写真）は、徳島県を営業地盤とする地域スーパー、(株)キョーエイ（本社：徳島市、店舗数：41店舗）の擁する25台の「とくし丸」の販売スタッフの1人として、徳島市内の①前川・常三島、②住吉・沖洲、③幸町・福島の3コースを担当。ホテルやレストランなどでの職歴を活かし、「お客様の頼れるコンシェルジュ」を目指して、2016年より担当エリアを巡回している。元気で明るい笑顔の接客はもちろんのこと、過去には「ジャンケン大会」や「焼き鳥フェア」など、お客様に楽しんでいただけるような独自企画を実施するなど、その企画実行力にも定評がある。金本氏が巡回する「とくし丸」の来店客（高齢の女性が多い）からは、「いつも本当に助かっています」、「来てもらわないと困ります」など、感謝の声が数多く寄せられている。金本氏によれば、「とくし丸」が来ることによって近所に住む方々が集まるので、買い物が終わって「とくし丸」が帰った後もみなさんで集まって話をしていることも多いとのこと、「とくし丸」の存在が、分断されがちな地域住民のコミュニケーション創出にも一役買っている様子がうかがわれた。



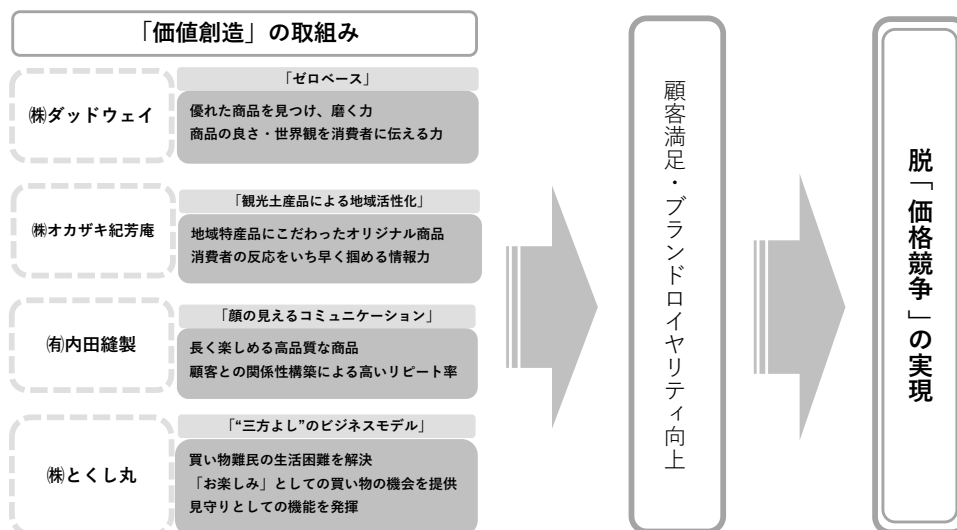
4. 顧客満足とブランドロイヤリティの向上による「価値創造」へ

本稿では、脱「価格競争」を実現する中小卸売・小売業者の「価値創造」の取組みについて取り上げてきた。4件の事例いずれからも、各社が独自の「価値創造」に取り組んでいることが確認できた。具体的には、① (株)ダッドウェイでは、世界各地の優れた商品を見つけ、それを取引メーカーと共に磨き上げていくことで価格競争とは無縁の魅力ある商品を取り揃えている、② (株)オカザキ紀芳庵では、持ち前の情報収集力の下、地域の特産品にこだわることでオリジナルの付加価値がある商品を取り揃えている、③ (有)内田縫製では、長く楽しめるというジーンズの商品特性を活かし、縫製工場ならではの高品質とアフターサービスによって消費者との関係を構築し、コアなファンを獲得している、④ (株)とくし丸では、買い物難民の生活困難を解決するのみならず、「お楽しみ」としての買い物の機会を提供しながら、見守りとしての機能も発揮している、といった「価値創造」の取組みがあった。その取組み内容はさまざまではあったものの、各社とも競合他社との差別化を図ることで脱「価格競争」を実現できていると思われた。

また、(株)ダッドウェイは「ゼロベース」、(株)オカザキ紀芳庵は「観光土産品による地域活性化」、(有)内田縫製は「顔の見えるコミュニケーション」、(株)とくし丸は「“三方よし”のビジネスモデル」といった、顧客に優れた価値を提供するという明確な信念のもとに事業が展開されていた(図表24)。

また、事例各社の取組みは、本稿2章で述べてきた顧客経験価値の5つのタイプに当てはま

図表24 ヒアリング企業にみる「価値創造」の取組み



(備考) 企業へのヒアリングなどをもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

る部分も多くみられた(図表25)。いずれの企業も、消費者のニーズを掴み、事業展開を広げることで新たな価値を作り続け、価格以上の顧客満足とブランドロイヤリティを構築し、最終的には収益力向上に繋がれていると考えられた。

図表25 ヒアリング企業にみる経験価値

| | SENSE | FEEL | THINK | ACT | RELATE |
|------------|-------|------|-------|-----|--------|
| (株)ダッドウェイ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (株)オカザキ紀芳庵 | ○ | ○ | ○ | | |
| (有)内田縫製 | ○ | ○ | | | ○ |
| (株)とくし丸 | | ○ | | ○ | ○ |

(備考) 企業へのヒアリングなどをもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

本稿1章で述べてきたように、現下の原材料・エネルギー価格高騰によるコストアップの局面においても、川下に近い業種では消費者の根強いデフレマインドにより価格転嫁は未だ困難な状況が続いている。このような時代において中小の卸売・小売業者が収益力向上を目指していくためには、それまでの価格競争とは一線を画し、事例に登場した各社のように、自社の強みを最大限に活かした「価値創造」に取り組み、脱「価格競争」へ舵を切ることが、企業の成長にとって今後ますます重要な選択となってくるといえるだろう。

〈参考資料〉

- ・信金中央金庫 地域・中小企業研究所『全国中小企業景気動向調査』(各回版)
- ・石原明『絶対儲かる「値上げ」のしくみ教えます』(2020年4月、ダイヤモンド社)
- ・小阪裕司『「価格上昇」時代のマーケティング』(2022年9月、(株)PHP研究所)
- ・坂本光司『もう価格で闘わない』(2021年4月、(株)あさ出版)
- ・白井美由里『消費者の価格判断のメカニズム—内的参照価格の役割—』(2005年、(株)千倉書房)
- ・白鳥公彦『無常識 ゼロベースで生きる』(2020年3月、(株)幻冬舎)
- ・消費者庁『消費者意識基本調査』(2021年11月)
- ・鈴木敏文『鈴木敏文のCX(顧客体験)入門』(2022年6月、(株)プレジデント社)
- ・住友達也『とくし丸のキセキ』(2018年8月、(株)西日本出版社)
- ・全国労働組合総連合『22国民春闘総決起集会基調報告』(2022年1月)
- ・中小企業庁『中小企業白書』『小規模企業白書』(各年版)
- ・デービッド・アトキンソン『国運の分岐点』(2019年9月、(株)講談社)
- ・中藤玲『安いニッポン「価格」が示す停滞』(2021年3月、(株)日経BP)
- ・野村総合研究所 松下東子/林裕之『日本の消費者はどう変わったか』(2022年10月、東洋経済新報社)
- ・バーンド・H・シュミット著、嶋村和恵/広瀬盛一訳『経験価値マーケティング 消費者が「何か」を感じるプラスαの魅力』(2000年11月、ダイヤモンド社)
- ・バーンド・H・シュミット、嶋村和恵/広瀬盛一訳『経験価値マネジメント マーケティングは、製品からエクスペリエンスへ』(2004年3月、ダイヤモンド社)
- ・廣田誠、山田雄久、木山実、長廣利崇、藤岡里圭『日本商業史～商業・流通の発展のプロセスをとらえる～』(2017年9月、(株)有斐閣)
- ・リー・コールドウェル著、武田玲子訳『価格の心理学』(2013年2月、(株)日本実業出版社)
- ・渡辺努『物価とは何か』(2022年3月、(株)講談社)
- ・渡辺努『5か国の家計を対象としたインフレ予想調査』(2022年5月実施分)

地域・中小企業関連経済金融日誌(2022年12月)

- 2日 ● 金融庁、地域銀行の令和4年9月期決算の概要を公表 資料1
- 金融庁、主要行等の令和4年9月期決算の概要を公表 資料2
- 13日 ● 金融庁、経済産業省および環境省、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」施策パッケージを取りまとめて公表 資料3
- 14日 ● 日本銀行、第195回 全国企業短期経済観測調査（短観-2022年12月-）を公表 資料4
- 15日 ○ 経済産業省、令和2年度第3次補正・令和3年度補正・令和4年度予備費「事業再構築補助金」第7回公募の補助事業者の採択^(注)について公表 資料5
(注) 信用金庫が認定支援機関を務める1,204者を含む7,745者
- 16日 ● 金融庁、「銀行の引当開示の状況（2021年3月期-2022年3月期）」を公表 資料5
- 経済産業省、新規輸出1万者支援プログラム^(注)を開始
(注) 内容は、①新たに輸出に挑戦する事業者の掘り起こし、②専門家による事前の輸出相談、③輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助、④輸出会社とのマッチングやECサイト出展への支援、など
- 中小企業庁、令和元年度補正予算・令和3年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：12次締切）の補助事業者を採択^(注)
(注) 一般型で信用金庫が認定支援機関を務める177者を含む1,885者を採択
- 20日 ○ 関東財務局および日本銀行、令和4年12月17日からの大雪による災害等に対する金融上の措置（新潟県）について要請
- 経済産業省、令和4年12月17日からの大雪による災害に関して、新潟県の4市に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策^(注)を実施
(注) 特別相談窓口の設置、セーフティネット保証4号の適用、既往債務の返済条件緩和等の対応等
- 中小企業庁、令和元年度補正予算・令和3年度補正予算「IT導入補助金」「デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）：15次締切、（複数社連携IT導入類型）：3次締切」の補助事業者を採択^(注)
(注) デジタル化基盤導入類型で唐津信用金庫を含む1,886者を採択
- 21日 ○ 日本銀行、地域活性化ワークショップ第5回「DXを活用した一次産業の活性化と地域金融機関による支援の方向性」^(注)の様相を紹介 資料6
(注) 2022年10月31日開催。伊達信用金庫が農業支援の取組みについて発表
- 23日 ● 金融庁、「令和5年度税制改正について-税制改正大綱における金融庁関係の主要項目-」を公表 資料6
- 経済産業省、金融庁および財務省、「経営者保証改革プログラム～経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速～」を策定 資料7
- 中小企業庁、2023年1月10日から開始する民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度（コロナ借換保証）について公表 資料8
- 金融庁、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組みの促進について、金融関係団体等に対し要請
- 金融庁、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等を一部改正^(注)
(注) 民間金融機関による融資に関し、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、安易な個人保証に依存した融資を抑制するとともに、事業者・保証人の納得感を向上させるための改正

- 26日 ○ 北海道財務局および日本銀行、令和4年12月22日からの大雪による災害等に対する金融上の措置について要請
- 関東財務局および日本銀行、令和4年12月22日からの大雪による災害等に対する金融上の措置（新潟県）について要請
- 金融庁、「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ & A」を公表
- 経済産業省、令和4年12月22日からの大雪による災害に関して、北海道および新潟県の4市8町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策^(注)を実施
(注) 特別相談窓口の設置、セーフティネット保証4号の適用、既往債務の返済条件緩和等の対応等
- 中小企業庁、令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」(三次締切)の補助事業者を採択^(注)
(注) 経営革新（経営者交代型）で京都、福井の2信用金庫が認定経営革新等支援機関を務める2件を含む74件を採択。経営革新（M&A型）で越前信用金庫が認定経営革新等支援機関を務める1件を含む19件を採択。
- 27日 ○ 金融庁、株式会社みずほ銀行の産業競争力強化法に基づく事業適応計画^(注)を認定
(注) 全国の複数の店舗・事務所において、照明設備を更新しLEDを導入することで炭素生産性向上を図る。(実施期間：2022年12月～2025年3月)
- 金融庁、「金融庁の1年（2021事務年度版）」を公表
- 国土交通省、(一財)民間都市開発推進機構（民都機構）と萩山口信用金庫による「山口まちづくりファンド有限責任事業組合」の設立について公表

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。
【●】表示の項目については、解説資料を掲載している。

(資料1)

金融庁、地域銀行の令和4年9月期決算の概要を公表（12月2日）

1. 損益の状況（銀行単体ベース）

当期純利益は、5,938億円を計上した。前年同期に比べ、債券等関係損益が減少したものの、資金利益、株式等関係損益が増加し、経費、与信関係費用が減少したこと等により、8.6%増加した。

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

不良債権残高（5.5兆円）は令和4年3月期比横ばいとなり、不良債権比率（1.78%）は令和4年3月期に比べ0.03ポイント低下した。

3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

- (1) 国際統一基準行（11行）の総自己資本比率（12.41%）は、令和4年3月期に比べ1.00ポイント、普通株式等Tier1比率（11.96%）は、同0.97ポイント低下した。
- (2) 国内基準行（89行）の自己資本比率（9.72%）については、令和4年3月期に比べ0.01ポイント上昇した。

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221202/20221202.html>参照)

(資料2)

金融庁、主要行等の令和4年9月期決算の概要を公表（12月2日）

1. 損益の状況（グループ連結ベース）

親会社株主に帰属する当期純利益は、13,174億円を計上した。資金利益、役務取引等利益、株式等関係損益は増加したものの、外債を中心に債券等関係損益が減少し、経費と与信関係費用が増加したことに加え、一部銀行の事業再編に伴う会計処理等の特殊要因等により、前年同期比29.1%減少した。

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

不良債権残高は3.3兆円（令和4年3月期比0.1兆円減）、不良債権比率は0.81%（同0.11ポイント低下）となった。

3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

(1) 国際統一基準行（4グループ）の総自己資本比率は14.40%（令和4年3月期比1.32ポイント低下）、普通株式等Tier1比率は11.27%（同1.08ポイント低下）となった。

(2) 国内基準行（3グループ）の自己資本比率は11.63%（令和4年3月期比0.07ポイント上昇）となった。

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221202-1/20221202-1.html>参照)

(資料3)

金融庁、経済産業省および環境省、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」施策パッケージを取りまとめて公表（12月13日）

施策パッケージの内容構成は以下のとおり。

<GX分野におけるファイナンスに関する基本的考え方>

<具体的な資金供給策の検討>

(1) グリーン・ファイナンスの拡大

方向性①：市場発展のための「裾野拡大」

方向性②：国内外の投資を呼び込むための「質の担保」

(2) トランジション・ファイナンスの拡大

方向性①：国際的な信頼性の向上

方向性②：ファイナンスド・エミッションへの対応

方向性③：トランジション・ファイナンスの裾野拡大・加速化

(3) 新たな金融手法であるブレンデッド・ファイナンスの開発・確立

(4) 地域・中小企業のGX投資促進にむけた資金供給

(5) 企業のGX投資促進等にむけた市場環境の整備等

方向性①：インパクト投資の活用等

方向性②：気候変動情報開示の促進

方向性③：非財務情報開示の充実

(6) GX実践企業の評価軸の構築と金融市場における活用

(7) 資金還流の形成

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20221213.html>参照)

(資料4)

日本銀行、第195回 全国企業短期経済観測調査（短観－2022年12月－）を公表（12月14日）

今回の中小企業の業況判断D.I.は以下のとおり。

1. 中小企業製造業

中小企業製造業は、前期比2ポイント上昇のマイナス2となった。改善幅が大きかった業種は「鉄鋼」（10ポイント改善のプラス20）、「繊維」（7ポイント改善のマイナス20）、「はん用機械」（7ポイント改善のプラス11など）。

2. 中小企業非製造業

中小企業非製造業は、前期比4ポイント改善のプラス6となった。改善幅が大きかった業種は「宿泊・飲食サービス」（23ポイント改善のプラス2）、「小売」（9ポイント改善のマイナス6）など。

(<https://www.boj.or.jp/statistics/tk/tankan12a.htm>/参照)

(資料5)

金融庁、「銀行の引当開示の状況（2021年3月期－2022年3月期）」を公表（12月16日）

内容の構成は以下のとおり。

はじめに

目次

1. 「貸倒引当金の計上基準」

開示の状況－貸倒引当金の計上基準－

1-1 グループिंग（債務者区分の細分化を含む）を開示する事例

1-2 損失見込期間を債務者区分ごとに開示する事例

2 破綻懸念先債権における、必要と認める額の計上方法を具体的に開示する事例

3 必要な修正の具体的な内容を開示する事例

2. 「重要な会計上の見積り」

開示の状況－重要な会計上の見積り－

I 「重要な会計上の見積り」の注記対象とした科目の重要性の判断理由を記載する事例

II 新型コロナウイルス感染症の影響（コロナ影響）を引当に反映している旨を開示する事例

III 主要な仮定として、過去の貸倒実績率等を使用する際の仮定を開示する事例

IV ロシア・ウクライナ関連の影響を引当に反映している旨を開示する事例

3. 将来予測情報を活用した引当方法

開示の状況－将来予測情報を活用した引当方法－
将来予測情報を活用した引当方法の内容を開示する事例

参考：「貸倒引当金の計上基準」の主な開示状況

参考：「重要な会計上の見積り」及び「将来予測情報を活用した引当方法」の主な開示状況

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221216/20221216.html>参照)

(資料6)

金融庁、「令和5年度税制改正について－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－」を公表（12月23日）

内容構成は以下のとおり。

1. 「資産所得倍増プラン」関連要望
 - ◆ NISAの抜本的拡充・恒久化〔金融庁〕
 - ◆ 国民の安定的な資産形成促進に向けた所要の措置〔金融庁〕
 - ◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望〕
2. クロスボーダー取引に係る税制上の環境整備
 - ◆ 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の恒久化〔金融庁主担、財務省が共同要望〕
3. 保険等
 - ◆ 生命保険料控除制度の拡充〔金融庁〕
 - ◆ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長〔厚生労働省主担、金融庁・財務省ほか4省庁が共同要望〕
4. 暗号資産
 - ◆ 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し〔金融庁主担、経済産業省が共同要望〕
5. 贈与税
 - ◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し〔文部科学省主担、金融庁が共同要望〕
 - ◆ 結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長〔内閣府主担、金融庁が共同要望〕
6. その他の要望項目
 - ◆ 投資法人（インフラファンド）に係る税制優遇措置の延長〔金融庁〕
 - ◆ 上場株式等の相続税に係る見直し〔金融庁〕

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221223.html>参照)

(資料7)

経済産業省、金融庁および財務省、「経営者保証改革プログラム～経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速～」を策定（12月23日）

内容構成は以下のとおり。

1. スタートアップ・創業～経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進～
2. 民間金融機関による融資～保証徴求手続の厳格化、意識改革～
 - (1) 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化
 - (2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革（取組方針の公表促進、現場への周知徹底）
 - (3) 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討（事業成長担保権（仮））
3. 信用保証付融資～経営者保証の提供を選択できる環境の整備（希望しない経営者保証の縮小）～
 - (1) 信用保証制度における経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備
 - (2) 経営者保証ガイドラインの要件を充足する場合の経営者保証解除の徹底
4. 中小企業のガバナンス～ガバナンス体制の整備を通じた持続的な企業価値向上の実現～

コロナ資金繰り支援

(<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221223006/20221223006.html>参照)

(資料8)

中小企業庁、2023年1月10日から開始する民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度（コロナ借換保証）について公表（12月23日）

一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じて「経営行動計画書」を作成したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げるコロナ借換保証が1月10日より開始される。制度概要は以下のとおり。

| | | | |
|-------|--------|------------|--|
| 保証限度額 | 1億円 | 保証料（事業者負担） | 0.2%等（補助前は0.85%等） |
| 保証期間 | 10年以内 | 要件 | 売上または利益率が5%以上減少 など |
| 据置期間 | 5年以内 | その他 | ・100%保証の融資は、100%保証での借換が可能 ・経営行動計画書の作成 ・金融機関の継続的な伴走支援 |
| 金利 | 金融機関所定 | | |

(<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karikae.html>参照)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(12月)

1. レポート等の発行

| 発行日 | レポート分類 | 通巻 | タイトル | 執筆者 |
|----------|------------|----------|--|--------------|
| 22.12.1 | 産業企業情報 | 2022-17 | 中小企業における SDGs への意識および取組状況の実態 ー全国中小企業景気動向調査のアンケート結果よりー | 品田雄志 |
| 22.12.5 | ニュース&トピックス | 2022-97 | 課題を残した第27回国連気候変動枠組条約締結国会議(COP27) | 藁品和寿 |
| 22.12.5 | 内外金利・為替見通し | 2022-9 | 物価上昇率が加速も、日銀は当面、景気優先で現行の大規模緩和策を継続へ | 峯岸直輝 鹿庭雄介 |
| 22.12.6 | 産業企業情報 | 2022-18 | 改善進む消費関連業種の景況感 ーホテル・宿泊業などの回復を期待ー | 間下 聡 |
| 22.12.7 | 内外経済・金融動向 | 2022-4 | 23年インバウンド消費の展望ー中国などからの訪日客回復を前提とすれば19年水準を26%上回る試算ー | 鹿庭雄介 |
| 22.12.7 | ニュース&トピックス | 2022-99 | 「全国旅行支援」による観光需要喚起効果 ー10月の日本人延べ宿泊者数はコロナ禍前の水準まで回復ー | 正岡未来 |
| 22.12.8 | 金融調査情報 | 2022-14 | イタリアの協同組織金融 ー2015年以降のガバナンス改革とセクター構造の変化ー | 平岡芳博 |
| 22.12.12 | ニュース&トピックス | 2022-100 | 令和4年版犯罪収益移転危険度調査書(NRA)の要点について | 藁品和寿 |
| 22.12.14 | 金融調査情報 | 2022-15 | 信用金庫の新しいビジネスモデル策定① ー経営戦略プランニング研修(2022年度)の概要ー | 刀禰和之 |
| 22.12.15 | ニュース&トピックス | 2022-103 | 農林中央金庫による農業者向け労働力確保スキームへの挑戦 | 藁品和寿 |
| 22.12.15 | ニュース&トピックス | 2022-104 | 期待が高まるサステナブルファイナンス | 藁品和寿 |
| 22.12.21 | ニュース&トピックス | 2022-105 | サステナブルファイナンスにおいて脚光を浴びるインパクト投資 | 藁品和寿 |
| 22.12.28 | 産業企業情報 | 2022-19 | 脱「価格競争」を実現する中小企業の「価値創造」とは③(商業編) ー「経験価値」の創造で顧客満足とブランドロイヤリティの向上へー | 山口亮奈 鉢嶺 実 |
| 22.12.28 | 産業企業情報 | 2022-20 | サステナブルファイナンスの潮流②ー高まる ESG 評価・データ提供機関の重要性と脚光を浴びるインパクト投資ー | 藁品和寿 |

2. 講座・講演・放送等の実施

| 実施日 | 種類 | タイトル | 講座・講演会・番組名称 | 主催 | 講師等 |
|----------|----|-----------------------|---------------------|----------------------|------|
| 22.12.7 | 講演 | 業界動向・ビジネスモデル等 | 第10回経営戦略プランニング研修 | 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 | 刀禰和之 |
| 22.12.13 | 講演 | 欧米経済見通しについて | 欧米経済見通しに関する勉強会 | 埼玉縣信用金庫 | 角田 匠 |
| 22.12.14 | 講演 | 環境激変に挑む中小企業の危機対応とその事例 | 博多法人会における講演会 | 福岡信用金庫 | 鉢嶺 実 |
| 22.12.14 | 講演 | 業界動向・ビジネスモデル等 | 第11回経営戦略プランニング研修 | 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 | 刀禰和之 |
| 22.12.21 | 講演 | 内外経済情勢と今後の展望 | 第359回ならちゅうしん経営研究会例会 | 奈良中央信用金庫 | 角田 匠 |
| 22.12.23 | 講演 | 知っておきたい「SDGs経営」 | SDGs オンラインセミナー | 信金中央金庫 東北支店 | 藁品和寿 |

3. 原稿掲載

| 発行日 | タイトル | 掲載紙 | 発行 | 執筆者 |
|----------|--------------------------------------|-----------------------------|---------------|------|
| 22.11.29 | トレンド〈米国経済〉インフレ減速の兆候もFRBはタカ派姿勢を維持 | 週刊 金融財政事情 | (一社)金融財政事情研究会 | 角田 匠 |
| 22.11.30 | 信用金庫による補助金申請支援 —金融を超えた伴走支援の事例として— | 経済経営研究叢書 (金融研究シリーズ)No.11 | 神戸大学経済経営研究所 | 井上有弘 |
| 22.12.8 | 原油価格下落と円安是正で貿易赤字は縮小へ | J-MONEY Online | (株)エディト | 角田 匠 |

統 計

1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の店舗数、合併等
- (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金
- (3) 信用金庫の預金者別預金
- (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金
- (5) 信用金庫の貸出先別貸出金
- (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等
- (2) 業態別貸出金

統計資料の照会先：
 信金中央金庫 地域・中小企業研究所
 Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

1. 金額は、単位未満切捨てとした。
 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
 3. 記号・符号表示は次のとおり。

| | | | | | |
|-------|--------------|-------|---------------------|-------|--------|
| [0] | ゼロまたは単位未満の計数 | [-] | 該当計数なし | [△] | 減少または負 |
| […] | 不詳または算出不能 | [*] | 1,000%以上の増加率 | [p] | 速報数字 |
| [r] | 訂正数字 | [b] | b印までの数字と次期以降の数字は不連続 | | |
 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。
- ※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ (<https://www.scbri.jp/>) よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1. (1) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

| 年 月 末 | 店 舗 数 | | | | 会 員 数 | 常勤役員 | 常 勤 役 職 員 数 | | | 合 計 |
|---------|----------------|-------|-----|-------|-----------|-------|-------------|--------|---------|---------|
| | 本 店 (信用金庫数) | 支 店 | 出張所 | 合 計 | | | 職 員 | | | |
| | | | | | | | 男 子 | 女 子 | 計 | |
| 2018. 3 | 261 | 6,832 | 254 | 7,347 | 9,242,088 | 2,173 | 66,199 | 40,103 | 106,302 | 108,475 |
| 19. 3 | 259 | 6,800 | 235 | 7,294 | 9,197,080 | 2,130 | 64,108 | 40,303 | 104,411 | 106,541 |
| 20. 3 | 255 | 6,754 | 228 | 7,237 | 9,137,735 | 2,110 | 61,654 | 40,278 | 101,932 | 104,042 |
| 21. 3 | 254 | 6,702 | 225 | 7,181 | 9,094,466 | 2,069 | 60,012 | 40,990 | 101,002 | 103,071 |
| 6 | 254 | 6,697 | 225 | 7,176 | 9,060,454 | 2,045 | 61,565 | 43,684 | 105,249 | 107,294 |
| 9 | 254 | 6,685 | 223 | 7,162 | 9,034,716 | 2,045 | 60,739 | 43,020 | 103,759 | 105,804 |
| 21. 11 | 254 | 6,668 | 222 | 7,144 | 9,026,018 | 2,042 | 60,401 | 42,808 | 103,209 | 105,251 |
| 12 | 254 | 6,667 | 217 | 7,138 | 9,024,066 | 2,041 | 60,066 | 42,517 | 102,583 | 104,624 |
| 22. 1 | 254 | 6,667 | 215 | 7,136 | 9,021,040 | 2,040 | 59,787 | 42,294 | 102,081 | 104,121 |
| 2 | 254 | 6,663 | 214 | 7,131 | 9,017,695 | 2,038 | 59,544 | 42,136 | 101,680 | 103,718 |
| 3 | 254 | 6,660 | 215 | 7,129 | 8,996,514 | 2,030 | 58,226 | 41,296 | 99,522 | 101,552 |
| 4 | 254 | 6,659 | 215 | 7,128 | 8,997,040 | 2,027 | 60,275 | 43,925 | 104,200 | 106,227 |
| 5 | 254 | 6,659 | 215 | 7,128 | 8,996,834 | 2,027 | 60,112 | 43,841 | 103,953 | 105,980 |
| 6 | 254 | 6,659 | 214 | 7,127 | 8,958,298 | 2,019 | 59,608 | 43,570 | 103,178 | 105,197 |
| 7 | 254 | 6,658 | 215 | 7,127 | 8,940,528 | 2,021 | 59,347 | 43,329 | 102,676 | 104,697 |
| 8 | 254 | 6,657 | 214 | 7,125 | 8,932,942 | 2,022 | 59,139 | 43,093 | 102,232 | 104,254 |
| 9 | 254 | 6,655 | 208 | 7,117 | 8,927,984 | 2,016 | 58,718 | 42,750 | 101,468 | 103,484 |
| 10 | 254 | 6,655 | 207 | 7,116 | 8,922,587 | 2,013 | 58,567 | 42,606 | 101,173 | 103,186 |
| 11 | 254 | 6,650 | 206 | 7,110 | 8,917,798 | 2,011 | 58,428 | 42,519 | 100,947 | 102,958 |

信用金庫の合併等

| 年 月 日 | 異 動 | 金 庫 名 | 新金庫名 | 金庫数 | 異動の種類 |
|------------|------|-------|--------|-----|-------|
| 2014年2月24日 | 十三 | 摂津水都 | 北おおさか | 267 | 合併 |
| 2016年1月12日 | 大垣 | 西濃 | 大垣西濃 | 266 | 合併 |
| 2016年2月15日 | 福井 | 武生 | 福井 | 265 | 合併 |
| 2017年1月23日 | 江差 | 函館 | 道南うみ街 | 264 | 合併 |
| 2018年1月1日 | 札幌 | 小樽 北海 | 北海道 | 262 | 合併 |
| 2018年1月22日 | 宮崎 | 都城 | 宮崎都城 | 261 | 合併 |
| 2019年1月21日 | 浜松 | 磐田 | 浜松磐田 | 260 | 合併 |
| 2019年2月25日 | 桑名 | 三重 | 桑名三重 | 259 | 合併 |
| 2019年6月24日 | 掛川 | 島田 | 島田掛川 | 258 | 合併 |
| 2019年7月16日 | 静岡 | 焼津 | しずおか焼津 | 257 | 合併 |
| 2020年1月20日 | 宮崎都城 | 南郷 | 宮崎第一 | 256 | 合併 |
| 2020年2月10日 | 備前 | 日生 | 備前日生 | 255 | 合併 |
| 2020年9月7日 | 北陸 | 鶴来 | はくさん | 254 | 合併 |

1. (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金

預金種類別預金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 預金計 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 実質預金 | | 譲渡性預金 | |
|---------|--------------|-----|--------------|------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-----|--------------|--------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 1,409,771 | 2.2 | 571,193 | 6.2 | 834,737 | △ 0.3 | 3,840 | 18.0 | 1,407,904 | 2.1 | 1,007 | 37.9 |
| 19. 3 | 1,434,771 | 1.7 | 604,369 | 5.8 | 826,510 | △ 0.9 | 3,891 | 1.3 | 1,433,038 | 1.7 | 901 | △ 10.5 |
| 20. 3 | 1,452,678 | 1.2 | 637,646 | 5.5 | 810,932 | △ 1.8 | 4,099 | 5.3 | 1,451,554 | 1.2 | 747 | △ 17.0 |
| 21. 3 | 1,555,959 | 7.1 | 755,482 | 18.4 | 798,412 | △ 1.5 | 2,064 | △ 49.6 | 1,555,158 | 7.1 | 2,058 | 175.3 |
| 6 | 1,597,593 | 4.9 | 791,797 | 11.8 | 804,285 | △ 0.7 | 1,509 | △ 58.9 | 1,596,966 | 4.9 | 2,861 | 187.8 |
| 9 | 1,597,902 | 2.6 | 792,943 | 7.3 | 803,645 | △ 1.2 | 1,313 | △ 65.5 | 1,597,081 | 2.6 | 2,850 | 289.0 |
| 21.11 | 1,602,516 | 2.4 | 800,680 | 6.7 | 800,658 | △ 1.2 | 1,177 | △ 67.9 | 1,601,849 | 2.4 | 2,718 | 165.2 |
| 12 | 1,610,111 | 1.9 | 810,372 | 5.9 | 798,579 | △ 1.5 | 1,159 | △ 68.0 | 1,609,384 | 1.9 | 2,905 | 223.6 |
| 22. 1 | 1,603,150 | 1.9 | 803,244 | 5.8 | 798,755 | △ 1.4 | 1,150 | △ 67.0 | 1,602,535 | 1.9 | 2,682 | 210.9 |
| 2 | 1,608,711 | 1.8 | 811,868 | 5.4 | 795,702 | △ 1.4 | 1,140 | △ 56.5 | 1,608,021 | 1.8 | 2,603 | 48.6 |
| 3 | 1,588,700 | 2.1 | 796,811 | 5.4 | 790,813 | △ 0.9 | 1,075 | △ 47.9 | 1,587,787 | 2.0 | 2,500 | 21.5 |
| 4 | 1,618,559 | 1.7 | 826,267 | 4.6 | 791,286 | △ 1.0 | 1,006 | △ 48.1 | 1,617,491 | 1.6 | 2,763 | 17.5 |
| 5 | 1,613,925 | 1.6 | 819,458 | 4.3 | 793,523 | △ 0.9 | 943 | △ 49.5 | 1,613,298 | 1.6 | 2,901 | 18.8 |
| 6 | 1,624,783 | 1.7 | 826,940 | 4.4 | 796,971 | △ 0.9 | 872 | △ 42.2 | 1,624,156 | 1.7 | 3,032 | 5.9 |
| 7 | 1,621,721 | 1.7 | 823,168 | 4.6 | 797,656 | △ 1.0 | 896 | △ 34.6 | 1,620,791 | 1.7 | 3,081 | 5.6 |
| 8 | 1,624,404 | 1.4 | 826,753 | 4.2 | 796,855 | △ 1.2 | 795 | △ 41.5 | 1,623,796 | 1.4 | 2,849 | △ 4.6 |
| 9 | 1,621,384 | 1.4 | 826,083 | 4.1 | 794,500 | △ 1.1 | 800 | △ 39.0 | 1,620,502 | 1.4 | 2,722 | △ 4.4 |
| 10 | 1,625,780 | 1.3 | 833,116 | 3.9 | 791,821 | △ 1.2 | 842 | △ 29.2 | 1,625,143 | 1.3 | 1,700 | △ 35.5 |
| 11 | 1,621,253 | 1.1 | 830,147 | 3.6 | 790,237 | △ 1.3 | 867 | △ 26.3 | 1,620,549 | 1.1 | 1,406 | △ 48.2 |

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差し引いたもの

地区別預金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 北海道 | | 東北 | | 東京 | | 関東 | | 北陸 | | 東海 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 72,339 | 1.6 | 53,875 | 1.5 | 248,608 | 2.1 | 260,388 | 1.8 | 37,599 | 0.7 | 300,562 | 2.3 |
| 19. 3 | 73,306 | 1.3 | 54,718 | 1.5 | 252,033 | 1.3 | 264,586 | 1.6 | 37,553 | △ 0.1 | 306,224 | 1.8 |
| 20. 3 | 74,367 | 1.4 | 55,097 | 0.6 | 255,090 | 1.2 | 268,942 | 1.6 | 37,485 | △ 0.1 | 310,542 | 1.4 |
| 21. 3 | 80,842 | 8.7 | 58,384 | 5.9 | 279,418 | 9.5 | 287,645 | 6.9 | 39,277 | 4.7 | 329,627 | 6.1 |
| 6 | 85,271 | 7.0 | 59,667 | 3.6 | 283,782 | 6.1 | 295,737 | 4.3 | 40,286 | 3.3 | 334,992 | 3.8 |
| 9 | 84,437 | 5.3 | 60,013 | 2.1 | 284,377 | 2.7 | 295,149 | 2.2 | 40,086 | 1.5 | 334,630 | 2.4 |
| 21.11 | 85,108 | 5.3 | 59,834 | 2.0 | 285,177 | 2.2 | 296,031 | 2.1 | 40,090 | 1.5 | 335,773 | 2.7 |
| 12 | 85,987 | 2.8 | 60,209 | 1.3 | 285,879 | 1.7 | 297,504 | 1.9 | 40,261 | 1.2 | 337,880 | 2.5 |
| 22. 1 | 84,799 | 2.5 | 59,775 | 1.2 | 284,561 | 1.6 | 296,178 | 1.8 | 40,047 | 1.0 | 336,839 | 2.5 |
| 2 | 84,919 | 2.7 | 59,851 | 0.7 | 285,564 | 1.5 | 297,387 | 1.7 | 40,274 | 0.9 | 337,764 | 2.2 |
| 3 | 82,563 | 2.1 | 59,475 | 1.8 | 285,918 | 2.3 | 293,211 | 1.9 | 39,746 | 1.1 | 338,518 | 2.6 |
| 4 | 86,423 | 2.8 | 60,423 | 1.6 | 289,515 | 2.1 | 299,618 | 1.6 | 40,511 | 1.3 | 340,426 | 2.2 |
| 5 | 86,314 | 2.8 | 60,205 | 1.6 | 288,463 | 2.0 | 298,133 | 1.4 | 40,564 | 1.4 | 341,367 | 2.4 |
| 6 | 87,354 | 2.4 | 60,744 | 1.8 | 290,203 | 2.2 | 300,316 | 1.5 | 40,883 | 1.4 | 343,791 | 2.6 |
| 7 | 86,763 | 2.6 | 60,471 | 1.4 | 289,412 | 2.0 | 299,713 | 1.8 | 40,760 | 1.7 | 343,547 | 2.7 |
| 8 | 86,454 | 2.2 | 60,686 | 1.2 | 289,600 | 1.8 | 300,761 | 1.6 | 40,924 | 1.7 | 344,345 | 2.4 |
| 9 | 86,135 | 2.0 | 60,732 | 1.1 | 289,192 | 1.6 | 299,911 | 1.6 | 40,607 | 1.2 | 343,805 | 2.7 |
| 10 | 86,379 | 2.1 | 60,754 | 1.2 | 289,783 | 1.3 | 300,979 | 1.5 | 40,722 | 1.2 | 344,186 | 2.4 |
| 11 | 86,764 | 1.9 | 60,574 | 1.2 | 288,772 | 1.2 | 299,974 | 1.3 | 40,581 | 1.2 | 342,940 | 2.1 |

| 年月末 | 近畿 | | 中国 | | 四国 | | 九州北部 | | 南九州 | | 全国計 | |
|---------|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 295,280 | 3.1 | 60,096 | 1.5 | 27,801 | 1.9 | 22,910 | 2.4 | 28,505 | 1.5 | 1,409,771 | 2.2 |
| 19. 3 | 302,875 | 2.5 | 60,941 | 1.4 | 28,317 | 1.8 | 23,276 | 1.5 | 28,938 | 1.5 | 1,434,771 | 1.7 |
| 20. 3 | 305,232 | 0.7 | 61,955 | 1.6 | 28,788 | 1.6 | 23,804 | 2.2 | 29,159 | 0.7 | 1,452,678 | 1.2 |
| 21. 3 | 324,479 | 6.3 | 66,315 | 7.0 | 30,428 | 5.6 | 26,012 | 9.2 | 31,203 | 7.0 | 1,555,959 | 7.1 |
| 6 | 337,285 | 5.6 | 67,817 | 4.7 | 31,012 | 4.3 | 27,600 | 6.0 | 31,790 | 3.1 | 1,597,593 | 4.9 |
| 9 | 338,952 | 2.6 | 67,580 | 2.9 | 31,068 | 2.9 | 27,581 | 3.5 | 31,636 | 1.9 | 1,597,902 | 2.6 |
| 21.11 | 339,947 | 2.0 | 67,798 | 2.2 | 31,040 | 2.6 | 27,666 | 3.1 | 31,651 | 1.1 | 1,602,516 | 2.4 |
| 12 | 340,898 | 1.3 | 68,120 | 1.9 | 31,265 | 2.5 | 27,878 | 3.0 | 31,848 | 0.7 | 1,610,111 | 1.9 |
| 22. 1 | 340,269 | 1.5 | 67,844 | 2.0 | 31,140 | 2.3 | 27,635 | 2.6 | 31,721 | 1.0 | 1,603,150 | 1.9 |
| 2 | 341,594 | 1.7 | 68,229 | 1.9 | 31,191 | 2.0 | 27,779 | 2.1 | 31,817 | 0.6 | 1,608,711 | 1.8 |
| 3 | 330,406 | 1.8 | 67,400 | 1.6 | 30,946 | 1.7 | 26,547 | 2.0 | 31,522 | 1.0 | 1,588,700 | 2.1 |
| 4 | 339,163 | 0.6 | 68,566 | 1.5 | 31,444 | 1.9 | 27,954 | 1.2 | 32,098 | 1.0 | 1,618,559 | 1.7 |
| 5 | 337,366 | 0.3 | 67,991 | 1.1 | 31,286 | 1.7 | 27,787 | 1.3 | 32,040 | 1.3 | 1,613,925 | 1.6 |
| 6 | 338,808 | 0.4 | 68,464 | 0.9 | 31,577 | 1.8 | 28,005 | 1.4 | 32,215 | 1.3 | 1,624,783 | 1.7 |
| 7 | 338,799 | 0.2 | 68,286 | 1.1 | 31,560 | 1.7 | 27,931 | 1.3 | 32,044 | 0.9 | 1,621,721 | 1.7 |
| 8 | 339,104 | △ 0.1 | 68,463 | 1.0 | 31,601 | 1.4 | 27,955 | 1.1 | 32,110 | 0.7 | 1,624,404 | 1.4 |
| 9 | 338,927 | △ 0.0 | 68,309 | 1.0 | 31,522 | 1.4 | 27,814 | 0.8 | 32,033 | 1.2 | 1,621,384 | 1.4 |
| 10 | 340,161 | △ 0.0 | 68,619 | 0.8 | 31,624 | 1.3 | 28,023 | 0.9 | 32,135 | 1.1 | 1,625,780 | 1.3 |
| 11 | 339,422 | △ 0.1 | 68,337 | 0.7 | 31,539 | 1.6 | 27,903 | 0.8 | 32,019 | 1.1 | 1,621,253 | 1.1 |

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (3) 信用金庫の預金者別預金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 預金計 | | 個人預金 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | |
|---------|-----------|--------------|-----------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|-------|--------------|
| | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 |
| 2018. 3 | 1,409,770 | 2.2 | 1,101,996 | 1.5 | 409,436 | 6.1 | 691,794 | △ 0.9 | 756 | 38.8 |
| 19. 3 | 1,434,770 | 1.7 | 1,115,489 | 1.2 | 435,107 | 6.2 | 679,608 | △ 1.7 | 765 | 1.1 |
| 20. 3 | 1,452,677 | 1.2 | 1,126,939 | 1.0 | 461,939 | 6.1 | 664,146 | △ 2.2 | 845 | 10.4 |
| 21. 3 | 1,555,958 | 7.1 | 1,173,057 | 4.0 | 521,921 | 12.9 | 650,221 | △ 2.0 | 905 | 7.1 |
| 6 | 1,597,592 | 4.9 | 1,184,693 | 2.7 | 537,950 | 9.1 | 645,953 | △ 2.0 | 779 | △ 8.4 |
| 9 | 1,597,901 | 2.6 | 1,184,270 | 2.2 | 541,032 | 8.4 | 642,499 | △ 2.3 | 730 | △ 21.8 |
| 21.11 | 1,602,515 | 2.4 | 1,186,714 | 2.2 | 547,420 | 8.4 | 638,685 | △ 2.4 | 599 | △ 37.2 |
| 12 | 1,610,109 | 1.9 | 1,197,826 | 2.1 | 558,849 | 8.1 | 638,383 | △ 2.5 | 585 | △ 39.8 |
| 22. 1 | 1,603,148 | 1.9 | 1,192,645 | 2.0 | 554,748 | 7.9 | 637,314 | △ 2.5 | 573 | △ 41.3 |
| 2 | 1,608,710 | 1.8 | 1,200,940 | 1.8 | 564,711 | 7.3 | 635,658 | △ 2.5 | 561 | △ 42.2 |
| 3 | 1,588,699 | 2.1 | 1,195,693 | 1.9 | 562,085 | 7.6 | 633,098 | △ 2.6 | 501 | △ 44.6 |
| 4 | 1,618,558 | 1.7 | 1,203,315 | 1.8 | 571,777 | 7.3 | 631,091 | △ 2.6 | 437 | △ 48.8 |
| 5 | 1,613,923 | 1.6 | 1,195,099 | 1.7 | 565,316 | 7.3 | 629,347 | △ 2.7 | 426 | △ 48.3 |
| 6 | 1,624,782 | 1.7 | 1,204,493 | 1.6 | 575,730 | 7.0 | 628,384 | △ 2.7 | 369 | △ 52.6 |
| 7 | 1,621,720 | 1.7 | 1,202,618 | 1.6 | 574,583 | 7.0 | 627,648 | △ 2.7 | 377 | △ 50.6 |
| 8 | 1,624,402 | 1.4 | 1,206,503 | 1.4 | 579,978 | 6.6 | 626,163 | △ 2.8 | 351 | △ 53.0 |
| 9 | 1,621,383 | 1.4 | 1,200,101 | 1.3 | 575,568 | 6.3 | 624,179 | △ 2.8 | 344 | △ 52.8 |
| 10 | 1,625,779 | 1.3 | 1,206,156 | 1.1 | 584,100 | 5.8 | 621,699 | △ 2.9 | 348 | △ 44.6 |
| 11 | 1,621,251 | 1.1 | 1,199,513 | 1.0 | 579,229 | 5.8 | 619,922 | △ 2.9 | 352 | △ 41.2 |

| 年月末 | 一般法人預金 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 公金預金 | |
|---------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|
| | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 |
| 2018. 3 | 253,876 | 5.6 | 147,026 | 8.7 | 106,424 | 1.6 | 418 | 23.6 | 43,190 | △ 1.1 |
| 19. 3 | 261,951 | 3.1 | 154,268 | 4.9 | 107,284 | 0.8 | 391 | △ 6.5 | 47,217 | 9.3 |
| 20. 3 | 266,974 | 1.9 | 159,010 | 3.0 | 107,600 | 0.2 | 357 | △ 8.7 | 48,787 | 3.3 |
| 21. 3 | 324,746 | 21.6 | 214,315 | 34.7 | 110,043 | 2.2 | 380 | 6.5 | 48,861 | 0.1 |
| 6 | 333,018 | 11.1 | 221,371 | 14.9 | 111,292 | 4.4 | 348 | △ 1.2 | 70,373 | 18.9 |
| 9 | 333,313 | 3.9 | 219,772 | 3.8 | 113,195 | 4.1 | 338 | △ 9.6 | 70,759 | 8.3 |
| 21.11 | 333,422 | 2.8 | 219,144 | 2.0 | 113,941 | 4.5 | 330 | △ 15.8 | 72,686 | 8.9 |
| 12 | 335,910 | 2.0 | 222,940 | 1.4 | 112,631 | 3.4 | 330 | △ 18.2 | 67,723 | 3.1 |
| 22. 1 | 328,998 | 0.8 | 214,376 | △ 0.8 | 114,283 | 4.2 | 331 | △ 17.5 | 72,011 | 9.3 |
| 2 | 326,952 | 0.7 | 212,035 | △ 1.0 | 114,573 | 4.3 | 337 | △ 13.8 | 70,400 | 9.7 |
| 3 | 329,622 | 1.5 | 213,875 | △ 0.2 | 115,423 | 4.8 | 316 | △ 16.7 | 54,752 | 12.0 |
| 4 | 341,867 | 1.3 | 226,165 | 0.0 | 115,371 | 3.8 | 322 | △ 15.1 | 64,245 | 4.0 |
| 5 | 334,646 | 0.0 | 218,645 | △ 1.9 | 115,659 | 3.9 | 334 | △ 4.5 | 74,527 | 8.3 |
| 6 | 333,071 | 0.0 | 217,574 | △ 1.7 | 115,166 | 3.4 | 324 | △ 6.9 | 77,957 | 10.7 |
| 7 | 334,918 | 0.2 | 219,470 | △ 1.1 | 115,107 | 3.1 | 332 | △ 2.5 | 75,591 | 9.9 |
| 8 | 329,659 | 0.0 | 213,655 | △ 1.1 | 115,688 | 2.4 | 308 | △ 11.6 | 78,776 | 7.3 |
| 9 | 335,241 | 0.5 | 218,769 | △ 0.4 | 116,145 | 2.6 | 319 | △ 5.5 | 76,633 | 8.3 |
| 10 | 333,718 | △ 0.8 | 217,153 | △ 2.3 | 116,203 | 2.1 | 353 | 10.0 | 75,794 | 13.1 |
| 11 | 332,477 | △ 0.2 | 216,195 | △ 1.3 | 115,901 | 1.7 | 372 | 12.7 | 78,474 | 7.9 |

| 年月末 | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 金融機関預金 | | 政府関係 預り金 | 譲渡性 預金 |
|---------|--------|--------------|--------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-------------|-----------|
| | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | |
| 2018. 3 | 12,590 | △ 15.5 | 30,597 | 6.2 | 0 | ... | 10,703 | 2.9 | 0 | 1,007 |
| 19. 3 | 13,066 | 3.7 | 34,148 | 11.6 | 0 | ... | 10,108 | △ 5.5 | 0 | 901 |
| 20. 3 | 14,420 | 10.3 | 34,364 | 0.6 | 0 | ... | 9,971 | △ 1.3 | 0 | 747 |
| 21. 3 | 17,000 | 17.8 | 31,858 | △ 7.2 | 0 | ... | 9,289 | △ 6.8 | 0 | 2,058 |
| 6 | 30,815 | 48.2 | 39,555 | 3.0 | 0 | ... | 9,502 | △ 7.0 | 0 | 2,861 |
| 9 | 30,323 | 17.2 | 40,432 | 2.4 | 0 | * | 9,554 | △ 24.1 | 0 | 2,849 |
| 21.11 | 31,973 | 13.2 | 40,709 | 5.6 | 0 | 510.0 | 9,688 | △ 26.5 | 0 | 2,718 |
| 12 | 27,518 | 1.1 | 40,201 | 4.5 | 0 | 510.0 | 8,645 | △ 29.4 | 0 | 2,905 |
| 22. 1 | 32,211 | 15.2 | 39,797 | 5.0 | 0 | △ 100.0 | 9,490 | △ 21.5 | 0 | 2,682 |
| 2 | 32,347 | 14.2 | 38,050 | 6.2 | 0 | △ 100.0 | 10,413 | △ 12.4 | 0 | 2,603 |
| 3 | 18,540 | 9.0 | 36,209 | 13.6 | 0 | △ 100.0 | 8,626 | △ 7.1 | 0 | 2,500 |
| 4 | 26,936 | △ 7.8 | 37,306 | 14.6 | 0 | △ 100.0 | 9,126 | △ 10.5 | 0 | 2,763 |
| 5 | 33,245 | △ 0.3 | 41,278 | 16.4 | 0 | △ 100.0 | 9,646 | △ 8.6 | 0 | 2,901 |
| 6 | 31,648 | 2.7 | 46,307 | 17.0 | 0 | △ 100.0 | 9,255 | △ 2.6 | 0 | 3,032 |
| 7 | 27,796 | 3.3 | 47,791 | 14.2 | 0 | △ 100.0 | 8,589 | △ 0.0 | 0 | 3,081 |
| 8 | 30,978 | △ 1.1 | 47,795 | 13.6 | 0 | △ 100.0 | 9,459 | △ 1.5 | 0 | 2,849 |
| 9 | 29,734 | △ 1.9 | 46,896 | 15.9 | 0 | △ 100.0 | 9,402 | △ 1.5 | 0 | 2,722 |
| 10 | 29,762 | 12.6 | 46,028 | 13.4 | 0 | △ 100.0 | 10,106 | 17.7 | 0 | 1,700 |
| 11 | 32,377 | 1.2 | 46,094 | 13.2 | 0 | △ 100.0 | 10,782 | 11.2 | 0 | 1,406 |

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(2)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

1. (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

科目別貸出金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 貸出金計 | | 割引手形 | | 貸付金 | | 手形貸付 | | 証書貸付 | | 当座貸越 | |
|---------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-------|--------------|--------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 709,634 | 2.5 | 8,066 | 7.1 | 701,568 | 2.5 | 37,423 | 1.6 | 633,324 | 2.4 | 30,819 | 5.1 |
| 19. 3 | 719,837 | 1.4 | 7,747 | △ 3.9 | 712,090 | 1.4 | 37,946 | 1.3 | 641,717 | 1.3 | 32,425 | 5.2 |
| 20. 3 | 726,752 | 0.9 | 6,079 | △ 21.5 | 720,672 | 1.2 | 37,438 | △ 1.3 | 649,560 | 1.2 | 33,673 | 3.8 |
| 21. 3 | 784,373 | 7.9 | 3,859 | △ 36.5 | 780,514 | 8.3 | 30,479 | △ 18.5 | 721,127 | 11.0 | 28,907 | △ 14.1 |
| 6 | 784,506 | 4.4 | 3,714 | △ 23.4 | 780,792 | 4.5 | 28,221 | △ 15.8 | 725,214 | 6.2 | 27,356 | △ 9.3 |
| 9 | 786,442 | 1.6 | 3,860 | 0.2 | 782,582 | 1.7 | 29,651 | △ 7.9 | 723,708 | 2.3 | 29,222 | △ 2.5 |
| 21. 11 | 783,303 | 1.0 | 3,716 | 0.8 | 779,587 | 1.0 | 29,926 | △ 6.3 | 721,382 | 1.5 | 28,278 | △ 2.2 |
| 12 | 788,777 | 0.8 | 4,569 | 2.1 | 784,208 | 0.8 | 31,075 | △ 3.5 | 723,668 | 1.1 | 29,463 | △ 0.7 |
| 22. 1 | 784,333 | 0.5 | 3,974 | △ 9.3 | 780,358 | 0.6 | 30,774 | △ 2.5 | 720,975 | 0.7 | 28,608 | △ 0.3 |
| 2 | 783,787 | 0.3 | 3,865 | △ 9.2 | 779,921 | 0.4 | 31,042 | △ 0.3 | 720,066 | 0.4 | 28,812 | 1.4 |
| 3 | 788,013 | 0.4 | 4,067 | 5.4 | 783,945 | 0.4 | 31,307 | 2.7 | 722,721 | 0.2 | 29,915 | 3.4 |
| 4 | 786,114 | 0.1 | 4,410 | 21.6 | 781,703 | 0.0 | 30,254 | 4.9 | 723,436 | △ 0.2 | 28,012 | 1.8 |
| 5 | 784,491 | △ 0.0 | 3,798 | 4.5 | 780,693 | △ 0.0 | 29,565 | 5.4 | 723,041 | △ 0.3 | 28,085 | 2.7 |
| 6 | 785,824 | 0.1 | 3,829 | 3.1 | 781,994 | 0.1 | 29,907 | 5.9 | 723,978 | △ 0.1 | 28,108 | 2.7 |
| 7 | 787,863 | 0.3 | 4,326 | 2.9 | 783,536 | 0.3 | 30,367 | 6.4 | 725,075 | △ 0.0 | 28,094 | 2.7 |
| 8 | 787,197 | 0.5 | 3,724 | 2.2 | 783,473 | 0.5 | 30,670 | 6.6 | 724,348 | 0.1 | 28,455 | 3.4 |
| 9 | 792,655 | 0.7 | 3,903 | 1.1 | 788,751 | 0.7 | 31,801 | 7.2 | 726,295 | 0.3 | 30,654 | 4.9 |
| 10 | 790,392 | 0.6 | 3,829 | △ 10.2 | 786,563 | 0.7 | 31,876 | 7.5 | 725,420 | 0.2 | 29,267 | 5.2 |
| 11 | 790,917 | 0.9 | 3,812 | 2.5 | 787,104 | 0.9 | 32,343 | 8.0 | 725,124 | 0.5 | 29,636 | 4.8 |

地区別貸出金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 北海道 | | 東北 | | 東京 | | 関東 | | 北陸 | | 東海 | |
|---------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 31,429 | 0.9 | 24,631 | 3.3 | 137,489 | 4.1 | 128,602 | 2.4 | 17,227 | 0.9 | 146,120 | 1.8 |
| 19. 3 | 31,645 | 0.6 | 24,973 | 1.3 | 140,009 | 1.8 | 131,462 | 2.2 | 17,153 | △ 0.4 | 147,070 | 0.6 |
| 20. 3 | 32,110 | 1.4 | 24,724 | △ 0.9 | 140,481 | 0.3 | 133,416 | 1.4 | 17,165 | 0.0 | 147,686 | 0.4 |
| 21. 3 | 34,901 | 8.6 | 26,410 | 6.8 | 155,471 | 10.6 | 142,466 | 6.7 | 17,616 | 2.6 | 157,693 | 6.7 |
| 6 | 34,224 | 4.0 | 26,117 | 3.7 | 155,820 | 6.7 | 142,237 | 3.1 | 17,448 | 1.1 | 157,808 | 3.5 |
| 9 | 34,355 | 1.4 | 26,289 | 1.4 | 155,637 | 2.2 | 142,737 | 0.8 | 17,489 | △ 0.6 | 158,665 | 1.7 |
| 21. 11 | 34,276 | 0.8 | 26,170 | 1.3 | 155,070 | 1.1 | 142,263 | 0.5 | 17,398 | △ 0.9 | 157,802 | 1.3 |
| 12 | 34,764 | 0.7 | 26,303 | 0.9 | 155,770 | 0.5 | 143,176 | 0.5 | 17,421 | △ 1.4 | 159,452 | 1.4 |
| 22. 1 | 34,249 | 0.1 | 26,178 | 1.0 | 154,872 | 0.0 | 142,565 | 0.3 | 17,342 | △ 1.5 | 158,417 | 1.1 |
| 2 | 34,314 | 0.2 | 26,263 | 1.0 | 154,610 | △ 0.1 | 142,415 | 0.2 | 17,324 | △ 1.5 | 158,308 | 1.0 |
| 3 | 34,654 | △ 0.7 | 26,557 | 0.5 | 155,056 | △ 0.2 | 143,090 | 0.4 | 17,401 | △ 1.2 | 159,940 | 1.4 |
| 4 | 34,125 | △ 0.4 | 26,244 | 0.5 | 155,168 | △ 0.5 | 142,776 | 0.2 | 17,273 | △ 1.2 | 159,075 | 0.8 |
| 5 | 33,977 | △ 0.4 | 26,217 | 0.2 | 154,551 | △ 0.9 | 142,665 | 0.2 | 17,258 | △ 1.2 | 158,847 | 0.8 |
| 6 | 34,136 | △ 0.2 | 26,260 | 0.5 | 154,630 | △ 0.7 | 142,930 | 0.4 | 17,261 | △ 1.0 | 159,439 | 1.0 |
| 7 | 34,336 | △ 0.0 | 26,310 | 0.6 | 154,950 | △ 0.6 | 143,310 | 0.5 | 17,317 | △ 1.0 | 159,625 | 1.1 |
| 8 | 34,335 | 0.0 | 26,321 | 0.9 | 154,658 | △ 0.3 | 143,196 | 0.7 | 17,340 | △ 0.6 | 159,571 | 1.3 |
| 9 | 34,484 | 0.3 | 26,661 | 1.4 | 155,501 | △ 0.0 | 144,337 | 1.1 | 17,375 | △ 0.6 | 161,421 | 1.7 |
| 10 | 34,451 | 0.4 | 26,553 | 1.2 | 155,160 | △ 0.2 | 143,993 | 1.0 | 17,315 | △ 0.8 | 160,333 | 1.4 |
| 11 | 34,476 | 0.5 | 26,567 | 1.5 | 155,173 | 0.0 | 144,174 | 1.3 | 17,295 | △ 0.5 | 160,569 | 1.7 |

| 年月末 | 近畿 | | 中国 | | 四国 | | 九州北部 | | 南九州 | | 全国計 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-------|--------------|-------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 151,780 | 2.8 | 32,010 | 2.0 | 10,540 | 3.2 | 12,586 | 1.5 | 15,974 | 0.6 | 709,634 | 2.5 |
| 19. 3 | 154,242 | 1.6 | 32,335 | 1.0 | 10,832 | 2.7 | 12,716 | 1.0 | 16,033 | 0.3 | 719,837 | 1.4 |
| 20. 3 | 156,792 | 1.6 | 32,630 | 0.9 | 11,133 | 2.7 | 12,939 | 1.7 | 16,171 | 0.8 | 726,752 | 0.9 |
| 21. 3 | 170,806 | 8.9 | 34,603 | 6.0 | 11,771 | 5.7 | 14,058 | 8.6 | 16,961 | 4.8 | 784,373 | 7.9 |
| 6 | 171,718 | 5.2 | 34,699 | 3.7 | 11,817 | 3.5 | 14,129 | 3.9 | 16,851 | 1.7 | 784,506 | 4.4 |
| 9 | 172,075 | 2.3 | 34,698 | 1.5 | 11,854 | 1.6 | 14,197 | 2.0 | 16,804 | 0.0 | 786,442 | 1.6 |
| 21. 11 | 171,352 | 1.5 | 34,569 | 0.1 | 11,818 | 1.3 | 14,185 | 1.7 | 16,751 | △ 0.5 | 783,303 | 1.0 |
| 12 | 172,464 | 1.3 | 34,727 | 0.0 | 11,861 | 1.0 | 14,331 | 1.7 | 16,854 | △ 0.9 | 788,777 | 0.8 |
| 22. 1 | 171,662 | 0.9 | 34,585 | △ 0.1 | 11,804 | 0.7 | 14,201 | 1.1 | 16,794 | △ 0.9 | 784,333 | 0.5 |
| 2 | 171,459 | 0.6 | 34,622 | △ 0.0 | 11,799 | 0.8 | 14,216 | 1.1 | 16,788 | △ 0.9 | 783,787 | 0.3 |
| 3 | 172,024 | 0.7 | 34,683 | 0.2 | 11,832 | 0.5 | 14,273 | 1.5 | 16,795 | △ 0.9 | 788,013 | 0.4 |
| 4 | 172,269 | 0.3 | 34,711 | 0.1 | 11,846 | 0.6 | 14,253 | 1.1 | 16,696 | △ 1.2 | 786,114 | 0.1 |
| 5 | 171,805 | 0.0 | 34,660 | △ 0.2 | 11,881 | 0.4 | 14,200 | 0.6 | 16,739 | △ 0.6 | 784,491 | △ 0.0 |
| 6 | 172,053 | 0.1 | 34,478 | △ 0.6 | 11,946 | 1.0 | 14,246 | 0.8 | 16,758 | △ 0.5 | 785,824 | 0.1 |
| 7 | 172,679 | 0.4 | 34,559 | △ 0.4 | 11,985 | 1.4 | 14,307 | 0.9 | 16,799 | △ 0.3 | 787,863 | 0.3 |
| 8 | 172,446 | 0.6 | 34,537 | △ 0.1 | 11,996 | 1.8 | 14,296 | 1.0 | 16,814 | 0.0 | 787,197 | 0.5 |
| 9 | 173,158 | 0.6 | 34,651 | △ 0.1 | 12,040 | 1.5 | 14,382 | 1.3 | 16,962 | 0.9 | 792,655 | 0.7 |
| 10 | 173,003 | 0.5 | 34,589 | △ 0.2 | 12,029 | 1.7 | 14,358 | 1.1 | 16,929 | 0.9 | 790,392 | 0.6 |
| 11 | 173,002 | 0.9 | 34,597 | 0.0 | 12,056 | 2.0 | 14,366 | 1.2 | 16,956 | 1.2 | 790,917 | 0.9 |

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (5) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位:億円、%)

| 年 月 末 | 貸出金計 | | | | 企業向け計 | | | | | | | |
|---------|----------------|-----|----------------|---------|----------------|------|----------------|-------|----------------|--------|-------|-----|
| | | | | | 製造業 | | | | 建設業 | | | |
| | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | | |
| 2018. 3 | 709,633 | 2.5 | 100.0 | 452,529 | 2.9 | 63.7 | 61,464 | 0.0 | 8.6 | 50,752 | 3.2 | 7.1 |
| 19. 3 | 719,836 | 1.4 | 100.0 | 461,756 | 2.0 | 64.1 | 61,478 | 0.0 | 8.5 | 52,091 | 2.6 | 7.2 |
| 20. 3 | 726,750 | 0.9 | 100.0 | 468,462 | 1.4 | 64.4 | 60,907 | △ 0.9 | 8.3 | 53,114 | 1.9 | 7.3 |
| 20.12 | 782,030 | 7.9 | 100.0 | 525,702 | 12.3 | 67.2 | 69,391 | 12.4 | 8.8 | 67,342 | 27.4 | 8.6 |
| 21. 3 | 784,372 | 7.9 | 100.0 | 527,898 | 12.6 | 67.3 | 69,007 | 13.2 | 8.7 | 68,902 | 29.7 | 8.7 |
| 6 | 784,505 | 4.4 | 100.0 | 527,995 | 6.9 | 67.3 | 68,675 | 6.0 | 8.7 | 68,204 | 19.6 | 8.6 |
| 9 | 786,441 | 1.6 | 100.0 | 530,957 | 2.6 | 67.5 | 68,718 | 0.7 | 8.7 | 69,339 | 8.0 | 8.8 |
| 12 | 788,776 | 0.8 | 100.0 | 533,096 | 1.4 | 67.5 | 69,129 | △ 0.3 | 8.7 | 70,051 | 4.0 | 8.8 |
| 22. 3 | 788,011 | 0.4 | 100.0 | 531,766 | 0.7 | 67.4 | 68,329 | △ 0.9 | 8.6 | 69,822 | 1.3 | 8.8 |
| 6 | 785,823 | 0.1 | 100.0 | 528,827 | 0.1 | 67.2 | 67,565 | △ 1.6 | 8.5 | 67,709 | △ 0.7 | 8.6 |
| 9 | 792,653 | 0.7 | 100.0 | 536,360 | 1.0 | 67.6 | 68,570 | △ 0.2 | 8.6 | 69,600 | 0.3 | 8.7 |

| 年 月 末 | 卸売業 | | | | 小売業 | | | | 不動産業 | | | | 個人による貸家業 | | | |
|---------|----------------|-------|----------------|--------|----------------|-----|----------------|-----|----------------|--------|----------------|-----|----------------|-----|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | | |
| 2018. 3 | 28,118 | 0.8 | 3.9 | 25,877 | 0.1 | 3.6 | 162,146 | 5.3 | 22.8 | 59,089 | 0.9 | 8.3 | | | | |
| 19. 3 | 28,432 | 1.1 | 3.9 | 25,717 | △ 0.6 | 3.5 | 168,021 | 3.6 | 23.3 | 58,599 | △ 0.8 | 8.1 | | | | |
| 20. 3 | 28,511 | 0.2 | 3.9 | 25,898 | 0.7 | 3.5 | 170,709 | 1.5 | 23.4 | 57,302 | △ 2.2 | 7.8 | | | | |
| 20.12 | 33,624 | 16.8 | 4.2 | 31,533 | 21.8 | 4.0 | 172,997 | 1.7 | 22.1 | 56,056 | △ 2.9 | 7.1 | | | | |
| 21. 3 | 33,664 | 18.0 | 4.2 | 31,703 | 22.4 | 4.0 | 172,705 | 1.1 | 22.0 | 55,603 | △ 2.9 | 7.0 | | | | |
| 6 | 33,651 | 9.5 | 4.2 | 31,859 | 10.6 | 4.0 | 172,878 | 0.1 | 22.0 | 55,368 | △ 2.6 | 7.0 | | | | |
| 9 | 33,966 | 3.3 | 4.3 | 31,860 | 3.0 | 4.0 | 173,601 | 0.1 | 22.0 | 55,124 | △ 2.4 | 7.0 | | | | |
| 12 | 34,142 | 1.5 | 4.3 | 31,900 | 1.1 | 4.0 | 174,155 | 0.6 | 22.0 | 54,785 | △ 2.2 | 6.9 | | | | |
| 22. 3 | 33,681 | 0.0 | 4.2 | 31,637 | △ 0.2 | 4.0 | 175,454 | 1.5 | 22.2 | 55,238 | △ 0.6 | 7.0 | | | | |
| 6 | 33,386 | △ 0.7 | 4.2 | 31,412 | △ 1.4 | 3.9 | 176,122 | 1.8 | 22.4 | 54,975 | △ 0.7 | 6.9 | | | | |
| 9 | 34,038 | 0.2 | 4.2 | 31,745 | △ 0.3 | 4.0 | 177,882 | 2.4 | 22.4 | 54,697 | △ 0.7 | 6.9 | | | | |

| 年 月 末 | 飲食業 | | | | 宿泊業 | | | | 医療・福祉 | | | | 物品賃貸業 | | | |
|---------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-----|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-----|----------------|-----|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | | |
| 2018. 3 | 8,720 | 2.3 | 1.2 | 5,884 | 2.1 | 0.8 | 22,371 | △ 0.1 | 3.1 | 2,905 | 1.3 | 0.4 | | | | |
| 19. 3 | 8,784 | 0.7 | 1.2 | 6,012 | 2.1 | 0.8 | 22,139 | △ 1.0 | 3.0 | 2,865 | △ 1.3 | 0.3 | | | | |
| 20. 3 | 9,053 | 3.0 | 1.2 | 6,114 | 1.6 | 0.8 | 21,934 | △ 0.9 | 3.0 | 2,899 | 1.1 | 0.3 | | | | |
| 20.12 | 13,274 | 48.6 | 1.6 | 6,805 | 11.6 | 0.8 | 24,424 | 8.2 | 3.1 | 3,026 | 5.7 | 0.3 | | | | |
| 21. 3 | 13,712 | 51.4 | 1.7 | 6,733 | 10.1 | 0.8 | 24,279 | 10.6 | 3.0 | 3,020 | 4.1 | 0.3 | | | | |
| 6 | 13,971 | 19.3 | 1.7 | 6,705 | 2.2 | 0.8 | 24,309 | 6.4 | 3.0 | 2,988 | 1.4 | 0.3 | | | | |
| 9 | 13,889 | 7.9 | 1.7 | 6,667 | △ 1.0 | 0.8 | 24,183 | 0.5 | 3.0 | 3,060 | 0.2 | 0.3 | | | | |
| 12 | 13,800 | 3.9 | 1.7 | 6,677 | △ 1.8 | 0.8 | 24,258 | △ 0.6 | 3.0 | 3,029 | 0.1 | 0.3 | | | | |
| 22. 3 | 13,668 | △ 0.3 | 1.7 | 6,607 | △ 1.8 | 0.8 | 23,686 | △ 2.4 | 3.0 | 3,066 | 1.4 | 0.3 | | | | |
| 6 | 13,585 | △ 2.7 | 1.7 | 6,567 | △ 2.0 | 0.8 | 23,608 | △ 2.8 | 3.0 | 3,012 | 0.7 | 0.3 | | | | |
| 9 | 13,528 | △ 2.6 | 1.7 | 6,563 | △ 1.5 | 0.8 | 23,708 | △ 1.9 | 2.9 | 3,083 | 0.7 | 0.3 | | | | |

| 年 月 末 | 海外円借款、国内店名義現地貸 | | | | 地方公共団体 | | | | 個人 | | | | 住宅ローン | | | |
|---------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|-----|----------------|-------|----------------|---------|----------------|------|----------------|-----|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | | |
| 2018. 3 | 50 | △ 8.6 | 0.0 | 55,511 | 3.0 | 7.8 | 201,592 | 1.6 | 28.4 | 168,597 | 1.3 | 23.7 | | | | |
| 19. 3 | 49 | △ 2.0 | 0.0 | 55,372 | △ 0.2 | 7.6 | 202,707 | 0.5 | 28.1 | 169,476 | 0.5 | 23.5 | | | | |
| 20. 3 | 38 | △ 21.2 | 0.0 | 53,836 | △ 2.7 | 7.4 | 204,451 | 0.8 | 28.1 | 171,328 | 1.0 | 23.5 | | | | |
| 20.12 | 32 | △ 23.9 | 0.0 | 52,781 | △ 1.0 | 6.7 | 203,546 | 0.0 | 26.0 | 172,485 | 1.1 | 22.0 | | | | |
| 21. 3 | 31 | △ 20.2 | 0.0 | 52,933 | △ 1.6 | 6.7 | 203,540 | △ 0.4 | 25.9 | 172,463 | 0.6 | 21.9 | | | | |
| 6 | 29 | △ 22.9 | 0.0 | 53,126 | △ 2.5 | 6.7 | 203,382 | 0.1 | 25.9 | 172,683 | 0.8 | 22.0 | | | | |
| 9 | 27 | △ 20.4 | 0.0 | 51,536 | △ 2.7 | 6.5 | 203,947 | 0.4 | 25.9 | 173,232 | 1.0 | 22.0 | | | | |
| 12 | 27 | △ 15.6 | 0.0 | 51,127 | △ 3.1 | 6.4 | 204,553 | 0.4 | 25.9 | 174,193 | 0.9 | 22.0 | | | | |
| 22. 3 | 26 | △ 13.1 | 0.0 | 51,723 | △ 2.2 | 6.5 | 204,521 | 0.4 | 25.9 | 174,490 | 1.1 | 22.1 | | | | |
| 6 | 25 | △ 12.8 | 0.0 | 52,445 | △ 1.2 | 6.6 | 204,550 | 0.5 | 26.0 | 174,895 | 1.2 | 22.2 | | | | |
| 9 | 25 | △ 8.0 | 0.0 | 50,927 | △ 1.1 | 6.4 | 205,365 | 0.6 | 25.9 | 175,457 | 1.2 | 22.1 | | | | |

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(4)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。
2. 海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

1. (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位:億円、%)

| 年月末 | 現金 | 預け金 | | 買入手形 | コールローン | 買現先 | 債券貸借取引保証金 | 買入金銭債 | 金銭の信託 | 商品有価証券 |
|---------|--------|-----------------|----------------|------|--------|-----|-----------|-------|-------|--------|
| | | うち信金中金預け金 | | | | | | | | |
| 2018. 3 | 14,999 | 365,177 (4.2) | 294,345 (3.5) | 0 | 753 | 0 | 0 | 1,794 | 1,561 | 56 |
| 19. 3 | 15,131 | 376,847 (3.1) | 300,565 (2.1) | 0 | 483 | 0 | 0 | 2,351 | 1,736 | 19 |
| 20. 3 | 15,105 | 379,640 (0.7) | 305,844 (1.7) | 0 | 396 | 0 | 0 | 3,438 | 1,926 | 18 |
| 21. 3 | 14,868 | 454,070 (19.6) | 326,208 (6.6) | 0 | 650 | 0 | 0 | 5,040 | 2,234 | 16 |
| 6 | 13,882 | 500,393 (18.2) | 381,321 (7.4) | 0 | 912 | 0 | 0 | 5,619 | 2,446 | 16 |
| 9 | 14,673 | 499,838 (9.8) | 333,832 (△1.4) | 0 | 696 | 0 | 0 | 5,813 | 2,525 | 15 |
| 21.11 | 14,025 | 500,659 (7.8) | 347,002 (△6.7) | 0 | 793 | 0 | 0 | 5,939 | 2,681 | 15 |
| 12 | 15,007 | 501,414 (5.7) | 347,051 (△8.6) | 0 | 700 | 0 | 0 | 6,054 | 2,688 | 15 |
| 22. 1 | 14,370 | 492,498 (5.2) | 340,408 (△9.0) | 0 | 722 | 0 | 0 | 6,165 | 2,697 | 15 |
| 2 | 13,437 | 494,535 (4.3) | 341,343 (△8.8) | 0 | 726 | 0 | 0 | 6,199 | 2,735 | 15 |
| 3 | 15,162 | 473,339 (4.2) | 317,772 (△2.5) | 0 | 486 | 0 | 0 | 6,311 | 2,610 | 13 |
| 4 | 14,440 | 497,457 (1.4) | 381,151 (1.1) | 0 | 709 | 0 | 0 | 6,389 | 2,673 | 14 |
| 5 | 14,076 | 489,011 (0.2) | 375,099 (0.8) | 0 | 751 | 0 | 0 | 6,354 | 2,692 | 13 |
| 6 | 13,741 | 488,671 (△2.3) | 379,383 (△0.5) | 0 | 801 | 0 | 0 | 6,400 | 2,727 | 13 |
| 7 | 13,753 | 473,963 (△4.1) | 374,828 (△0.1) | 0 | 736 | 0 | 0 | 6,474 | 2,734 | 13 |
| 8 | 13,721 | 468,545 (△6.9) | 379,459 (△0.3) | 0 | 1,012 | 0 | 0 | 6,453 | 2,719 | 13 |
| 9 | 14,414 | 447,974 (△10.3) | 341,972 (2.4) | 0 | 1,017 | 0 | 0 | 6,480 | 2,711 | 12 |
| 10 | 13,302 | 457,883 (△8.7) | 378,375 (9.3) | 0 | 1,150 | 0 | 0 | 6,503 | 2,733 | 12 |
| 11 | 14,106 | 453,190 (△9.4) | 375,626 (8.2) | 0 | 1,213 | 0 | 0 | 6,462 | 2,648 | 11 |

| 年月末 | 有価証券 | 国債 | | | | 地方債 | | 短期社債 | 社債 | | | 株式 |
|---------|----------------|----------------|--------|-------|----------------|--------|--------|---------|--------|--|--|----|
| | | 国債 | 地方債 | 短期社債 | 社債 | 公社 | 金融債 | | その他 | | | |
| 2018. 3 | 425,704 (△0.1) | 76,964 (△10.7) | 92,215 | 29 | 155,710 (△4.2) | 69,544 | 16,126 | 70,038 | 9,585 | | | |
| 19. 3 | 432,763 (1.6) | 68,256 (△11.3) | 93,313 | 19 | 151,570 (△2.6) | 65,690 | 11,102 | 74,777 | 9,484 | | | |
| 20. 3 | 430,760 (△0.4) | 64,535 (△5.4) | 85,744 | 19 | 154,969 (2.2) | 59,529 | 6,855 | 88,584 | 8,647 | | | |
| 21. 3 | 465,724 (8.1) | 77,454 (20.0) | 85,387 | 599 | 159,262 (2.7) | 57,567 | 3,877 | 97,818 | 9,865 | | | |
| 6 | 459,670 (4.6) | 73,296 (9.2) | 84,672 | 1,374 | 158,591 (1.3) | 55,409 | 3,661 | 99,520 | 7,816 | | | |
| 9 | 466,244 (4.6) | 74,299 (7.3) | 85,278 | 764 | 159,331 (0.9) | 54,508 | 3,598 | 101,224 | 8,328 | | | |
| 21.11 | 475,710 (5.7) | 77,635 (11.1) | 85,573 | 1,219 | 160,826 (1.5) | 53,951 | 3,490 | 103,383 | 8,338 | | | |
| 12 | 474,347 (5.8) | 75,341 (9.0) | 85,122 | 1,199 | 161,060 (1.6) | 53,103 | 3,507 | 104,449 | 8,379 | | | |
| 22. 1 | 483,803 (6.9) | 81,793 (12.6) | 85,126 | 1,179 | 161,245 (1.7) | 53,011 | 3,498 | 104,736 | 8,427 | | | |
| 2 | 488,830 (6.6) | 85,985 (11.6) | 85,086 | 1,159 | 161,721 (2.0) | 52,872 | 3,497 | 105,352 | 8,543 | | | |
| 3 | 486,875 (4.5) | 84,181 (8.6) | 83,716 | 589 | 161,228 (1.2) | 52,365 | 3,508 | 105,355 | 11,343 | | | |
| 4 | 488,163 (6.3) | 85,294 (13.5) | 83,362 | 839 | 162,021 (2.0) | 51,669 | 3,514 | 106,838 | 9,064 | | | |
| 5 | 491,513 (6.4) | 85,531 (13.3) | 83,066 | 759 | 162,483 (2.3) | 51,250 | 3,509 | 107,722 | 8,989 | | | |
| 6 | 492,444 (7.1) | 86,690 (18.2) | 82,506 | 619 | 163,427 (3.0) | 50,420 | 3,494 | 109,512 | 8,873 | | | |
| 7 | 492,264 (6.7) | 85,717 (18.4) | 82,355 | 389 | 164,756 (3.5) | 50,101 | 3,493 | 111,160 | 8,704 | | | |
| 8 | 490,465 (5.7) | 83,726 (14.7) | 82,607 | 519 | 164,790 (3.2) | 49,700 | 3,446 | 111,644 | 8,704 | | | |
| 9 | 491,320 (5.3) | 85,143 (14.5) | 82,026 | 269 | 164,387 (3.1) | 48,868 | 3,401 | 112,118 | 8,800 | | | |
| 10 | 489,273 (3.2) | 85,186 (9.6) | 80,931 | 479 | 164,330 (2.4) | 47,970 | 3,331 | 113,027 | 8,691 | | | |
| 11 | 488,105 (2.6) | 85,091 (9.6) | 80,491 | 459 | 164,623 (2.3) | 47,534 | 3,324 | 113,765 | 8,837 | | | |

| 年月末 | 貸付信託 | | | | 余資運用資産計(A) | 信金中金 | | 預貸率 | (A)/預金 | 預証率 | (B)/預金 | (B)/(A) |
|---------|------|--------|--------|--------|-----------------|---------|------|------|--------|------|--------|---------|
| | 貸付信託 | 投資信託 | 外国証券 | その他の証券 | | 利用額(B) | 預金 | | | | | |
| 2018. 3 | 0 | 43,160 | 46,363 | 1,675 | 810,046 (1.9) | 294,345 | 50.3 | 57.4 | 30.1 | 20.8 | 36.3 | |
| 19. 3 | 0 | 47,908 | 60,316 | 1,893 | 829,333 (2.3) | 300,565 | 50.1 | 57.7 | 30.1 | 20.9 | 36.2 | |
| 20. 3 | 0 | 48,945 | 65,567 | 2,329 | 831,286 (0.2) | 305,844 | 50.0 | 57.1 | 29.6 | 21.0 | 36.7 | |
| 21. 3 | 0 | 52,875 | 77,706 | 2,572 | 942,604 (13.3) | 326,208 | 50.3 | 60.5 | 29.8 | 20.9 | 34.6 | |
| 6 | 0 | 52,821 | 78,747 | 2,349 | 982,941 (11.3) | 381,321 | 49.0 | 61.4 | 28.7 | 23.8 | 38.7 | |
| 9 | 0 | 53,695 | 82,093 | 2,451 | 989,808 (7.2) | 333,832 | 49.1 | 61.8 | 29.1 | 20.8 | 33.7 | |
| 21.11 | 0 | 54,621 | 84,956 | 2,538 | 999,825 (6.8) | 347,002 | 48.7 | 62.2 | 29.6 | 21.6 | 34.7 | |
| 12 | 0 | 55,081 | 85,592 | 2,569 | 1,000,229 (5.8) | 347,051 | 48.9 | 62.0 | 29.4 | 21.5 | 34.6 | |
| 22. 1 | 0 | 56,154 | 87,289 | 2,587 | 1,000,273 (6.1) | 340,408 | 48.8 | 62.2 | 30.1 | 21.1 | 34.0 | |
| 2 | 0 | 56,219 | 87,553 | 2,560 | 1,006,480 (5.5) | 341,343 | 48.6 | 62.4 | 30.3 | 21.1 | 33.9 | |
| 3 | 0 | 55,404 | 87,532 | 2,878 | 984,798 (4.4) | 317,772 | 49.5 | 61.8 | 30.5 | 19.9 | 32.2 | |
| 4 | 0 | 55,475 | 89,482 | 2,622 | 1,009,847 (3.8) | 381,151 | 48.4 | 62.2 | 30.1 | 23.5 | 37.7 | |
| 5 | 0 | 56,330 | 91,722 | 2,629 | 1,004,413 (3.2) | 375,099 | 48.5 | 62.1 | 30.3 | 23.1 | 37.3 | |
| 6 | 0 | 56,148 | 91,464 | 2,713 | 1,004,801 (2.2) | 379,383 | 48.2 | 61.7 | 30.2 | 23.3 | 37.7 | |
| 7 | 0 | 55,743 | 91,798 | 2,798 | 989,939 (1.1) | 374,828 | 48.4 | 60.9 | 30.2 | 23.0 | 37.8 | |
| 8 | 0 | 55,226 | 92,163 | 2,727 | 982,932 (△0.7) | 379,459 | 48.3 | 60.4 | 30.1 | 23.3 | 38.6 | |
| 9 | 0 | 54,996 | 92,939 | 2,757 | 963,932 (△2.6) | 341,972 | 48.8 | 59.3 | 30.2 | 21.0 | 35.4 | |
| 10 | 0 | 54,128 | 92,711 | 2,814 | 970,860 (△2.7) | 378,375 | 48.5 | 59.6 | 30.0 | 23.2 | 38.9 | |
| 11 | 0 | 52,900 | 92,782 | 2,918 | 965,739 (△3.4) | 375,626 | 48.7 | 59.5 | 30.0 | 23.1 | 38.8 | |

(備考) 1. ()内は前年同月比増減率
 2. 預貸率=貸出金/預金×100(%)、預証率=有価証券/預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)
 3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

2. (1) 業態別預貯金等

(単位:億円、%)

| 年月末 | 信用金庫 | | 国内銀行 (債券、信託を含む) | | 大手銀行 (債券、信託を含む) | | うち預金 | | | | 地方銀行 | |
|---------|--------------|-----|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------|------|------------------------|------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | うち都市銀行 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 2018. 3 | 1,409,771 | 2.2 | 9,777,912 | 3.0 | 6,489,503 | 3.2 | 4,502,834 | 4.8 | 3,593,112 | 4.6 | 2,620,107 | 3.0 |
| 19. 3 | 1,434,771 | 1.7 | 9,918,647 | 1.4 | 6,581,688 | 1.4 | 4,592,791 | 1.9 | 3,755,950 | 4.5 | 2,681,866 | 2.3 |
| 20. 3 | 1,452,678 | 1.2 | 10,070,585 | 1.5 | 6,668,723 | 1.3 | 4,760,561 | 3.6 | 3,929,329 | 4.6 | 2,777,707 | 3.5 |
| 21. 3 | 1,555,959 | 7.1 | 10,977,055 | 9.0 | 7,247,489 | 8.6 | 5,265,107 | 10.5 | 4,332,234 | 10.2 | 3,054,406 | 9.9 |
| 6 | 1,597,593 | 4.9 | 11,018,502 | 5.4 | 7,232,291 | 5.4 | 5,247,183 | 4.3 | 4,303,082 | 3.6 | 3,116,520 | 6.2 |
| 9 | 1,597,902 | 2.6 | 11,008,363 | 4.7 | 7,253,964 | 4.9 | 5,250,513 | 3.5 | 4,313,300 | 3.5 | 3,089,859 | 5.2 |
| 21. 11 | 1,602,516 | 2.4 | 11,083,399 | 4.2 | 7,300,945 | 4.3 | 5,308,092 | 3.1 | 4,351,444 | 3.2 | 3,115,247 | 5.0 |
| 12 | 1,610,111 | 1.9 | 11,055,350 | 4.0 | 7,237,147 | 4.1 | 5,262,391 | 3.4 | 4,300,795 | 3.5 | 3,145,404 | 4.7 |
| 22. 1 | 1,603,150 | 1.9 | 10,949,916 | 2.6 | 7,160,820 | 2.3 | 5,315,987 | 3.9 | 4,359,858 | 4.1 | 3,123,134 | 4.1 |
| 2 | 1,608,711 | 1.8 | 10,928,934 | 1.9 | 7,126,577 | 1.4 | 5,326,102 | 3.9 | 4,367,547 | 4.1 | 3,134,851 | 3.7 |
| 3 | 1,588,700 | 2.1 | 10,940,229 | △ 0.3 | 7,088,030 | △ 2.2 | 5,427,936 | 3.0 | 4,474,944 | 3.2 | 3,181,644 | 4.1 |
| 4 | 1,618,559 | 1.7 | 10,980,760 | △ 0.4 | 7,099,135 | △ 2.3 | 5,441,500 | 2.9 | 4,475,186 | 2.7 | 3,201,936 | 4.3 |
| 5 | 1,613,925 | 1.6 | 11,011,435 | △ 0.5 | 7,137,731 | △ 2.2 | 5,481,704 | 3.0 | 4,510,431 | 3.0 | 3,198,039 | 3.0 |
| 6 | 1,624,783 | 1.7 | 10,965,755 | △ 0.4 | 7,061,588 | △ 2.3 | 5,408,023 | 3.0 | 4,436,312 | 3.0 | 3,221,788 | 3.3 |
| 7 | 1,621,721 | 1.7 | 10,980,836 | △ 0.1 | 7,085,503 | △ 1.9 | 5,427,229 | 3.7 | 4,444,683 | 3.7 | 3,213,705 | 3.4 |
| 8 | 1,624,404 | 1.4 | 10,977,178 | △ 0.3 | 7,093,277 | △ 1.9 | 5,440,705 | 3.6 | 4,455,048 | 3.5 | 3,203,784 | 3.1 |
| 9 | 1,621,384 | 1.4 | 10,930,192 | △ 0.7 | 7,069,230 | △ 2.5 | 5,422,962 | 3.2 | 4,433,173 | 2.7 | 3,182,461 | 2.9 |
| 10 | 1,625,780 | 1.3 | 11,000,284 | △ 0.3 | 7,128,355 | △ 1.8 | 5,481,851 | 4.1 | 4,475,790 | 3.5 | 3,191,029 | 2.8 |
| 11 | 1,621,253 | 1.1 | 11,101,609 | 0.1 | 7,216,123 | △ 1.1 | 5,562,937 | 4.8 | 4,536,284 | 4.2 | 3,205,024 | 2.8 |

| 年月末 | 第二地銀 | | 郵便貯金 | | 預貯金等合計 | |
|---------|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| | | | | | | |
| 2018. 3 | 668,302 | 1.5 | 1,798,827 | 0.2 | 12,986,510 | 2.5 |
| 19. 3 | 655,093 | △ 1.9 | 1,809,991 | 0.6 | 13,163,409 | 1.3 |
| 20. 3 | 624,155 | △ 4.7 | 1,830,047 | 1.1 | 13,353,310 | 1.4 |
| 21. 3 | 675,160 | 8.1 | 1,895,934 | 3.6 | 14,428,948 | 8.0 |
| 6 | 669,691 | 2.2 | 1,919,777 | 2.3 | 14,535,872 | 5.0 |
| 9 | 664,540 | △ 0.2 | 1,915,979 | 2.2 | 14,522,244 | 4.1 |
| 21. 11 | 667,207 | △ 0.2 | — | — | — | — |
| 12 | 672,799 | △ 0.6 | 1,939,198 | 2.1 | 14,604,659 | 3.5 |
| 22. 1 | 665,962 | △ 1.2 | — | — | — | — |
| 2 | 667,506 | △ 1.5 | — | — | — | — |
| 3 | 670,555 | △ 0.6 | 1,934,419 | 2.0 | 14,463,348 | 0.2 |
| 4 | 679,689 | △ 0.9 | — | — | — | — |
| 5 | 675,665 | 1.4 | — | — | — | — |
| 6 | 682,379 | 1.8 | 1,949,671 | 1.5 | 14,540,209 | 0.0 |
| 7 | 681,628 | 2.0 | — | — | — | — |
| 8 | 680,117 | 1.9 | — | — | — | — |
| 9 | 678,501 | 2.1 | 1,937,240 | 1.1 | 14,488,816 | △ 0.2 |
| 10 | 680,900 | 1.9 | — | — | — | — |
| 11 | 680,462 | 1.9 | — | — | — | — |

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数
3. 国内銀行・大手銀行には、全国国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。
4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表
5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出

2. (2) 業態別貸出金

(単位:億円、%)

| 年 月 末 | 信用金庫 | | 大手銀行 | | 都市銀行 | | 地方銀行 | | 第二地銀 | | 合 計 | |
|---------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-----|----------------|-------|----------------|-----|
| | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | |
| 2018. 3 | 709,634 | 2.5 | 2,564,273 | 1.3 | 1,878,859 | △ 1.3 | 2,003,487 | 4.0 | 523,825 | 3.1 | 5,801,219 | 2.5 |
| 19. 3 | 719,837 | 1.4 | 2,571,752 | 0.2 | 1,992,328 | 6.0 | 2,091,002 | 4.3 | 521,568 | △ 0.4 | 5,904,159 | 1.7 |
| 20. 3 | 726,752 | 0.9 | 2,612,520 | 1.5 | 2,022,244 | 1.5 | 2,199,857 | 5.2 | 493,282 | △ 5.4 | 6,032,411 | 2.1 |
| 21. 3 | 784,373 | 7.9 | 2,752,564 | 5.3 | 2,130,042 | 5.3 | 2,301,455 | 4.6 | 527,174 | 6.8 | 6,365,566 | 5.5 |
| 6 | 784,506 | 4.4 | 2,718,938 | △ 2.0 | 2,098,381 | △ 3.2 | 2,318,567 | 2.8 | 515,002 | 1.1 | 6,337,013 | 0.7 |
| 9 | 786,442 | 1.6 | 2,715,909 | △ 0.9 | 2,086,451 | △ 2.4 | 2,333,700 | 2.5 | 517,045 | 0.2 | 6,353,096 | 0.7 |
| 21. 11 | 783,303 | 1.0 | 2,723,889 | △ 0.9 | 2,087,774 | △ 2.5 | 2,342,512 | 2.7 | 517,157 | △ 0.2 | 6,366,861 | 0.6 |
| 12 | 788,777 | 0.8 | 2,732,352 | 0.0 | 2,094,031 | △ 1.3 | 2,357,289 | 2.9 | 521,731 | △ 0.2 | 6,400,149 | 1.1 |
| 22. 1 | 784,333 | 0.5 | 2,723,306 | △ 0.2 | 2,085,247 | △ 1.5 | 2,355,458 | 2.7 | 518,983 | △ 0.7 | 6,382,080 | 0.8 |
| 2 | 783,787 | 0.3 | 2,736,068 | △ 0.1 | 2,097,406 | △ 1.3 | 2,361,030 | 2.6 | 520,045 | △ 0.7 | 6,400,930 | 0.8 |
| 3 | 788,013 | 0.4 | 2,776,115 | 0.8 | 2,130,641 | 0.0 | 2,372,635 | 3.0 | 523,182 | △ 0.7 | 6,459,945 | 1.4 |
| 4 | 786,114 | 0.1 | 2,766,607 | 1.0 | 2,112,595 | △ 0.1 | 2,377,446 | 3.2 | 524,312 | △ 0.7 | 6,454,479 | 1.5 |
| 5 | 784,491 | △ 0.0 | 2,778,099 | 1.8 | 2,119,027 | 0.5 | 2,382,332 | 2.8 | 525,074 | 2.0 | 6,469,996 | 1.9 |
| 6 | 785,824 | 0.1 | 2,803,471 | 3.1 | 2,137,000 | 1.8 | 2,390,962 | 3.1 | 528,020 | 2.5 | 6,508,277 | 2.7 |
| 7 | 787,863 | 0.3 | 2,808,484 | 3.6 | 2,140,060 | 2.4 | 2,405,952 | 3.3 | 531,106 | 2.7 | 6,533,405 | 3.0 |
| 8 | 787,197 | 0.5 | 2,818,815 | 4.0 | 2,145,583 | 3.0 | 2,412,537 | 3.7 | 531,250 | 2.9 | 6,549,799 | 3.4 |
| 9 | 792,655 | 0.7 | 2,845,038 | 4.7 | 2,164,551 | 3.7 | 2,422,696 | 3.8 | 535,051 | 3.4 | 6,595,440 | 3.8 |
| 10 | 790,392 | 0.6 | 2,850,920 | 5.3 | 2,167,408 | 4.3 | 2,432,465 | 4.0 | 536,954 | 3.8 | 6,610,731 | 4.1 |
| 11 | 790,917 | 0.9 | 2,857,758 | 4.9 | 2,170,285 | 3.9 | 2,442,682 | 4.2 | 538,867 | 4.1 | 6,630,224 | 4.1 |

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数
3. 合計は、単位(億円)未滿を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご活用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート
内外経済、中小企業金融、地域金融、
協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物
信金中金月報、全国信用金庫概況・統計等
- 信用金庫統計
日本語／英語
- 論文募集

【URL】

<https://www.scbri.jp/>



Shinkin Central Bank Research Institute | ご利用上の注意 | サイトマップ |

信金中金 地域・中小企業研究所

信用金庫業界のシンクタンクとして、「信用金庫」「信用金庫取引先」「地域」「協同組織」「中小企業」をキーワードに専門性、独自性を発揮した調査研究を行っています。

- トップページ
- 分野別最新情報一覧
- 各種レポート一覧
- 信金中金月報
- 信用金庫統計
- 全国信用金庫概況・統計
- 東京圏内調査
- 活動記録
- 研究所の概要
- 論文募集のお知らせ
- ご意見・ご感想
- リンク集
- English Page
- 地方公共団体アンケート調査

【詳細はこちら】

新着情報 WHAT'S NEW

当研究所の研究員が「優秀フォークラスター」に選出(PDF)

2023.1.16 中小企業景況レポート
第196回全国中小企業景況動向調査「10～12月期業況は3四半期連続で改善しコロナ前の水準近くまで回復」(特別掲載:2023年(令和5年)の経営見通し)(PDF)

2023.1.12 ニュース&トピックス
トランスパレンシアイニシアチブ普及の鍵を握る「ファイナンス・エミッション」(PDF)

2023.1.10 ニュース&トピックス
世界に先駆けて策定されたESG(環境・社会)データ提供機関の行動規範(PDF)

2023.1.10 「活動記録」ページを更新しました。

2023.1.6 ニュース&トピックス
人材マッチングによる中小企業の活性化に向けて④(PDF)

2023.1.5 ニュース&トピックス
パリ協定と両輪で動き始める「長寿・モニタリアル生物多様性特組」(PDF)

2023.1.5 内外金利・為替見直し
No.2022-10 日銀が長期金利抑制の運用における長期金利の変動幅を±0.5%程度に拡大(PDF)

2023.1.1 信金中金月報
2023年1月号(第22巻第1号通巻603号)(PDF)4.03MB

2022.12.28 産業企業情報
No.2022-20 サステナブルファイナンスの潮流①—漸まるESG(環境・社会)データ提供機関の重要性と開光を浴びるインパクト投資—(PDF)

2022.12.28 産業企業情報
No.2022-19 脱「価格競争」を実現する中小企業の「価値創造」とは④(商業編)—「経験価値」の創造で顧客満足とブランドロイヤリティの向上へ—(PDF)

ISSN 1346-9479

信金中金月報

2023年2月1日 発行

2023年2月号 第22巻 第2号(通巻604号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫